

福智町告示第141号

令和7年第4回福智町議会定例会を次のとおり招集する

令和7年11月25日

福智町長 黒土 孝司

1 期 日 令和7年12月2日

2 場 所 福智町議会議事堂

○開会日に応招した議員

浦田 大介君

森野 和彦君

田寄みゆり君

石谷 光信君

橋本 騰馬君

尾崎さつき君

小松 繁信君

木戸 勝正君

朝部 壽君

楠木 静則君

堀江 政洋君

沼口 富生君

高津 鶴己君

木村 幸治君

日比生洋一君

矢野 博文君

原田 幸美君

皆川 高司君

○応招しなかった議員

なし

令和7年 第4回 (定例) 福 智 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和7年12月2日 (火曜日)

議事日程 (第1号)

令和7年12月2日 午前8時59分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第61号 福智町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第62号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第63号 こども家庭庁関係内閣府令の整備等に伴うこども課所管条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第64号 令和7年度福智町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第8 議案第65号 令和7年度福智町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第9 議案第66号 令和7年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第10 議案第67号 令和7年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第11 議案第68号 田川地区斎場組合理約の変更について
- 日程第12 議案第69号 田川地区斎場組合の解散について
- 日程第13 議案第70号 田川地区斎場組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第14 議案第71号 田川地区広域環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 日程第15 議案第72号 田川郡町村公平委員会委員の選任について
- 日程第16 議案第73号 福智町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について

- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第61号 福智町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第62号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第63号 こども家庭庁関係内閣府令の整備等に伴うこども課所管条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第64号 令和7年度福智町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第8 議案第65号 令和7年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第66号 令和7年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第67号 令和7年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第68号 田川地区斎場組合規約の変更について
- 日程第12 議案第69号 田川地区斎場組合の解散について
- 日程第13 議案第70号 田川地区斎場組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第14 議案第71号 田川地区広域環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 日程第15 議案第72号 田川郡町村公平委員会委員の選任について
- 日程第16 議案第73号 福智町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

出席議員（17名）

1 番	浦田 大介君	2 番	森野 和彦君
3 番	田寄みゆり君	4 番	石谷 光信君
5 番	橋本 騰馬君	6 番	尾崎さつき君
7 番	小松 繁信君	8 番	木戸 勝正君
9 番	朝部 壽君	10 番	楠木 静則君
11 番	堀江 政洋君	12 番	沼口 富生君
13 番	高津 鶴己君	14 番	木村 幸治君
16 番	矢野 博文君	17 番	原田 幸美君

18番 皆川 高司君

欠席議員（1名）

15番 日比生洋一君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	森 めぐみ	係長	秀島 慎一
書記	松井 健太		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	黒土 孝司	副 町 長	竹下 靖
教 育 長	朝部 英晴	会計管理者兼税務課長	森野 道正
総務課長	長野 士郎	企画振興課長	木村貴代美
住民課長	若林 友克	防災管財課長	山本 一博
人権推進課長	白石 貴裕	こども課長	小松 卓美
福祉課長	藤村 成美	保険健康課長	中島貴美子
建設課長	仲村 芳久	農政課長	白石 輝彦
住宅課長	前川 司	診療所事務長	守田裕一郎
学校教育課長	田中 智和	生涯学習課長	澤井 秀孝
監査委員	田丸 孝司		

午前8時59分開会

○議長（皆川 高司君） おはようございます。それではただいまより、令和7年第4回福智町議会定例会を開会します。欠席者の報告をいたします。日比生議員から欠席届が提出されていますので報告いたします。ただいまの出席議員は17名です。定足数に達していますので、本日の会議は成立いたします。町長挨拶をお願いします。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） おはようございます。本日は令和7年第4回福智町議会定例会の招集にあたり、ご多用の中ご参集くださいますと誠にありがとうございます。初めに先月、内閣において閣議決定された2点の物価高騰施策に関しまして、皆様にご報告いたします。1点目は、18歳までの子供1人当たり2万円を児童手当に上乗せして給付する内容に関する国の一般会計

補正予算が11月21日に閣議決定されました。2点目は、食料品等の物価高騰による影響を鑑み重点支援地方交付金の拡充に伴う、国の一般会計補正予算が11月28日に閣議決定されたところでございます。この2点につきまして、まだ具体的な内容については示されておりませんが、これから国や県の動向を踏まえ迅速かつ柔軟に検討の上、今後の予算化に向け対応して参りたいと考えておりますので皆様におかれましては、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。今回の提出議案は、議案第61号から議案第73号までの13議案でございます。議案の内訳は条例の制定が1件、条例の一部改正が3件、令和7年度補正予算が4件、田川地区斎場組合及び田川地区広域環境衛生施設組合に関するものが4件、田川郡町村公平委員会委員の選任が1件でございます。詳しいことにつきましては、その都度ご説明申し上げますので、慎重なる審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 本日の議事日程はお手元に配付の通りです。議事日程につきましては、去る11月25日に開催されました議会運営委員会の答申によるものです。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（皆川 高司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日定例会の会議録の署名議員は、8番、木戸議員、9番、朝部議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（皆川 高司君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

第4回定例会の会期は、12月2日から12月12日までの11日間としたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、第4回定例会の会期は本日から12月12日までの11日間と決定しました。一般質問通告書は12月4日、木曜日、午後5時までとなっております。お間違いのないようお願いします。また事前に通告が分かるものは早めに提出をお願いします。

日程第3. 諸般の報告

○議長（皆川 高司君） 日程第3、諸般の報告。

まずは議長報告ですが私が出席した会議等につきましては回覧をもちまして報告とさせていただきます。次は町長報告を黒土町長。はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） それでは報告をさせていただきます。報告は5件でございます。1つ目

は、福智町総合体育館整備についてでございます。社会教育施設の統廃合に伴う総合体育館の建設につきまして、本日議員の皆様には経過報告資料をお配りしておりますが、条件付一般競争入札の方法により、6月12日、7月3日、9月18日の3回にわたり公募を行って参りましたが、いずれも入札が不調となりましたこと、11月11日の全員協議会におきまして議員の皆様にはご報告をさせていただいたところでございます。この入札が不調となった原因につきまして調査を行ったところ、工事金額の折り合いがつかないとのことでした。現在設計における積算内容の精査を行っているところでございます。本事業には国からの交付金や過疎対策事業債など多くの財源を予定しており、財源を確保する上でも工期には限りがございますので、今後につきましては設計変更などを含め設計会社と協議を進め、少しでも早く本事業の契約締結できるよう努めて参ります。また契約方法につきましては限られた工期の中、再度一般競争入札の方法で行うことは困難であると判断した場合には、随意契約による契約締結も視野に入れ、法的な分野におきまして弁護士とも協議を行いながら、検討をして参りたいと考えております。議員の皆様におかれまして、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。続きまして2つ目は平成筑豊鉄道の今後のあり方についてでございます。平成筑豊鉄道の今後のあり方につきまして議員の皆様は資料をお配りしておりますが11月20日に第6回の法定協議会が開催され、上下分離方式による鉄道維持の案。既存路線をバス専用道路に再整備して運行するBRTの案。路線バスの案。3つの案が出揃い今後30年間の自治体負担額などを示されたところでございます。今後、住民アンケートを実施した上で町としての意見をまとめる予定でございますので、最終的には来年3月中旬に予定されている法定協議会で方向性が決定されることとなります。こうした内容の詳細につきまして、議長の許可をいただいて本日の本会議終了後に議員の皆様は説明をさせていただく予定にしておりますので、閉会後もこのままご出席いただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。続きまして3つ目は、日王の湯についてでございます。現在、温泉施設日王の湯につきましては、指定管理者である株式会社サンレーによる運営業務を行っておりますが、本年度末をもって運営業務を終了することとなりました。このことにつきましては、11月11日の全員協議会で議員の皆様にご報告をさせていただいたところでございます。今後につきましては、指定管理者制度による事業者募集を行うため、今月中に募集要項を制定し来年1月中旬には募集を開始する予定で準備を進めているところでございます。しかしながら施設の老朽化などの課題を抱える本施設に、新たな事業者の応募があるかは正直厳しい状況であると考えております。全員協議会で議員の皆様からご意見をいただきましたが、温泉施設という用途を限定せず施設の様々な活用方法につきましても検討して参りたいと考えておりますので、引き続き議員の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。続きまして4つ目は、クラウドPBX導入に伴う役場の電話対応についてでございます。本年度の当初予算におきまして、主要事項として掲げておりました

クラウドP B X導入事業に伴いまして、役場における電話対応の品質向上と職員の適正な業務環境を確保するため、今月22日、月曜日より一部の出先機関を除き、電話の通話録音を開始いたします。今月22日以降におきましては、役場に電話をかけた際には通話開始前に発信者に対し録音を行う内容のメッセージが流れるようになります。こうした整備により町民の皆様からのお問い合わせ内容を正確に記録し、職員の聞き間違いなどを防ぐとともに対応内容を検証することで、より良い行政サービスの提供に努めて参りたいと考えております。また、休日や夜間などの閉庁時間における電話対応につきまして、原則として閉庁時間内に折り返しをお願いする内容のアナウンスを行いますが、災害時や人命に関わる事案など緊急性の高い場合のためにアナウンスの後に当直に繋がる仕組みとなっております。本取り組みは、町民の利便性の向上と職員の業務環境整備の両立を図る上で必要な施策であると考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。失礼いたしました。最後の5つ目がございます。最後の5つ目は、本庁舎1階窓口改修工事の進捗状況についてでございます。本庁舎1階部分の窓口改修工事につきましては、落札業者が決定し年明けの1月より着工する運びとなりました。住民サービスへの影響を最小限に抑えるために工事は主に週末ごとに実施し、来年3月中旬完成を予定しております。改修後は住民の皆様の利便性を高める総合窓口を新たに設置し、すべての窓口カウンターを車椅子の方やご高齢の方にも座ってご利用いただけるようなローカウンターに変更いたします。今後、皆様にとって快適で利用しやすい庁舎の実現に向け、引き続き事業を推進して参ります。以上をもちまして報告を終わらせていただきます。

○議長（皆川 高司君） 次は各常任委員会報告ですが、第3回定例会以降各常任委員会は開催されていませんので報告はありません。次は一部事務組合議会報告です。令和7年第3回定例会以降開催された議会のみ報告していただきます。まずは田川地区消防組合議会報告を堀江議員。はい。堀江議員。

○議員（11番 堀江 政洋君） おはようございます。田川地区消防組合議会報告いたします。9月24日水曜日、令和7年第3回福岡県田川地区消防組合議会臨時会、そして11月28日金曜日、令和7年第4回福岡県田川地区消防組合議会定例会が田川地区消防本部2階講堂において開催されましたので報告いたします。それぞれの議会における議案として第1号副管理者の選任について、令和7年度一般会計補正予算第2号について、令和7年度一般会計補正予算第3号について、田川地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について、田川地区消防組合と仲間市との間における消防通信指令事務の委託に関する協議について、損害賠償の決定について、以上6件の議案及び認定として、令和6年度一般会計歳入歳出の決算の認定についてが1件、合計7件の議案及び認定が審議され、すべて原案の通り可決承認されました。詳細につきましては、防災管財課に議案書、議事録が田川地区消防組合より送付されていますので、ご参照願います。

以上で田川地区消防組合議会報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 次は田川地区斎場組合議会報告を矢野議員。はい。矢野議員。

○議員（１６番 矢野 博文君） おはようございます。田川地区斎場組合議会報告。田川地区斎場組合議会の報告をいたします。令和７年第３回多賀地区斎場組合議会定例会が令和７年１０月９日、さくら環境センターにて、開催されましたので報告をいたします。令和６年度田川地区斎場組合歳入歳出決算について認定された他、議案として令和７年度田川地区斎場組合一般会計補正予算第１号について、用語等の整備に関する条例の制定についてを審議しいずれも原案のとおり承認可決されました。以上で報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 次は田川地区水道企業団議会報告を橋本議員。はい、橋本議員どうぞ。

○議員（５番 橋本 騰馬君） おはようございます。田川広域水道企業団議会報告をいたします。令和７年、第３回田川広域水道企業団議会１１月定例会が令和７年１１月２７日に開催されました。議案としまして、令和７年度田川広域水道企業団水道事業会計補正予算第１号が１件、田川広域水道企業団個人情報保護施行条例の一部改正について田川広域水道企業団、行政財産使用条例の一部改正について、令和６年度田川広域水道企業団水道事業会計決算認定についてが１件。原案のとおり可決認定されました。報告事項として数件の入札結果についての報告がありました。以上で報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 次は福岡県介護保険広域連合議会報告ですが令和７年第３回定例会以降開催されていませんので報告はありません。以上で、一部事務組合議会報告を終わります。次は、監査報告を田丸代表監査委員。どうぞ。

○監査委員（田丸 孝司君） 監査報告をいたします。例月出納検査及び財務監査を９月２５日、１０月２７日、１１月２６日に実施しました。出納検査をした結果、預金通帳、日計表残高は符合していました。次に、財務監査ですが各会計関係書類並びに帳簿を監査した結果、事務処理、事業の執行は適正に処理をされていました。以上で監査報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 次は特別委員会報告です。令和７年第３回定例会以降開催された特別委員会のみ報告していただきます。福智町議会広報特別委員会報告を朝部委員長。朝部委員長。

○議員（９番 朝部 壽君） 改めておはようございます。広報特別委員会報告をいたします。

９月定例会後、９月１２日、１０月１７日、１０月２４日、１０月３１日、最後に１１月７日に委員会を開催し議会だより６２号の発行に向けて作業を行い、議長を初めとし各委員それから事務局のご協力により、今月の発行となっております。また１１月６日に博多サンヒルズホテルで開催された、広報研修会に参加をいたしております。以上で報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 以上で諸般の報告を終わります。議案審議に入る前に皆様にお諮りします。定例会の審議方法につきましては、本会議で審議を行うもの、委員会に付託して審議を行う

ものを1議案ごと会議に諮り、議事を進めてまいりたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認めます。なお、本会議審議の議案及び委員会付託審査の議案の討論・採決については、最終日の本会議で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、討論採決については最終日の本会議で行うことで、議事進行をさせていただきます。

日程第4．議案第61号 福智町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第4、議案第61号、福智町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第61号につきましては、福智町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容としましては、令和7年の人事院勧告に伴い福智町職員等の給料表、期末勤勉手当の支給割合等を改定するため、関連する条例の一部を改正するものでございます。詳しいことにつきましては担当課よりご説明申し上げますので、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を長野総務課長に求めます。はい。長野総務課長。

○総務課長（長野 士郎君） おはようございます。総務課の長野でございますよろしくお願いいたします。議案第61号について補足説明をいたします。人事院勧告を受け、地方公務員の給与改定等に関する取り扱いについて閣議決定されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。資料の45ページをお願いいたします。人事院勧告等による各条例の主な改正内容でございます。第1条福智町職員の給与に関する条例の一部改正において、期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引き上げ、期末勤勉手当を合わせて現行の4.6月分から0.05月分の引き上げとなるものでございます。また宿日直手当を勤務1回につき300円加算し、通勤手当の10キロ以上の額を記載の通り引き上げ、給料月額におきましては各給料表においてそれぞれ引き上げられており、行政職給料表1における改定率は平均3%の引き上げとなっております。ページめくっていただきまして10ページをお願いいたします。第2条は第1条における期末勤勉手当の改正内容について、引き続き令和8年4月1日からの施行に対応するための一部改正となっております。勤務手当において65キロ以上の額を記載の通り引き上げるものでございます。第3条は福智町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、行政職給料表1の給料月額の引き上げに伴い、同表に準じている会計年度任用職員給料表の給料月

額を引き上げるものでございます。なお第1条及び第3条につきましては、令和6年4月1日から遡及して適用するものでございます。補足説明は以上でございます。ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については所管の総務文教常任委員会に付託し審査を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

**日程第5．議案第62号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する
条例の制定について**

○議長（皆川 高司君） 日程第5、議案第62号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第62号につきましては、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容としましては、地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。詳しいことにつきましては、担当課よりご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を長野総務課長に求めます。はい、長野総務課長。

○総務課長（長野 士郎） 議案第62号について補足説明をいたします。議案書の2ページをお願いいたします。地方自治法施行令の一部改正により本条例に引用する条項に、ずれが生じたことに伴い本条例の一部を改正するものでございます。なお引用法令の条項のずれを改正する以外の条例内容の変更はございません。改正内容といたしましては、新旧対照表に記載の通り地方自治法施行令の条項のずれに伴い、第2条中の第173条の4を第173条の5へと改めるものでございます。補足説明は以上でございます。ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について質疑の方はありますか。はい。田寄議員。

○議員（３番 田寄 みゆり君） １７３条の４から５にということなんですけども。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員マスクのけて。

○議員（３番 田寄 みゆり君） はい。すいません。１７３条の４であつたものが今回５になるということなんですけれども、そしたらその元の４には何が入るんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、総務課長。

○総務課長（長野 士郎） はい。地方自治法施行令の１７３条の４に特定歳入等の収入に関する条項が差し込まれたことに伴うずれとなっております。

○議長（皆川 高司君） はい。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については所管の総務文教常任委員会に付託し審査を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第６．議案第６３号 こども家庭庁関係内閣府令の整備等に伴うこども課所管条例の整備等に関する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第６、議案第６３号、こども家庭庁関係内閣府令の整備等に伴うこども課所管条例の整備に関する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第６３号につきましては、こども家庭庁関係内閣府令の整備等に伴うこども課所管条例の整備に関する条例の制定についてでございます。内容としましては、児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、こども家庭庁関係内閣府令が整備されたことを受け、こども課所管の関係条例に所要の改正を行う整備条例を制定するものでございます。詳しいことにつきましては担当課よりご説明申し上げますので、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明をこども課長に求めます。はい。小松こども課長。

○こども課長（小松 卓美君） おはようございます。こども課の小松です。よろしくお願いいたします。議案第６３号、こども家庭庁関係内閣府令の整備等に伴うこども課所管条例の整備に関する条例の制定についての補足説明を行います。今回の条例改正は令和７年４月２５日付法律第２９号の児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、こども家庭庁関係内閣府令が整備されたことを受けて、当課所管の条例を整備するものであります。１つ目は、児童養護施設等で

施設や事業の職員等による被措置児童に対する虐待についてです。その対象となる施設や事業に、保育所、家庭的保育事業、放課後児童健全育成事業等が追加され、児童福祉法において通報義務等が創設されました。これを受けて町の条例で引用している条項に項ずれが生じたので、一部改正を行っております。関連する箇所としまして、新旧対照表３ページの、福智町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第２５条。４ページの福智町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、上段の第１３条。８ページ、福智町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、下段の第１３条であります。改正内容は第３３条の１０各号を第３３町の１０第１項各号に改めております。続きまして保育士不足を補うために、国家戦略特別区域に限り認められていました地域限定保育士制度は、一般制度化されたことに伴う改正です。都道府県及び指定都市の区域内で保育士不足は特に大きいと内閣総理大臣の認定を受けた都道府県等は一定の講習や試験を実施し、合格したものを地域限定保育士と登録し、当該都道府県区域内での児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導が行うことができることとなりました。このことを受けて町の条例等においても対応するため一部改正を行っております。これに関連する箇所としまして、新旧対照表の５ページの第２４条及び第３０条６ページの第３２条及び４５条。６ページから７ページにかけての第４８条及び付則第９条第２項となっております。最後は保育所等の健康診断についてです。母子保健法に基づく健康診査の内容が、保育所等で行う健康診断の全部または一部に相当する場合は、保育所等で行う健康診断の全部または一部について行わないでもよいとされたことに伴う改正となっております。関連箇所としまして新旧対照表４ページの福智町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、中段の第１８条です。以上が今回の条例整備に関する補足説明です。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりましたこれより質疑を行います。本案について質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については所管の厚生常任委員会に付託し審査を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については所管の厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第７．議案第６４号 令和７年度福智町一般会計補正予算第４号について

○議長（皆川 高司君） 日程第７、議案第６４号、令和７年度福智町一般会計補正予算第４号に

ついて議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第64号につきましては、令和7年度福智町一般会計補正予算第4号についてでございます。補正額は3億5947万5000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、262億8704万7000円とするものでございます。詳しいことにつきましては担当課よりご説明申し上げますので、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明をなお長野総務課長に求めます。はい。総務課長長野さん。

○総務課長（長野 士郎君） 議案第64号、令和7年度福智町一般会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5947万5000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ262億8704万7000円とするものでございます。次に第2条債務負担行為の補正でございます。地方自治法第214条の規定による債務を負担する行為をすることができる事項その期間及び限度額につきましては、第2表債務負担行為補正に記載の通りでございます。議案書の5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正の追加事項でございます。まず下田川クリーンセンター解体事業でございますが、令和8年度から令和9年度の2か年で予定している解体工事について、令和7年度中に業者選定を行うための追加でございます。3か年の限度額は10億2000万円で、内訳として工事請負費10億円、管理委託料2000万円を見込んでおります。財源につきましては、旧下田川清掃施設組合基金を充当いたします。その下、田川地区障害者地域活動支援センター業務委託事業は障害者総合支援法の規定に基づき、田川市郡8市町村で共同設置するもので令和8年度から3か年の委託期間で、負担金割合に基づく限度額は1290万円。同じく令和7年度中に業者選定を行うための追加となっております。続きまして下の9ページをお願いいたします。第3条の第3表繰越明許費でございます。年度内に支出を終わらない見込みとなっている事業経費について、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して支出することができる経費の限度額を定めるものでございます。2款1項総務管理費では発災時等の停電に対応し、行政機能を維持するための本庁舎における非常用自家発電設備設置事業及び、ふくーるバス4台分の公共交通車両購入事業、10款5項社会教育費における図書館歴史資料館のエレベーター更新のための整備事業の3事業の繰越明許をお願いするので、総額は2億1140万6000円となっております。続きまして次の7ページをお願いいたします。第4条の第4表地方債補正でございます。過疎対策事業債、合併特例事業債、緊急自然災害防止対策事業債の3つの地方債において、借入限度額を7430万円増額し、補正後の総額を40億8500万円とするものでございます。それでは初めに総括的な内容を説明させていただきます。資料の9ページをお願いいたします。本補正予算の概要といたしましては、合併特例事業債の発行期限を迎える最終年度にあたり、借入限度額の残額を事業財源として活用するた

めの1億7292万2000円の計上を初め、人事院勧告に伴う人件費及び保育所運営委託費並びに、ごみ収集委託料の増額で全体補正額の96%を占める計上となっております。続きまして歳出の主な事項及び財源等について説明させていただきます資料15ページをお願いいたします。ページ中段2款1項5目財産管理費でございます。17節備品購入費、公用車購入費に1046万6000円を計上いたしております。これは旧町から引き継いで20年以上経過した町のマイクロバスの老朽化が進んでいるため財源に合併特例事業債を活用し、購入するものでございます。次にその下段2款1項6目企画費、12節委託料及び17節備品購入費合わせて2343万6000円を計上いたしております。これは、ふくーるバス4台分の車両購入費とラッピングや改装費の委託料で、財源に合併特例事業債を活用するものでございます。ページめくっていただきまして次の16ページをお願いいたします。ページ下段2款2項2目賦課徴収費、19節扶助費に住民税定額減税給付金として1300万円を計上いたしております。これは国による定額減税給付金の本人申請によって判明した361名分の不足額を計上するもので、財源は全額国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となっております。続きまして19ページをお願いいたします。ページ中段3款2項4目子供子育て事業費、12節委託料、保育料、保育所等運営委託費に7439万2000円を計上いたしております。これは公定価格単価加算等に伴う増額補正で、財源を国と県と町が負担するもので、町の負担分は1091万3000円でございます。続きまして21ページをお願いいたします。ページ中段4款2項2目塵芥処理費、12節ごみ収集委託料に5797万4000円を計上いたしております。これは昨年12月からごみ処理施設が大任町の、さくら環境センターへと移行したことにより、移動距離の延長に伴う車両整備費や人件費を初め、粗大ごみの戸別収集に対応するための業務量増加や、物価高騰の影響等により、当初の見込みを大きく超える事業所運営費用が生じたことによる増額補正となっております。続きまして23ページをお願いいたします。ページ上段6款1項8目農村環境整備事業費、14節工事請負費、農村環境整備工事費に1100万円を計上いたしております。これは合併特例事業債が最終年度であることから、借入限度額の残額を活用するため来年度予定していた農道及び水路整備事業を前倒しで行うことによる、6100万円の増額補正で本年度予定していた吉ヶ浦下池整備工事の設計工期延長に伴う5000万円の減額と差し引きした、1100万円の補正計上となっております。続きましてその下段7款1項1目商工業振興費。18節負担金補助及び交付金、平成筑豊鉄道経営安定化補助金に1968万円を計上いたしております。これは平成筑豊鉄道の施設整備の老朽化に対する最低限の整備及び福岡県最低賃金の引き上げに伴う人件費の増額で、沿線9市町村の負担金割合に基づき助成するものでございます。次のページ24ページをお願いいたします。ページ中段8款2項2目、道路橋梁新設改良費、14節工事請負費、道路新設改良工事費に1000万円を計上いたしております。これは合併特例事業債を財

源に来年度予定していた町道整備事業を前倒して行うことによる増額で、不足分に公共施設整備基金を充当するものでございます。最後に29ページをお願いいたします。ページ下段10款5項11目、図書館歴史資料館運営費、14節工事請負費、図書館歴史資料館整備工事に5357万円を計上いたしております。これは、ふくちのち施設内にあるエレベーターの経年劣化に伴い、旧式の油圧式からワイヤーロープ式へとエレベーターを更新整備するもので、財源に起債の最終年度である合併特例事業債を活用するものでございます。なおその他の歳入歳出につきましては、資料8ページ以降の事項別明細書を後程ご参照くださいますようお願いいたします。以上で議案64号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりましたこれより質疑を行います。本案について質疑の方ありませんか。はい。高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 5ページについてお伺いします。下田川クリーンセンター解体事業といった場合にクリーンセンターといたら、し尿の方なのか或いはごみ焼却施設に入っているクリーンセンターなのか、私はクリーンセンターといった場合にはし尿の方だけで、10億もかかるのかというふうに思ったんですけども、これはし尿とごみ焼却両方入ったところの解体事業費なのか。まずお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい若林課長。

○住民課長（若林 友克君） 住民課若林です。よろしくお願いします。クリーンセンターですが、し尿の方の弁城の迫にある施設となります。その解体費用となります。

○議長（皆川 高司君） はい。高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 弁城のし尿の方の解体事業で10億というのは、ちょっと素人目では金額が大きすぎるんじゃないかと思えますけども、その辺の積算というのか設計委託というのか、それはきちんとやられておるのかどうなのか。お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 若林さん厚生で説明せなき簡単に説明して。高津議員厚生委員会で付託しますけ。よろしくお願いします。ちょっと説明して。

○住民課長（若林 友克君） 施設としましては管理棟と処理場の2棟ありまして、3年ぐらい前からアスベスト等の検査をいたしまして積算した金額となっています。

○議長（皆川 高司君） はい。どうぞ。

○議員（13番 高津 鶴己君） 厚生でもう少し詳しくお尋ねしますけれども、そうするとごみ焼却場の部分というのは全く別のものということになると、多分基金として10数億しか残ってなかったと思うんだけど、足りるのかどうなのかごみ焼却場のところの方が、私はむしろ解体事業費は大きいというふうに踏んでおるんですけども。その辺は大丈夫かどうなのかちょっと、最後の質問ですけどもお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 若林課長。

○住民課長（若林 友克君） 議員のおっしゃられる通り基金の方はそれぐらいになってると思います。赤池の塵芥センターの方の費用につきましては、今後補助金等過疎債も含めて検討して参りたいと考えています。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。厚生で詳しく聞いてください。はい。他にございませんか。はい。田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） 田川地区障害者地域活動支援センター業務委託事業のことなんですけども、これは結局福智町にできるわけではなくて田川地区全体でどこかにつくるといことなんだと思うんですけど、どこに作るのかそして業務の内容がどういうことなのかということをお教えいただいてもいいでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい。藤村課長。

○福祉課長（藤村 成美君） 福祉課藤村です。これにつきましては田川市郡で建設というか事業委託をする予定になっております。これがですね今後各市町村の議会が通りましたらプロポーザルで選出をする予定です。事業内容としましては、障害者総合支援法の中で地域活動支援センターのⅠ型事業というのがありまして、それを事業委託する予定となっております。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員、厚生常任委員会で詳しく聞いてください。お願いします。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については配付しています各常任委員会一般会計歳出補正予算分割表案に基づき、各常任委員会に付託し審査を行いたと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については各常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

日程第8．議案第65号 令和7年度福智町国民健康保険特別会計補正予算第2号について

○議長（皆川 高司君） 日程第8、議案第65号、令和7年度福智町国民健康保険特別会計補正予算第2号について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第65号につきましては、令和7年度福智町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてでございます。補正額は51万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ28億4979万2000円とするものでございます。補正内容といたしましては、人事院勧告に伴う給与等の改正と前年度実績に伴う保険給付費等交付金の返還に伴う増額であり、一般会

計繰入金の増額と積立金の減額により財源調整を行うものでございます。ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりましたこれより質疑を行います。本案について質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。諮りします。本案については所管の厚生常任委員会に付託し審査を行いたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については所管の厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 9. 議案第 6 6 号 令和 7 年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号について

○議長（皆川 高司君） 日程第 9、議案第 6 6 号、令和 7 年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第 6 6 号につきましては、令和 7 年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号についてでございます。補正額は 3 0 万円を追加し、歳入歳出を予算総額をそれぞれ 4 億 1 4 6 万 1 0 0 0 円とするものでございます。補正内容としましては、人事院勧告に伴う給与等の改正に伴う増額であり、一般会計繰入金を財源とするものでございます。ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については所管の厚生常任委員会に付託し審査を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については所管の厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 1 0. 議案第 6 7 号 令和 7 年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算第 2 号について

○議長（皆川 高司君） 日程第 1 0、議案第 6 7 号、令和 7 年度国民健康保険福智町立診療所事

業特別会計補正予算第2号について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第67号につきましては、令和7年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算第2号についてでございます。補正額は451万3000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ4億8347万円とするものでございます。補正内容につきましては、人事院勧告に伴う給与等の改正に伴う増額であり、歳入欠陥補填収入により予算の均衡を図るものでございます。ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について質疑のことはありますか。はい。高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 人件費等が増えておって451万3000円ということのようでありますけれども、その前の2つの会計、予算については1桁違うんですけども何でこの診療所会計だけが、1桁多い数字になっておるのか、これは総務課長にお尋ねしたほうがいいかなと思いますけれども、どうして1桁大きいのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい。総務課長。

○総務課長（長野 士郎君） 一般会計から国保会計後期医療会計に繰り出す他会計への繰出金が81万ございますので、そういった影響もあって差が生まれているところだと認識しております。

○議長（皆川 高司君） 高津議員これ厚生で聞いてください。

○議員（13番 高津 鶴己君） 詳しくお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 委員会で詳しく聞いてください。はい。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 無いようですので、お諮りします。本案については、所管の厚生常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については所管の厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（皆川 高司君） ここで皆様にお諮りします。日程第11から日程第14、議案第68号から議案第71号までの4議案はすべて令和8年4月1日に田川地区斎場組合と田川地区広域環境衛生施設組合を先行して統合するため必要な案件でありますので、一括議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、日程第11から日程第14までを一括議題とすることに決定しました。これも厚生常任委員会に付託する予定です

日程第 1 1 から日程第 1 4 議案第 6 8 号から議案第 7 1 号

議案第 6 8 号 田川地区斎場組合規約の変更について

議案第 6 9 号 田川地区斎場組合の解散について

議案第 7 0 号 田川地区斎場組合の解散に伴う財産処分について

議案第 7 1 号 田川地区広域環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

○議長（皆川 高司君） 日程第 1 1 から日程第 1 4、議案第 6 8 号、田川地区斎場組合規約の変更について。議案第 6 9 号、田川地区斎場組合の解散について。議案第 7 0 号、田川地区斎場組合の解散に伴う財産処分について。議案第 7 1 号、田川地区広域環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についての 4 議案を議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第 6 8 号につきましては、田川地区斎場組合規約の変更についてでございます。内容としましては令和 8 年 3 月 3 1 日を限りに、田川地区斎場組合を解散する予定であるため、事務の承継をあらかじめ規約に定めておく必要が生じたことから、地方自治法第 2 9 0 条の規定により提案するものでございます。続きまして、議案第 6 9 号につきましては田川地区斎場組合の解散についてでございます。内容としましては令和 8 年 3 月 3 1 日を限りに田川地区斎場組合を解散するため、地方自治法第 2 9 0 条の規定により提案するものでございます。続きまして、議案第 7 0 号につきましては田川地区斎場組合の解散に伴う財産処分についてでございます。内容といたしましては、田川地区斎場組合の解散に伴う財産処分を関係市町村と協議の上定めることについて、地方自治法第 2 9 0 条の規定により提案するものでございます。続きまして、議案第 7 1 号につきましては、田川地区広域環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてでございます。内容としましては、令和 8 年 4 月 1 日から田川地区広域環境衛生施設組合の共同処理をする事務を変更し規約を変更するため、地方自治法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。以上 4 議案につきましては、詳しい内容は担当課よりご説明申し上げますので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を若林住民課長に求めます。はい。若林住民課長。

○住民課長（若林 友克君） 住民課若林です。よろしくお願いします。議案第 6 8 号から 7 1 号まで補足説明をさせていただきます。議案第 6 8 号から 7 1 号につきましては、田川地区一部組合を整理統合するに当たりまして、来年の 4 月 1 日に斎場組合と広域環境衛生組合を先行統合するための 4 議案となります。各構成団体の市町村にて、それぞれ 1 2 月議会の議決を得まして、

来年1月に正式に県知事に対し届け出、申請の手続きを行う必要があります。まず議案第68号から説明させていただきます。議案第68号の田川地区斎場組合同約の変更についてでございますが、こちらは今回吸収統合によりまして斎場組合が解散した場合における事務の承継につきまして定めるものでございます。斎場組合が解散した場合における事務の承継につきまして定めるものでありまして、あらかじめ規約に定めておく必要がございます。このため斎場組合の規約に、組合が解散した場合においては田川地区広域衛生組合がその事務を継承するという一文を追加するものが本議案でございます。1ページ目に8市町村の規約の変更に関する協議書2ページ、3ページに組合同約の一部を変更する改め文新旧対照表、4ページ目以降は変更後の斎場組合同約を参考で添付しておりますのでご参照ください。続きまして議案第69号でございますが、田川地区斎場組合の解散についてでございます。これは田川斎場組合を解散するというものでございます。そのことを定めるものであります。1ページ目に8市町村の解散に関する協議書を添付しております。続きまして議案第70号、田川地区斎場組合の解散に伴う財産処分についてでございます。これは吸収統合に伴って解散する田川地区斎場組合の財産のすべてを統合先であります広域環境衛生組合に帰属させるというものでございます。次の1ページに、8市町村の財産処分に関する協議書、2ページに参考といたしまして田川地区斎場組合の財産に関する調書を添付しておりますのでご参照ください。最後に議案第71号についてでございますが、これは田川地区広域環境衛生組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてでございます。広域環境衛生組合の共同処理する事務を変更するため、今回規約を変更するものでございます。こちら少し変更内容が多いので詳しく説明をさせていただきたいと思います。1ページ目から2ページ目が8市町村の協議書、3ページ目から7ページ目に組合同約の一部を変更する改め文、そして新旧対照表を添付しております。8ページをお開きください。8ページ以降は変更後の田川地区環境衛生組合の規約となっております。こちらの変更後の規約にて説明をさせていただきます。変更点につきましては、大きく分けて2つございます。1つ目は、規約の第3条共同する事務を変えること。もう1つは第15条の分布金について変更するものになっております。順にご説明させていただきます。規約の第3条、共同する事務の変更についてでございます。斎場組合を今回吸収統合することに伴いまして、広域環境施設組合の規約の中に火葬に関する内容を第3条の第3号、火葬に関することというふうに追記いたしました。そして第4号にごみ処理施設、最終処分場、し尿処理施設及び火葬場ということで火葬場を明記いたしまして、施設の記載順序を整理しております。それに加えましてこれまで管理運営に関することとしておりましたところを、設置管理及び管理に関することに改めております。これはもともと斎場組合の規約におきまして、斎場施設は建てかえ予定があるため設置という記載がありました。広域環境の現行の記載には、施設ができたばかりでありますので設置という明記がありませんので、管理運営に関することを

設置を追記いたしまして、設置管理及び運営に関することに改めたところでございます。なおそれにあわせまして次の第6号ごみ処理施設に付帯している整備するスポーツ施設等につきましても、管理運営のところを設置管理及び運営としたところでございます。第3条の共同処理する事務については以上となります。次に第15条の部分布金、10ページをご覧ください。①番。上段の①番、ごみ処理施設最終処分場及びスポーツ施設等に関する管理及び運営経費、こちらは現行の広域環境の規約を準用いたしまして、人口割が50%、ごみ処理割50%でございます。②も同様に、し尿処理施設に関する管理運営経費は人口割が50%、し尿処理割が50%となっております。次に③の火葬場に関する管理及び運営経費は、現行の斎場組合の規約を準用いたしまして、遺体火葬割100%としております。今回新たに加えたのが④の議会及び総務に関する経費でございます。これは職員の人件費や議会運営費、文書管理費などいわゆる事務経常的な事務経費でございますが、現行では両組合とも明確な規定がございませんので、今回の統合を契機といたしまして、今後の組合運営の円滑を図るために新たにこの負担割を規定したというふうに考えたものでございます。これはいわゆる経常経費でありまして処理量、処理量割などに左右されるものではない、構成自治体が平等に負担すべき経費ということで、人口割100%としております。人口割の基準につきましては、現行の広域環境の規約で国勢調査ベースの人口割を採用しておりますので今回統合に当たりましても国勢調査人口を基礎としまして、規定しているものとなります。④は以上でございます。次に⑤について各施設の設置に関する経費でございます。これは斎場組合の現行規約は施設の建設する経費で、施設に要する経費であります。これは人口割と定まっておりますが、広域環境は明確には定まっておりません。それで今回の改正後は、各施設の設置に関する経費につきましては、人口割100%を設定しております。広域環境の施設につきましては、できたばかりでございますので現在は負担金を徴収はしておりません。10ページの下段の付則をご覧ください。施行期日につきましては、統合の令和8年4月1日となっております。11ページ、次のページをお開きください。経過措置についてであります。現在の斎場組合の規約は、人口割について住民基本台帳のベースで行っております。今回の統合に当たりまして、国勢調査ベースになりますので統合後の経過措置について記載しております。経過措置の次の第3条3項にて、第15条の規定にかかわらず、この規約の施行後最初に建設する火葬場の設置に関する経費に係る各市町村の分賦金の割合は、田川地区斎場組合規約の規約の例によるとしております。現在斎場組合を新しく建て替えるための経費を各市町村から徴収をしております。それは今後、近年中におそらく建て替えるであろう今の火葬場のために積み立てているというところでございます。ここにつきましては建設するまでは、それに必要な金額を、今の住基台帳ベースの人口割という、負担割合を変えずに行って建てた後で国勢調査ベースの人口割の取り方をするというところであります。第15条については以上でございます。以上が4議案について

の補足説明となります。令和8年4月1日の斎場組合と広域環境衛生施設組合を選考するための大切な議案となっておりますので、ご承認いただきますようよろしくお願いします。

○議長（皆川 高司君） はい、提案理由の説明が終わりましたこれより質疑を行います。本案について質疑の方はありますか。森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 質問させてもらいますが、これ案に関しては賛成ですけど。

○議長（皆川 高司君） 森野議員、多分これ付託すると思うけどそこで聞いてください。

○議員（2番 森野 和彦君） 全体的なものがちょっと必要でですね承認を受けてもですねまた、新しく問題が生じないかというふうに危惧しますが、そういったものをお聞きしたかったので、町長にですね。1市6町1村で義案として上がりますよね。その中で1町でも可決されなかった場合はどうなるでしょう。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） これ全市町村の合意が必要になります。1町でもこれをしますと滞ってしまうということで、全会一致ということの基本に提案をしております。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 議案第70号について厚生常任委員会で詳しく聞きますけども、この2ページ、基金について、全額、全額、全額というふうに書いておられます。これは令和6年度末では幾らあったのか、或いは令和7年度末でここは全額というふうに書いてるんだと思いますけれども、7年度末では幾ら予想しておるのか、多分今は答えられないと思いますんで厚生常任委員会で資料をもって答えてください。

○議長（皆川 高司君） 課長いいですかね。お願いします。

○議員（3番 田寄 みゆり君） はい。

○議長（皆川 高司君） あなたも厚生委員会やろ。なしね。あなた達に全部付託されちゃうき、あなた達がちゃんと審議すれば、みんな付託するんですよ。

○議員（3番 田寄 みゆり君） はい。でも皆さんにも聞いてもらおうと思って。

○議長（皆川 高司君） 皆さん聞きます。はい。田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） はい。気になったのがですね、スポーツ施設等に関する管理というところなんですけれども、このスポーツ施設は今どういう状況になってるんでしょうか。それをちょっと教えてもらいたいです。

○議長（皆川 高司君） 課長わかります。はい、わかる範囲でお願いします。若林課長。

○住民課長（若林 友克君） スポーツ施設はサッカー場になっています。

○議長（皆川 高司君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 他にないようですので、これで質疑を終わります。お諮りします。本案については、所管の厚生常任委員会に付託し審査を行いたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め本案については所管の厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 15. 議案第 72 号 田川郡町村公平委員会委員の選任について

○議長（皆川 高司君） 日程第 15 号、議案第 72 号、田川郡町村公平委員会委員の選任について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第 72 号につきましては、田川郡町村公平委員会の選任についてでございます。内容としましては現在委員 2 期目であります太田千恵子氏の任期が令和 7 年 12 月 21 日で任期満了となりますが、再任することにつきまして議会の同意を求めるものでございます。経歴等につきましては、次のページに記載しておりますので、ご参照をお願いいたします。なお、任期は令和 7 年 12 月 22 日から令和 11 年 12 月 21 日までの 4 年間でございます。慎重審議いただきましてご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います本案について質疑の方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。本案については、委員会付託を省略し本会議で審査を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については委員会付託を省略し、本会議で審査を行うことに決定しました。本案の討論採決については最終日の本会議で行います。

日程第 16. 議案第 73 号 福智町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第 16、議案第 73 号、福智町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第 73 号につきましては、福智町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。内容といたしましては、児童福祉法等の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府

令が公布されたことにより、乳児等通園支援給付は法令給付として位置付けられ、市町村の認可事業となるため、認可基準を定める本条例を制定するものでございます。詳しいことにつきましては、担当課よりご説明申し上げますので、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を小松こども課長に求めます。はい。小松こども課長どうぞ。

○こども課長（小松 卓美君） 議案第73号、福智町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての補足説明を行います。国はこども未来戦略に基づき、保育の量の拡大から質の高い保育の確保、充実へと転換していく中でこども誰でも通園制度を創設しました。現行の保育給付に加え、月一定時間までの利用枠の中で就労要件等を問わず、時間単位で柔軟に利用できる制度で、令和8年4月1日より施行されます。対象児童は6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない未就園児となります。この制度を実施したい事業所の設備及び運営については、児童福祉法第34条の16において、自治体の条例で基準を定めることとされており、今回条例を制定するものであります。基準等の内容につきましては、内閣府令で定められている乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を参酌しております。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います本案について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については所管の厚生常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については所管の厚生常任委員会に付託することに決定しました。

_____ . _____ . _____

○議長（皆川 高司君） 以上で本日の予定はすべて終了しました。皆様に申し上げます。各委員会の日程は、3日水曜日に総務文教常任委員会、4日木曜日に厚生常任委員会、5日金曜日に産業建設常任委員会、8日月曜日と9日火曜日は予備日となっています。本会議は10日水曜日と11日木曜日を一般質問、12日金曜日を最終日としております。また、一般質問通告書の受け付け締切日が12月4日木曜日の厚生常任委員会開催日の午後5時までとなっておりますので、再度お知らせしておきます。間違いのないよう、よろしくお願いいたします。本日はこれで会議を閉じます。

午前10時20分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和7年 第4回 (定例) 福 智 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和7年12月10日 (水曜日)

議事日程 (第2号)

令和7年12月10日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

出席議員 (17名)

2番 森野 和彦君	3番 田寄みゆり君
4番 石谷 光信君	5番 橋本 騰馬君
6番 尾崎さつき君	7番 小松 繁信君
8番 木戸 勝正君	9番 朝部 壽君
10番 楠木 静則君	11番 堀江 政洋君
12番 沼口 富生君	13番 高津 鶴己君
14番 木村 幸治君	15番 日比生洋一君
16番 矢野 博文君	17番 原田 幸美君
18番 皆川 高司君	

欠席議員 (1名)

1番 浦田 大介君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	森 めぐみ	係長	秀島 慎一
書記	松井 健太		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	黒土 孝司	副 町 長	竹下 靖
教 育 長	朝部 英晴	会計管理者兼税務課長	森野 道正
総務課長	長野 士郎	企画振興課長	木村貴代美
住民課長	若林 友克	防災管財課長	山本 一博
人権推進課長	白石 貴裕	こども課長	小松 卓美
福祉課長	藤村 成美	保険健康課長	中島貴美子
建設課長	仲村 芳久	農政課長	白石 輝彦
住宅課長	前川 司	診療所事務長	守田裕一郎
学校教育課長	田中 智和	生涯学習課長	澤井 秀孝

午前9時00分開議

○議長（皆川 高司君） 皆さんおはようございます。それではただいまより、令和7年第4回定例会本会議第2日の会議を開きます。欠席議員の報告をいたします。浦田議員から欠席届が提出されていますので報告いたします。ただいまの出席議員は17名です。定足数に達していますので、本日の会議は成立いたします。それでは町長挨拶をお願いします。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） おはようございます。本日本会議第2日、一般質問につきまして、8名の議員より一般質問通告書を受けております。各議員の質問に対しまして、内容によりましては、直接担当課長より答弁をさせていただきますので、あらかじめご了承をよろしくお願い申し上げます。各議員の質問に対しまして、誠意をもって回答させていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 本日の議事日程はお手元に配付の通りです。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（皆川 高司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、10番楠木議員、11番堀江議員を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（皆川 高司君） 日程第2、一般質問を行います。お手元に一般質問の要旨一覧表を配付していますのでご参照願います。また議会だより発行のため写真撮影を行いますので、ご協力をお願いします。それでは一般質問に入ります。今回8名の方から通告書は提出されています。ま

ずは森野和彦議員の一般質問を許可します。森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） はい。

○議長（皆川 高司君） はい。森野議員どうぞ。

○議員（２番 森野 和彦君） おはようございます。一般質問の通告書によって通告通り質問させていただきます。６月議会に引き続いて、３回目の１番ですのでよろしくお願いいたします。まずですね、町長の施政方針に関しましてお伺いいたします。まず最初に定住促進、政策の強化についてでございますが、今年１０月にですね、福智町、日本全国国勢調査が行われましたが、国勢調査のですね、最終的な人口をですね、わかれば教えてもらいたいと思っております。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 森野議員の質問にお答えさせていただきます。１１月２０日に県へ報告した際の人口は１万９８７６名となっております。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） ５年前の２０２０年の状況からですね、人口は減ってきてますが、どの程度減ってきているのでしょうか、お伺いします。

○議長（皆川 高司君） はい。企画振興課木村課長。

○企画振興課長（木村貴代美君） 企画振興課の木村です、よろしくお願いいたします。すみません。令和２年度の国勢調査の人口が２万１３９８人でしたので、それからは２万を割ってしまっているという状況でございます。

○議員（２番 森野 和彦君） はい。

○議長（皆川 高司君） はい。森野議員どうぞ。

○議員（２番 森野 和彦君） ５年間でかなりの人口が減ってきてますね。それに関してやっぱり人口を増やさなきゃいけないという定住促進の内容でですね、２番目の質問に行かしてもらえますが誰もが町長が言ってます、住み続けたいまち、活力あるまちづくりに伴い、定住促進事業、賃貸住宅建設補助金や空き家リノベーション補助金は今日までどのような状況が進捗されておるのか。そしてまた今後のですね、見通しに関して分かれば教えてもらいたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい。前川課長。

○住宅課長（前川 司君） 住宅課前川でございます。よろしくお願いいたします。森野議員の質問にありました賃貸住宅建設補助金でございますが、これは令和７年度より実施しております補助金制度でございます。現時点で申請はございませんが、具体的な相談が１件寄せられていますので、今後申請に繋がる可能性は十分にあるというふうに考えております。また空き家リノベーション補助金でございますが、これも令和７年度より実施しております補助金制度で、これも現時点で申請はございませんが、問い合わせは５件ほどございました。この補助金制度は、若

年夫婦、夫婦の合計年齢が80歳未満、または子育て世帯、若年夫婦の世帯、またはひとり親世帯で15歳以下の子どもを扶養している移住者を対象としておりまして、問い合わせの5件です。いずれもこの要件をですね、満たしておらず、補助金の交付対象外となったものでございます。今後はですね、この要件の緩和について検討する余地はあるというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今定住促進に関しての賃貸住宅とかの補助金と、それから空き家リノベーションですが、令和7年度からの事業ということでですね、まだまだ浸透はされていないんですが、枠のですね、申請枠の基準額がですね、ちょっと厳しいのかなと。だから申請しにくい、そしてなおかつ啓発がですね、まだまだ町民にですね、行き渡ってないというところがあるですね、本当に垣間見えてきますんで、この助成金の内容にしてもですね、もう少しこう厚くするとか、そういうところが緩和、申請の条件自体をですね緩和して、申請しやすいような、ある程度の年齢もですね、引き上げてもらう。そうしないと、やっぱり今からそういった空き家とか、家を建てたいとかいう方がですね、物価の高騰でですね、本当に厳しいと思うんですよ。その辺町長はどういうふうにお考えですか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員のおっしゃる通り、この緩和というのは当然必要になってくると思います。それとこの制度を使うためのですね、条件に対して、外部からでも要するに福智町はいないと言われるようにですね、いろいろ要件を幅広く考えていかないと、今の条件のままではですね年齢制限とかそういうのがありますので、やはりここら辺を改めていくように、うちとしては考えていきたいなというのは思います。

○議員（2番 森野 和彦君） はい。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） これ町長、来年度からですけどね、来年度以降そういう増やすようにしていただくには、やっぱり令和7年度末までにですね、そういった内容をまとめて、そして申請がしやすいような状況をですね、緩和できるような内容にですね、ぜひやってもらいたいと思ってますが、その辺どうですか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この申し込みのですね、条件等についてその他にですね、福智町として相談に応じる用意があるみたいな、そういうメッセージを伝えるようにしないと、なかなか今の制度ではちょっと厳しいなっていうふうになるんじゃないかなと思ってます。

○議員（2番 森野 和彦君） はい。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） 次にいきます。赤池地区のですね、中尾旧炭住がですね、密接してありますが、非常に以前先輩議員もですね仰ってましたが、老朽化が著しく、やっぱり今でもですね、危険な状況の家屋があります。その辺以前町として具体的に調査をしていくという状況がうたわれてたと思うんですが、具体的なですね、福智町がその辺の環境整備、そして何かいい対策を考えてあるんなら教えてもらいたいと思いますが、その辺どうですか、町長。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 担当課長から報告させていただきたいと思ってましたが、内容についてはですね、中尾地区、これは炭住の跡地で、これをリノベーションするにしても、なかなか厳しい部分があるというふうに思ってますので、うちの方としてはですね空き家バンク制度や空き家解体片付け奨励金というのを準備してますけども、やはりこれを解体できるようなもう少しリノベーションしやすいような、そういう家屋等について調査する必要があると思います。しかしながら中尾地区のこの炭住の跡地というのは、移住していただくにしても、ちょっと厳しい部分があると考えておりますので、やはり皆さんの意見をちょうだいしたいというふうに考えます。

○議員（１６番 矢野 博文君） 議長。議事進行。１つの質問に対して今もう５回も６回も質問しよう。

○議長（皆川 高司君） 全然違う、違う。今はもう３番目行きようとき。

○議員（１６番 矢野 博文君） ほんならおかしいやろ。質問次に移りますとか言わな。

○議長（皆川 高司君） 言うた、言うた、言うたっちゃそりゃ。

○議員（１６番 矢野 博文君） 言うてないっちゃ。言うたかい。

○議長（皆川 高司君） 言うた。はい。町長。

○町長（黒土 孝司君） はい。

○議長（皆川 高司君） 言っていていいよ。あっ終わった。はい。森野議員。今の、はい。森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） 今の内容もですね、もう今３番目ですからね。赤池の中尾地区の内容なんで。今の質問にまた引き続いていきますが、中尾地区に関しましても地域ですね、集合体で行政区と打ち合わせをしながらですね、空き家のリノベーションにしても、補助金は５分の２ぐらいとは思いますが、その辺もですね、一帯を整備するという内容は考えてないですか。福智町としては。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 中尾地区の炭住につきましてはその周りの整備というのはですね、やはり町民に利用される部分がありますので、そこら辺は検討しないといけないというそれは考えはあります。

○議員（２番 森野 和彦君） はい。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） はい。次に行きます。子育て支援と生活支援についてでございます。まず1番目ですが、令和7年度も継続して保育料の無償化、学校給食無償化が実施されてますが、物価高騰の折、非常に保護者皆さんがですね、助かっていると思ってます。今後またこの事業はですね、継続的に来年度以降実施されるのかですね、予定があるのか伺いたいと思っております。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 来年度以降も助成につきましては考えて参ります。これはやはり財源が伴いますので、財源の続く限りやっていきたいというふうに思います。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今国の重点支援政策の関係で、いろんな自治体がですね、学校給食無償化とか、そういう案が出てますが、ぜひこれ福智町独自政策なんですね、続けて継続をですね、やってもらいたいんですが、その辺の今町長がおっしゃった財源の続く限りということですが、ぜひこれをですね、他の維持も大事なんですが、学校それから保育園にしてもですね、やっぱり子育てにとっては非常に重要でございます。これ継続的というのは、いつまでの継続なのか、わかれば教えてもらいたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 期限については考えておりません。

○議員（2番 森野 和彦君） はい。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） では次にいきます。年末を迎えてですね、非常に厳しい日常生活を過ごされている低所得者及び年金しか収入のない高齢者のですね、皆様に町独自のですね、何か支援策を考えているのか。例えば、餅代とかお米代とか。1年前にどこかの町がですね、町民皆様に支援をした内容として福智町はどういうふうに考えがあるのか、お答えをいただきます。町長お願いします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） これ冒頭の本会議の中でも申し上げましたけども、具体的なですね、交付金額が提示されていないため、詳細な情報が通達され次第、物価高騰対策としての効果ある施策を検討したいと考えております。

○議員（2番 森野 和彦君） はい。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 国は重点支援政策交付金という名目でですね打ち出すんですけど、

自治体自治体によって町の支援策はいろいろありますよね。それは今回はまだ追加議案として、予算はですね、上げられてないんですけど、早々にそういった政策支援をですね、していく義務があると思うんですが、福智町はおこめ券を配布する予定はないんですか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） このおこめ券に関しましてはですね、やはり需要と供給が合わない部分がございます。これについては考えておりません。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） これぜひですね、町民皆様が支援できるような本当に支援して欲しいような内容をですね、十二分に検討してですね重点政策支援交付金をですね、有効に使ってもらいたいと思いますが、これはいつまでに政策として打ち出すのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 企画振興課長、木村さん。

○企画振興課長（木村貴代美君） 先ほど町長も申し上げました通り、重点化支援地方交付金につきまして具体的な金額がまだ示されておりませんので、その金額に見合った支援方法を考えて参りたいと思っています。しかしながら、早急にということは、国の方からも通達が来ておりますので、金額が固まり次第早急に決めて参りたいと思います。

○議員（2番 森野 和彦君） はい。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 次にいきます。次は公共施設の集約化と地方創生ですが、まず1番目です。福智町3地区体育館統廃合に伴う施策がうたわれてましたが、金田体育館だけでも耐震化のですね整備を行うということは考えてないのでしょうか。町長にお伺いします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 金田体育館につきましてはですね、平成26年に耐震診断を実施しております。耐震診断の必要はない建物となっておりますので、この議員の指摘の件につきましては考えておりません。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 2番目に行きます。金田分館周辺は屋内ドームや弓道場武道館が集約されており、町民の方にもですね、利用も多くあります。このような管理体制がですね、来年赤池に公民館が集約されるということでございますが、体育館の管理条例には教育委員会が必ず管理するというふうに明記されてます。これは来年度以降どのような管理体制になるのか、お伺いします。町長にお伺いします。

○議長（皆川 高司君） 生涯学習課澤井課長。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はい。おはようございます、生涯学習課澤井でございます。よ

ろしくお願いいたします。それではお答えいたします。ドームや弓道場、武道館など体育施設につきましては、当面の間、今まで同様教育委員会生涯学習課の方で管理委託して参ります。将来的には体育施設全体を指定管理に視野に入れ、検討して参りたいというふうに考えております。なお、弓道場につきましては、弓道関係者しか利用しないため現在弓道連盟と今後の管理について協議しているところでございます。以上です。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） 将来的と今おっしゃってましたが、いつまでの状況で、今の体制が、もう来年も今の体制でやっていくんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい。澤井課長。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はい。来年の４月から議員が先ほど申し上げました通り、公民館コスモスの方に集約になります。それ以降来年度以降はですね、予約システムとスマートロックを併用した管理をしていくつもりでただ今準備を進めているところでございます。以上です。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） 来年度以降はそのスマートロックという新しい方式で管理するということですかね。今は常駐でいますよね。それが来年度以降、常駐なくしていないという認識でいいんですか。

○議長（皆川 高司君） はい。澤井課長。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） 現在は金田分館の方に職員が在中、常駐しておりますけれども、来年度以降、公民館がコスモスになりますので、職員はいないということになります。体育館については今現在も誰もいない無人で管理になりますけれども、今後は鍵の開け閉めなどを予約システムで予約していただいた方がスマートキーで鍵を解除して入っていただくということになると思います。

○議長（皆川 高司君） はい。森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） 次にいきます。次ですが、以前予算化された金田中学校の解体工事の件ですが、予定はいつごろになってるんでしょうか。今年度まだ予算上がってないんですが、来年度以降上がる予定があるのか。そして予定変更があるのかどうか教えてください。町長。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この金田中学校の解体につきましてはですね、地元調整で若干の滞りがありましたけれども、それが解消されているみたいなので、来年度実施したいというふうに考えてます。

○議員（２番 森野 和彦君） はい。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） 来年度予算を計上するということですね。次にいきます。次の４番目です。福智町総合体育館整備事業の関係ですが、１１月１１日に議会の全員協議会で説明がございました。１度や２度の一般競争の流会は仕方ないにしてもですね、これはもう３回目となれば、設計書とかにいろいろ問題があるんじゃないでしょうか。どこかに問題があるような気がしてますが、全員協議会の中で、１１月の１３日に、他の設計会社でですね、依頼をして確認をしておると言う状況ですが、確認した内容がわかれば教えてもらいたいと思いますが、町長どうですか。

○議長（皆川 高司君） はい。生涯学習課澤井さん。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はい。先日全員協議会の後で議員おっしゃる通り、他の設計事務所の方に、今回上がってきた設計の積算書について、おかしいところがないのかというのを再度確認を依頼したところでございます。積算自体にですね、積算の根拠となっている公共単価については、決して間違った数字が入っているわけではなかったということでございます。ただその積算根拠となる公共単価とですね、現在の市場単価において大きい隔たりがあるということが現在判明しているところでございますので、それを今後どういうふうに戻していくのかというのを協議している最中でございます。以上です。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） 今おっしゃいました市場単価という大きな差があると。これ設計したのは今年でしょ。要は今年っちゃうか、継続してやってるんでしょうけど、その内容でかなりの差があるというのはちょっと考えられないんですが、物価上昇にしてもですね、それを含めてその１回目２回目もですね、やってると思うんですよ。その辺の見解として、３回目も流れたということは、やっぱりあまりにも開きが大きすぎるということですか。

○議長（皆川 高司君） 澤井課長。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はい。議員ただいまご指摘いただきました物価高騰などはですね、ある程度織り込んでの積算となっております。ただ、今私申し上げた市場単価というのがですね、実際に特に機械、電気設備の方なんですけども、設計業者が言うにはですね、九州、福岡、特に福岡の仕事が多くて、どうしても大手ゼネコンからサブコンの方に見積もりを取ったときにですね、実際の公共単価よりも高い見積もりでしか上がってこないというところでございます。そこまでが加味できてなかったということです。今後そこを加味しながらどういうふうに変更していくのかというところでございます。以上です。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） これを設計した会社はかなり大手の会社ですよ。それが九州だけそれを把握してないということは、ちょっとどうかなと思うんですけどね。全国的市場という

のは、調査するはずですよ。そういった中での差があるというところややっぱりある程度設計会社の問題があるんじゃないでしょうか、お聞きます。

○議長（皆川 高司君） 澤井課長。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はい。その設計会社の今言う市場価格との差っていうのがですね、同じ設計会社が設計した本町よりも低い金額での積算でも他地方では落札されてるとかですね、特に福岡県は今仕事がたくさんゼネコンさんの仕事がたくさんあって、なかなか受け手がないうという状況の中ということで、通常よりも高い金額で積算はしてるんですけども、その関係で今回3回目に若干公募金額が上がったというところもあったんですが、どうしてもそれでもまだ追いついていなかったということでございます。以上です。

○議員（2番 森野 和彦君） はい。

○議長（皆川 高司君） はい。森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 次にいきます。この体育館総合事業に関しましては、補助金の起債の制限がですね、迫っていると思いますが、これ制限がいつまでなのか、わかれば教えてもらいたいと思っております。

○議長（皆川 高司君） 澤井課長。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はい。国庫補助金でございます。新しい地方経済生活環境創生交付金、第2世代交付金につきましては、現在令和7年度、8年度の2か年での承認を受けておりますが、令和9年度までの3か年計画への変更手続きを行っている最中でございます。承認されれば期限としましては、令和10年3月までとなります。なお過疎債の内容につきましては総務課の方より回答いたします。

○議長（皆川 高司君） はい。総務課長。

○総務課長（長野 士郎君） 総務課長野です。よろしくお願いいたします。過疎対策事業債につきましては、令和7年度予算計上分はすでに県の同意を得ておりますが、議会の承認を得まして翌年度に繰り越すことは可能でございます。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） この国庫補助金は年数ありますよね。それから起債に関しては、ある程度起債の事業計画に沿って計上されておれば、継続的に利用できると思うんですが、もうそれも議会の承認が必要ですし、その承認がないと国にも申請ができないという内容ですよ。そういった中でですね、もう国の状況は繰越を含んでも令和10年までは可能ということですかね。

○議長（皆川 高司君） 澤井課長。はい。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） 国の補助金につきましては、令和10年の3月までということ

になりますが、令和9年度いっぱいは大丈夫ということでございます。以上です。

○総務課長（長野 士郎君） はい。

○議長（皆川 高司君） 総務課長長野さん。

○総務課長（長野 士郎君） はい。補助金と起債の関係とちょっと区別させていただきますと、起債の関係はその年度年度で要望して参りますので、本年度7年度分は翌年度に繰り越される。8年度にまたさらに8年度分を要望して、その分は翌年に繰り越されるという仕組みでございます。

○議員（2番 森野 和彦君） はい。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 次に行きます。6番目ですが、補助金の期限、これは起債はまた別にしてですね、国庫補助金の内容ですが、期限も迫ってますし、また一般競争でやるにしても、これがまた流れるような可能性もございますが、これでいけばまず随意契約するしか方法がないと思うんですが、その辺どうでしょう。町長。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） うちの顧問弁護士とも確認をさせていただいてますけども、随意契約を含め現在検討中です。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 町長これ一般競争またやってもし流れたら、また来年度以降もずっとまた継続して一般競争でいくんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 随意契約を含めて今現在検討中ということで。限りなく随意契約になろうと思います。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 随意契約を仮にですね、するとすれば、これの税金を投入します。そういった中でですね、7番目の質問ですが、いいですか議長。

○議長（皆川 高司君） はい。

○議員（2番 森野 和彦君） 随意契約となれば、税金も投入します。もちろんですね。そうなたったら、やっぱり町民にですね、十分な説明責任というのが必要じゃないかと。随意契約の場合は1社特定をしてやりますよね。そういった中で、なぜ随意契約をしなければいけないのか、理由としてですね。そして税金投入する方にしてもですね、そういった内容を十分町民に説明する義務があると思います。その辺はどういうふうにお考えですか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 業者選定の方法が入札であろうと、随意契約であろうと、説明責任に違いはないと考えております。これまで通り広報誌で細かく町民の皆様に周知していく、そういうふうに考えておりますし、広報誌の中にも社会教育施設整備通信というページを設けております。その中で詳しく提供させていただきたいと思います。

○議員（２番 森野 和彦君） はい。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） 広報誌というか、福智町のホームページでもいろいろ情報提供されてますよね。中央公民館の進捗状況とか、それとか今の体育館の入札が流会しましたというような内容をですね。それにちょっと文字的にですね、体育館の関係でお聞きしたいんですけど、予算変更が議会で認められたというところがうたわれておったんですが、これあくまで全体総額は変わらないというところの予算変更は認めたんですが、その辺を町長にお伺いします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 業者の単価がですね、折り合いがつかないというのも、単価の高騰を業者はうたっております。その中でやはり今現行の予算の中で、これは必ず入札しないといけないという今いろいろと手だてを講じております。その中でもこの物価高騰についてはですね、予測はつかないという部分がございます。この工事の完成を図るまでに、また突然単価が上がるというのも当然考えられますので、その折には議員の皆様にもお伝えしたいと思いますし、議会の中にも諮りたいというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） ぜひ十分な説明をですね、よろしくお願いいたします。はい。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） 次に行きます。次は平成筑豊鉄道に関してですが、令和７年１月２０日法定協議会が開催されましたが、福智町はあくまで鉄道存続で要請するのでしょうか。赤字額今後３０年で４３９億円を沿線市町村で負担できるのでしょうか。もうこれ黒土町長はあくまで鉄道というふうにおっしゃいますが今後もそうなのでしょうか、お伺いします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 私は時間の読める鉄道というのを推奨しております。今現在ですね、沿線自治体の中で鉄道で行きたい、上下分離をしても鉄道でいきたいというのは福智町だけでございますので、これは法定協議会の中でですね、それを含めて３月に首長会議もございます。その中で最終決定いたしますけど、その中でどういうスタイルでいくのか、ＢＲＴでいくのか、バスでいくのか、上下分離の鉄道でいくのか、その３案について結論を出すような運びになっております。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） ちょっとこれ最終的には賛成多数で決まるという、木村課長もおっしゃいましたが、本当に実現的に可能性のあるような方策ということはですね、やっぱりお金のことも大事ですこれ。あくまでですね、直方とか行橋なんかは鉄道じゃなくして、バス、BRTのような意見もありますが、その辺やっぱり皆さんの本当に通勤通学のもので、足として必要です。その中でですね、やっぱり439億円とかと110億円の支出ですが、もうその辺支出があってもですね、やっぱり足はなくさないという位置付けの決意をですね、お伺いしたいと思いますが、町長にお伺いします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） これは当然ですね、利用される皆様方にもアンケートをとらないといけないんですが、妥協点としてバスになるのか、そこのところはわかりませんが、私の方は鉄道でいきたいということで意見は述べさせていただいてます。

○議員（2番 森野 和彦君） はい。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 次行きます。2番目のBRTなんですが、私どももですね、研修に行ってその中でいかに鉄道よりも経費的とか維持管理とかというところも踏まえてですね、BRT案の方がいいんじゃないかというふうなことは考えてますが、その辺はどうでしょう。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 当然私の方もBRTの方が経済的にも、要するに時間的にも解消されるのであれば、それはもう妥協しないといけないというふうには柔軟に考えていきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） このBRTを専用道路というふうにですねやっていけば、鉄道とはですね、時間差が生まれ、10分ぐらいの時間差があるというふうにお聞きしてますけど、それをですね、地元にしてもこの専用道路で、走らせれば結構なスピードが上がるというふうに思ってますけど、その辺はどうでしょう。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員のおっしゃる通りでございます。

○議員（2番 森野 和彦君） はい。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） はい。3番目ですが、令和7年度9月定例議会で可決された平成筑豊鉄道の通学定期の助成ですが、これに関してはですね、来年度はすべての通学のもので、学生にですね、助成をしてもらいたいんですがその辺どういうふうにお考えでしょうか。町長にお聞

きします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 福智町には高校がございません。今高校生に関しましてはですね、やはり町外に出る、その分については考えていきたいんですけども、そのほかにですね、小学生、中学生、その方々も何名かいらっしゃいます。その分について助成するのかどうかというのはですね、もうちょっと考えさせていただきたい。町内に小中学校がございますので、個人の希望であってもですね、やはりこの助成については検討の余地がございますので、考えていきたいと考えております。

○議長（皆川 高司君） はい。森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 町長おっしゃった検討ですが、大体いつ頃までに検討がわかるのでしょうか。わかれば教えてもらいたいと思いますが。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 期限につきましてはですね、早々ということなんですけども、7年度中にはですね、その助成の方法まで含めて検討したいというふうに考えます。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 次にいきます。次は児童生徒の通学路に関してです。町内通学路の危険箇所というのはもうあらかじめ調査実施済みとは思いますが。その危険箇所に関してですね、対策等が完了していれば教えてもらいたいし、完了しなければご提示をお願いしたいと思いますが、教育長よろしく申し上げます。町長にか、どちらでもいいです。はい。

○議長（皆川 高司君） はい。学校教育課田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） おはようございます。学校教育課田中です、よろしくお願いいたします。教育委員会ですね、通学路の取り組みについて報告させていただきます。毎年度ですね、学校を通じて通学路の危険の報告を受けてですね、交通安全プログラムを実施しております。その内容につきましては警察、県土整備事務所、町の道路担当課等ですね、関係機関と協議を行い、報告された危険箇所について必要な対策を講じているところです。これまで報告された危険な部分についてはですね、大部分を関係機関の協力得て、改善の対策を実施しておりますが、一部道路構造上ですね、工事实施の制約等により、これ以上の対策を講じることができない困難な場所も存在しております。例えばですね、昨年度のこの交通安全プログラムの実施につきましては、18か所危険箇所がありまして、その中で12か所が対策を終了しております。残り6か所につきましては、予算や道路許可の関係でですね、次年度の積み残しというふうな形になっております。ちなみにですね、今年度プログラムに計上する分はですね、先ほど言いました6か所とプラスですね、新しいところ加わりまして、12か所が議題と上がる予定となっております。

ります。以上です。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） 今学校教育課長のほうから１８か所、そして１２か所は完了していると。残りの部分もそういう内容で整備していくと。難しいところもあるんでしょうが。危険な箇所というのは多々ありますが、通学路に関してですねやっぱり信号機のないところというのが一番危ないんですよ。いろいろ住宅密集地、それから田んぼの中の道、そうして本当に見通しの悪いところというのがあります。そういう中でですね、福智町は５つの小学校、３つの中学校というのがありますが、その辺で全体的にも今安全というふうに思っておるんでしょうか。その辺は町長にお伺いしたいんですよ。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） その部分に関しましては、私もそう詳細は承知してませんので、担当課長より報告させてもらいます。

○議長（皆川 高司君） はい。田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい。教育委員会といたしましてはですね、やっぱり大きな改善が必要なところ、あと草刈等が必要なところ、あとは見えにくいところ、横断歩道という形でですね、すべてがこの会議でもカバーできているというふうにはちょっと判断しておりません。引き続きですね、やっぱりいろんなＰＴＡの方、あと学校ですね、あと教育委員会の巡回も含めてですね、対応していこうと考えております。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） １番児童生徒の通学がですね、安心して通学できるような環境をですね、ぜひ整備してもらいたいというふうに思ってますし、１件でも事故がないようにですね、お願いしたいと思います。これも私の最後なんですけど、本当に福智町定住人口減ってます。どんどん増やす政策をですね、どんどん行政職員も意見を出してですね、やってもらいたいと思っています。これを持ちまして、私の一般質問を終了させてもらいたいと思います。ありがとうございました。

○議長（皆川 高司君） 次は沼口富生議員の一般質問を許可します。はい。沼口議員どうぞ。

○議員（１２番 沼口 富生君） はい。

○議長（皆川 高司君） 沼口議員。

○議員（１２番 沼口 富生君） １２番沼口富生です。一般質問の通告書に従いまして質問いたします。まず１点目は、６月議会でも質問をしての回答はいただいております。町周りの環境問題について質問いたします。多くの要望がありまして、担当課は予算がないなど大変苦慮してい

るという、そのことはよく聞きます。ここでは特に空き家周りについてお聞きをいたします。隣接者からは草木の問題など、苦情が特にあり、環境が良くないことは事実であると考えております。何度か質問してきましたが、再度空き家の問題について、役場行政としての取り組みをお聞きをしたいと思っております。その進捗状況、とりわけですね空き家の状況、中でも管理者が明確でない空き家がどうなっているのか。さらに空き家に対する改善策がどのようなになっているのかをぜひ教えていただきたいと思いますと思っております。増加とか減ってるとかそういうものがありましたら、ぜひ最初にお伺いをいたします。

○議長（皆川 高司君） はい。住宅課長前川課長。

○住宅課長（前川 司君） 住宅課前川でございます。6月議会ですね、質問に対する回答と重複する部分がありますが、まず空き家周りのですね環境で申しますと、沼口議員の質問にあったように、空き家から周辺の住宅へ草や木の枝が越境しているから何とかして欲しいという苦情また通報がですね、寄せられるケースがございます。そのような場合につきましては、空き家の所有者や相続人に対して、空き家の適切な管理ということについて、文書の送付や電話で連絡が取れる場合にはですね、電話で連絡を行うなどの対応を行っております。また空き家の解消に向けた取り組みとしましては、固定資産税の納税通知書に空き家バンク制度や空き家解体、片付けの補助金制度、また県が委託しております空き家活用サポートセンターの案内チラシを同封して周知を図っております。あと空き家のですね増減でございますが、空き家解消の制度を使って空き家解体している場合もございますし、また新たに空き家となった部分がございます。これは令和4年度にですね、空き家実態調査を実施しておりまして、次回はですね令和9年度に空き家実態調査をしていく予定としております。

○議長（皆川 高司君） 沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） 言ってることはわからないわけではないんです。ただ空き家でもですね、管理者が明確でない、そういうところについてはですね、いくらどなたに言っても、新たな進展はないと思います。そこでそういう場合の空き家が増えているのかどうなのかだけでも教えていただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい。前川課長。

○住宅課長（前川 司君） 管理者がいない空き家の件数についてはちょっと今の時点ですね、増えているかどうかというのはちょっと把握できておりません。特定空き家今危険なですね、状況にある空き家についてはですね、解体のですね指導とか勧告ができない場合についてはですね、行政により代執行もですね検討して参ります。

○議長（皆川 高司君） 沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） 1点目の最後の質問になりますが、代執行はしたことはあるん

ですか。

○議長（皆川 高司君） 前川課長。

○住宅課長（前川 司君） はい。今まで1件ございます。

○議長（皆川 高司君） 沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） 次に移ります。特にですね空き家で管理者が明確でない空き家、そしてまた空き家についている土地、名義変えられないとかいうことでですね、大変困ってる人もおります。またこれができないばかりにですね、空き家が管理できないというところもあるかと思えます。これは私の家の近くにもありますが、そういう相続権の問題がですね、当然空き家もその土地も出てくるんですが、これは他市町村でもですね大変困っているということをよく聞きます。最近大阪の岬町というところにも研修に行ったんですけれども、そこでも同様なことがですね言われておりました。そこでどこの市町村も困っているのではないかと思います、各市町村と協力して、何らかの要望、国なりの機関に対して何らかの対応をとったのか。そういう状況があるのかどうかをお聞きをいたします。

○議長（皆川 高司君） 住宅課前川課長。

○住宅課長（前川 司君） 空き家の管理者がいない場合の対応についてはですね、どこの自治体も福智町同様にですね、苦慮しているという状況だというふうに思っております。県内の市町村と福岡県及び関係団体といたしまして、宅地建物取引業協会、全日本不動産協会、司法書士館や建築住宅センターで組織をしております福岡県空き家対策連絡協議会という組織もございますので、そういったところへですね相談なりまた意見をですね、上げていくことができればというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） 沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） 私の言ってるのは、各市町村が大変どこも困ってると、うまくいってるという話を聞いたことがありません。そこで行政としてのですね、各市町村と手を取り合ってというのはおかしいんですけれども、協力して国の機関などに請願、要望、そういうものをやっていくということは今後ありえないんですか。

○議長（皆川 高司君） 前川課長。

○住宅課長（前川 司君） 要望はですね請願についてもそうですね、田川市郡内の住宅の担当者の集まりもありますので、そこで意見を出していきたいというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） 沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） ぜひですね、そのことをやっぱりやっていかないと。本当に困ってるのは市町村、そこに住んでる方が一番困ってるわけでありますので、町市町村の行政がですね、先頭に立ってそのことを要請をしていく。私がいろいろ言うのもおかしいんですけれども、

やっぱり相続権者が100人おるとか、そういう人たちも中におるわけでありますので、そういうことの中ではもうちょっと開示、今の権利の問題があると言ってもですね、改善策ができないのかということなどをですね、ぜひ要望していただきたいと思っております。以上です。はい。

○議長（皆川 高司君） 沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） 2点目は学校現場の関係について。特に施設の関係について伺いをいたします。学校現場の施設に限定しての改善などの要望はどのように対応しているのですかということであります。そこでまず最初に、これ9月の定例会でも田寄議員の方から出ました体育館の関係であります。体育館の空調設備の件については、最近の夏の異常な暑さであることは皆さんご存じの通りです。そこで今回、前回の議会以降、空調設備の件の進捗状況、どういうふうにしていくのかということが協議をされたのか。そしてまたその内容がですね、どのようなになったのかということがあれば、報告をしていただきます。合わせてもしこの空調設備が設置されている体育館を持っている、近隣だけではないでいいんですけれども、学校があれば教えていただけたらいいと思います。

○議長（皆川 高司君） 教育長、朝部教育長どうぞ。

○教育長（朝部 英晴君） 教育長の朝部でございます。昨日からちょっと喉の調子が悪くてですね、皆様にお聞きづらいことになると思いますけどご了承ください。学校の体育館につきましてはですね、昨今の猛暑の関係で、ものすごく使いづらいというような形で、校長の方からですね、話が来ております。また保護者の方からも、もう37度8度になるというような形。またプールについてもですね、2時間目以降はなかなかコンクリートが焼けて使えないというような状況が今続いております。その中で学校の体育館につきましては、一応令和8年度にですね、一応福智町7校8館ありますが、調査設計に入りたいと思っております。またその入った後にですね、実施につきましては、令和9年度からですね、8館あるのでおそらく予算の関係上もあると思いますので、予算の平準化を見ながらですね、優先順位をつけて実施していきたいというふうに考えております。補足については田中課長の方からしていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい。田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい。今教育長が述べましたようにですね、優先順位を付けながら実施していこうと思っておりますが、田川市郡のですね、体育館のエアコンの設置状況ですが、香春の思永館と添田が付いているというふうにお聞きしております。以上です。

○議長（皆川 高司君） 沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） 香春の思永館、添田の学校も最近建ったばかりで、これはなってるのかなというふうに思っておりますが、9年度から何とか実施したいと。これは夏は待ってられませんので、できましたら早くできるように実施いただきたいと思います。はい、次いっ

ていいですか。

○議長（皆川 高司君） はい。どうぞ。

○議員（１２番 沼口 富生君） その他ですね学校現場では、特にこれはトイレの問題を改善して欲しいという要望がされているのではないかと考えております。具体的な対応については、話を聞いておれば、故障についての整備はすぐできるけれども、根本的に解決することはなかなか困難であるというような報告を受けております。関係者からですね。そういう意味では、根本的にやるということになれば財源が伴いますけれども、例えば水洗でないところを水洗にしていくなとか、そういうことも含めて今要望がどのように上がって、どういう改善をしようとしているのか。今この中で協議されてる部分がありましたら教えていただきたい。

○議長（皆川 高司君） 田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい。学校施設の改善につきましてはですね、年度初めに学校の方から要望を集約し、緊急性やですね利用頻度、あと老朽化の具合を踏まえて優先順位をつけて適宜修繕等の整備を行っているところです。多くはですねやっぱり突発的な部分、議員言われるように水回りの部分、それとエアコンの故障っていうのが近年大きい課題となっております。またですね１１月には学校やＰＴＡ等の要望を受ける場をですね設置して、新年度の予算に反映できるような取り組みも行っております。実際はそういう形で修繕等をやっておりますが、大きな修繕につきましては、適宜こういった要望を受けながらですね、新年度の予算に反映できるような取り組みを行っているところです。

○議長（皆川 高司君） 沼口議員。

○議員（１２番 沼口 富生君） 最近ではどこの学校からトイレの要望とかそういうものが上がってるのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい。田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） 具体的に１１月に行われた会議の中ではですね、方城中学校の方から上がってきております。以上です。

○議長（皆川 高司君） 沼口議員。

○議員（１２番 沼口 富生君） それはもう来年度工事するということになっておりますか。

○議長（皆川 高司君） はい。田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） すべてのトイレの部分での対応はできませんが、随時ですね、予算を確保しながらですね、行っていきたいと考えているところです。

○議長（皆川 高司君） はい。沼口議員。

○議員（１２番 沼口 富生君） 早めにやっていただきたいと思います。次に移ります。３点目は、これは森野議員からも質問が出ておりましたので、少し重複するところあるかもわかりませ

んが、今後の運営についての説明が全員協議会の中でありました。今後の平成筑豊鉄道の運営についての協議で、今のままの鉄道運営は厳しいと。これは新聞報道で出て、金額を見ればですね、誰もが厳しいというふうに思わざるをえないと思っております。そこでここ30年間の累積赤字額の説明で現状維持であれば473億円、鉄道の上下分離方式であれば439億円。BRTで148億円、路線バスで110億円。この金額を見たときにですね、どういう金額が入ってこんな金額になるのだろうか。実は私もその報告を受けたわけですので、町民の皆さんから聞かれたときに答えようがなかったということがありますので、この赤字の大まかなですね、内容、算出根拠とそういうものがわかりましたらぜひお聞かせいただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい。企画振興課長木村さん。

○企画振興課長（木村貴代美君） ただいま質問のありました平成筑豊鉄道の赤字額に関しましては、この30年間の間に鉄道車両の13両を更新する費用や、レールや枕木の改修、それから法改正に伴います無線のデジタル化、それと多くかかっております橋梁の改修等設備の更新、また維持管理に関しまして、費用が重なるということで、それが赤字の大きな原因となっております。

○議長（皆川 高司君） 沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） BRTの部分についてはですね、詳細が出ておりました。あと路線バスの110億円とかいう根拠については、これはバスの購入とかそういうものになるんですかね。

○議長（皆川 高司君） 木村課長。

○企画振興課長（木村貴代美君） バスにつきましても、当初路線バス案に転換する場合の初期投資もございますし、残りは運行に係ります費用の赤字部分ということになっております。

○議長（皆川 高司君） 沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） これは自分が言ってるんじゃないんですけれども、この数字を新聞報道されました。これはもう鉄道の運営をやめたほうがいいよというようなですね、宣伝に使ったんじゃないかというふうな悪い言い方もありますが、私も事実ですね439億円ですね上下分離方式で、それと路線バスが110億円。この差を考えると誰もがですね、やっぱりもう鉄道はだめだなというふうに思えるんじゃないかと。またその宣伝を先にやったんじゃないかというふうに、悪意に取る人もおるわけですが、決してそうではないというふうに多分言えば回答するでしょうけれども、いやこの数字はどう見てもですね、そういうふうに思わざるをえないと思っておりますが、その点町長どう思いますか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この赤字の試算についてはですね、やはり正確な数字じゃないっていうふうには自分も考えておりますけれども、やはりバスでいった方が断然安いというふうに印象操作

されているような、そういう感じを見受けます。私は鉄道で言ってますけども、やはり時間外、子どもたちが多くいて、学校に子どもたちの時間を守るという観点からいくと、鉄道が1番いいんじゃないかという感じでは考えております。

○議長（皆川 高司君） 沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） この数字、決して納得してるわけじゃありませんが、この数字を見るとなんかどうしようもないなということでもありますし、ここで決めることではありませんが、来年の3月には法定協議会の中で結論が出るということです。その前の場合時期の問題、今後のスケジュールの問題があらかじめあると思うんですけれども。もし最も赤字の少ない路線バス案になったとして、その際の今の鉄道をどれだけ維持できるのかということと何か協議されている部分がありましたら、鉄道敷地の跡地の問題、駅の跡地の問題、それと補助金の問題などについて協議がなされていることがありましたら、ぜひ報告をお願いをしたいと思います。それと補助金についてはさっき言った赤字額の中には含まれてないのかどうなのかお聞きをいたします。

○議長（皆川 高司君） はい。企画振興課長、木村さん。

○企画振興課長（木村貴代美君） はい。新たな交通モードが決定しますのは3月の中旬の予定となっております。議会初日にご説明いたしましたように、路線バス案が選択された場合の線路敷ですね、につきましては各自治体へ移管されることとなりますので、その際の維持管理費につきましては町が負担していくということとなっております。また今回の30年間累積赤字の試算をする際にですね、考えられる様々な補助金制度につきましては、補助金制度を加味した上での算出となっております。

○議長（皆川 高司君） 沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） 補助金があったとしてもこれだけの赤字が出るということで理解していいんですかね。はい。わかりました。最後になりますが、町長は先ほど言いましたように時間が守れるということで、鉄道維持で指示していくということでいいんですかね。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） やはり私はもう鉄道でと考えておりますし、30年というその期限を決めたというのがですね、やはりちょっと間隔が空き過ぎてるんじゃないかなというふうには感じております。これは印象づけはどうしてもバスの方が安くなると、その数字を示されたためにといい目論見があるんじゃないかと自分の方はちょっと疑問を感じているところでございます。

○議長（皆川 高司君） 沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） ぜひもう3月には決まりますけれども、鉄道維持という町長の路線といたしますか、指示については私も同調しておりますので、よろしくお聞きをいたします。

これで質問を終わります。

○議長（皆川 高司君） はい。次は田寄議員ですけどここでトイレ休憩します。１０時２５分まで暫時休憩いたします。

午前１０時１３分休憩

午前１０時２５分再開

○議長（皆川 高司君） はい。それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次は田寄みゆり議員の一般質問を許可します。田寄議員どうぞ。はい。

○議員（３番 田寄みゆり君） はい。議長。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（３番 田寄みゆり君） ３番田寄みゆりです、よろしくお願いいたします。はい、まず１点目、総合体育館の建設計画について伺います。議会初日、また全員協議会でも、総合体育館建設の入札不調や工事の遅れについて報告がありました。また産業建設委員会では原田幸美議員からの厳しい質問もあっております。原田議員の質問と重なるところがあると思いますけれども、体育館建設の現在の状況や今後の対応について伺います。①の質問です。まず体育館建設のための入札について伺います。入札が３回予定されましたが、１回目は入札参加者が１者のみだったため２回目はその１者が辞退したため、３回目は別の業者も辞退したため、３回とも中止となっています。その原因を精査、検討すると言われていましたけれども、原因はどこにあるのか解明できたのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 田寄議員の質問にお答えさせていただきます。この不調の原因というのは、やはり設計者としてはいい体育館を作りたいという思いがあると思います。その中で素晴らしい製品、一級品に二級品とかいろいろありますけれども、素晴らしい製品でこれを作りたいという思いがあると思うんですけれども、やはり業者の方としては、この高価な部分については安価に購入することができないからどうしても定価で高くなるとかそういう部分があります。自分たちはですね、使いやすいものであれば、同等品でもいいよという話はするんですけども、やはり業者としては価格面で素晴らしい単価になるので、素晴らしい製品を使う単価になりますので、価格が合わないというのが１番の原因じゃないかなというふうには考えております。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（３番 田寄みゆり君） 最初の入札で業者が１者しか手をあげなかったということ、不調になったということを知ったときに、やはり最初に思うのは、予定価格が低いためだと、素人なりにも思うんですけども、２回目の入札でも予定価格は１回目と同額の税込４６億１０１０万円

でした。2回目で予定価格を変更しなかったのはなぜでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。はい。生涯学習課澤井さん。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はい。お答えします。まず1回目にですね、辞退になったときの辞退理由の提示っていうのはございませんでした。我々事務局としてですね、1回目の参加表明していただいた業者と質問でのやりとり、業者の方から質問が来ますのでそれに対してうちの方が回答していくというやりとりをしていたわけですが、その中でですね、質問の内容として我々が判断したのが、その参加表明した業者の方はですね、工期が厳しいというような内容の質問が来ておりました。我々としてはその工期が、今回原因で辞退されただろうっていうことを判断してですね、工事金額自体は変わっておりませんが、工事の内容を精査しまして、一部分離した形で工事数量を減らしての2回目の入札公募ということになったところでございます。以上です。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） では②の質問なんですけれども、3回目の入札でようやく予定価格を上げて、税込で48億3230万円となっています。しかし、この価格でも入札は中止となりました。先の見えない物価高騰の現状では、今後の入札予定価格をもっと引き上げる必要があるのではないかと考えますけれども、町としてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 当然これは業者に発注するわけですから、この単価の増額というのも、今の物価高騰の中では避けて通れないというふうには考えております。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 以前の町長とのやりとりの中で建設予定価格の値上げの話が出たときに、町長は全体の予算は変更しない。今の予算の中でやりくりをしていくというふうに言われていました。しかし予定価格が上がるのであれば、今の予算内では難しくなるのではないのでしょうか。建設費を抑えることが手抜き工事や事故に繋がることは絶対にあってはならないと考えています。このことについて町長はいかが考えておられるのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） このうちの設計価格でですね発注するという考えに異論はございません。しかしながらこの価格がですね、それが適正であるかというのをですね、今現在調査中でございまして、価格の修正がある部分については、この予算の範囲の中で考えていきたいというふう考えております。

○議長（皆川 高司君） はい。田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 予算の範囲内ということになると、そこに予算が重なればどこ

かの予算がなくなるということだと思えるんですけども、それで町長に思われる体育館はできるんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） これをできるようにするのが私どもの仕事でございます。予算の中でやるんですけどもどうしてもという場合には、議員の皆様方にもお伝えしながら、単価の改定というのも考えていきます。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 3番目の質問に移ります。町長の目指す町外から人が集まる大きな体育館は確かに夢のあるお話だと思えるんですけども、町民の皆さんはこの大きな体育館をどう受けとめていると町、町長は思われているのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 意見については2つございます。大きすぎるとそういう町民の方もいらっしやいますし、これは楽しみにしているという人も多くございます。それは平成18年に福智町合併いたしましたけども、その18年に合併して19年です、この公共施設の検討委員会が行われました。その中で3つの体育館はいらない、1つに集約すべきという意見がございました。それに沿っていったんですけども、やはり福智町3町が合併してですね、やはりシンボルとなりうるそういうものが今までなかったと考えております。このアリーナ建設というのは、福智町のシンボルになりうるという考えを持っております。やはり将来のアスリートを育てるという部分もございますし、これを利用させていただくのですね、広範囲にわたって利用がいただける、町民のみんなが利用していただける、そういう体育館にしたいという思いがございますので、これは私どもはぜひやらないといけないとその責務の中で頑張っております。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） アリーナを町のシンボルにということで、町長のお考えはよくわかったんですけども、私はあちこちで町民の方からこの体育館建設について質問を受けたり、声を掛けられたりすることが多いんですけども、残念ながら今町長のおっしゃる楽しみにしているという方にはまだお会いできていません。皆さん少ない収入で物価高の中で必死に生活をされています。高額な体育館よりも生活支援をして欲しいという声は実は圧倒的に私のそばにはあります。赤池、金田、方城のそれぞれの地域に小さくてもよいので使いやすい体育館があったほうが良いという意見も多いです。町長は体育館建設の前に住民説明会を行いましたが、公式には1回だけだったと思います。もっと説明会を開いて欲しかったという声は今もまだあるんですね。特に体育館建設の予定地周辺の山手、東区、八幡町、鶴ヶ丘、大正町などは、それぞれの場所で説明会をして欲しかった、町長の考えを直接自分たちは聞きたかったというふうに言われており

ました。体育館建設がその計画がすでに進んでいる状況の中でも、こういった声があることを町長はどう思われるでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 体育館の集約というのは旧町の3か所あった体育館を1つすると、小さい体育館をと言われてますけども、勤労者体育館等についてはそのまま維持して参ります。それが2か所ございます。金田地区はB&Gの体育館があります。赤池地区については勤労者体育館ございます。それについては解体の意向はありません。そこら辺は利用していただくんですけども、やはり子どもさん、主に子どもさんになるんですけども、小学校をはじめ中学校、高校生、その方々でやはり将来のプロのアスリートみたいなのを目指している子どもたちも多くございます。健康増進のためにも、この体育館はぜひ必要だというふうに考えてますし、老人会もですね、これが完成すればですね、やはり大々的にやらないといけないという考えも持ってますし、スイーツ大茶会とか多岐面にわたってですね、この体育館を利用するという考えのもとにあります。そして今議員がおっしゃいましたけども、低所得者の方々にて何らかの方法で援助してもらいたいという部分については当然これは避けて通れないというふうな考えを持っています。それと今言いました体育館の周辺地域についてですね、十分な説明を欲しいということなんですけども、逃げるわけじゃないんですけどもうちは広報の中でですね、丁寧に説明しているんですけども、その広報に関しては全戸配布しておりますので、それを見ていただければどういうふうになるかっていうのもわかりますし、直近間際で利用するようになればですね、やはり周辺の方々にも利用に関してお願いの挨拶とかそういう部分があると思いますので、事前にですね、やはり説明するというのは広報を利用させていただきたい。全員が見れる部分で説明させていただきたいというふうに考えてます。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい。ありがとうございます。では④の質問に移らせていただきます。現在体育館の建設は入札が不調となって、工事が止まったままです。今こそですね一旦立ちどまって計画の見直しを行うことも検討すべきではないかという声も聞いています。先ほども申しましたように、私の会った方々の中ではやはり体育館建設を進めるということに疑いではないですけども、もう少し自分たちの方に引き寄せたいというような思いがあるようです。今止まっているときにもう一度計画を見直すべきではないかという声があることを、町長はどう思われるでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員のおっしゃる低所得者からの見直しをして欲しいという部分が自分の方にも深く残っております。この部分については、適切にですね、うちの町としましても、低

所得者向けのメニューとかそういう部分は考えております。これは決して考えていないということとはございませんので、その分については後々また手当をさせていただくというふうになります。それとこのアリーナに関しましてはですね、どうしてもやっていかないといけないというのに、1つに過疎対策事業債というのがございます。これは町費に係る部分の7割、その分を交付税でバックしていただきます。当然国からの交付金も充当させてもらいますし、有利な財源としてとらえてます。この過疎対策事業債、将来が見越せない中で、これがなくなった場合は単純に町単費で、この分を全部見ないといけないというふうになります。しかしながら今の計画でいきますと、15億円超の単独費が該当いたします。施設は約60億円かかるんですけども、この15億円を12年間にわたってですね、国に返済するという考えでおりますので、この部分については町費はですね、国に返済するんじゃないくて12年にわたってこれを弁済するという形になります。年間1億5000万ぐらいの弁済費になりますので、これは決して不利な条件じゃございません。過疎対策事業債があり、交付金がある。今その財源の確保をされている今こそやらないといけないという考えでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 町長のお考えはよくわかりました。産業建設委員会で原田議員もこのことを質問されて、その時も町長は体育館の設計の縮小、変更はできないというふうにお答えされました。なぜできないのか、その理由をですね今私にお話ししていただきましたけれども、それこそ町民にですね、お話する必要があるんじゃないかと思うんです。町民の皆さんはそんなふうには、町長のおっしゃったようには考えておられないので、広報でとかホームページでと町長はよくおっしゃるけれども、それに行く人たちが少ない、町の中では少ないと思いますし、広報の中の説明も十分わかる人たちは少ないと思います。ぜひ町民にですね、知らせる必要があると思いますので、町民にこそ知らせていっていただきたいというふうに思います。どうでしょう。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい。この部分については先ほどから何回も言いますが、広報は全家庭にお配りいたします。その中で説明が不十分なのかなというふうに今理解しております。やはりこの部分についても広報の仕方、そういう部分を周知していきたいというふうには考えておりますので、必要に応じて説明会というのも考えます。よろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 計画の変更も簡単なことではないと思います。町政には大きな影響が出ると考えられます。現在の物価高騰や或いは資材不足、人材不足の状況が見通せない中で、このまま続けることが果たして町民にとってベストなことなのかというところには疑問があります。建設計画を執行部でもう一度検討していただくことを希望して、この質問を終わりたいと思

います。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい。では大きな2番目の国民健康保険税の均等割について質問をいたします。国民健康保険税は主に自営業者や農家、年金生活者など、所得が低い方が多く加入されている医療保険ですが、収入に係る所得割、世帯別の平等割に加えて、家族の人数によって増える均等割があります。生まれたばかりの赤ん坊にまで1人分の保険料がかかります。会社員や公務員が加入する協会けんぽ、或いは共済保険に比べると高額な負担となっているため、公的負担を増やして国税の引き下げを求める国民運動が継続して行われてきました。厚生労働省は全国知事会や市町村会など、また国民の声を受けて、均等割の軽減制度を徐々にですけれども今広げています。そこで①の質問です。町内で国民健康保険を利用している世帯のうち、18歳までの子どもがいる世帯は何世帯でしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい。保健健康課中島課長。

○保険健康課長（中島貴美子君） 保健健康課の中島です。よろしくお願いいたします。令和7年10月時点での国民健康保険の加入世帯で、18歳までの子どもがいる世帯は294世帯です。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい。ありがとうございます。②の質問ですけれども、子どもが多いほど負担が重くなるという均等割ですが、厚生労働省は2022年から均等割減額の措置を行っています。これはこういった内容のものでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 中島課長。

○保険健康課長（中島貴美子君） 国民健康保険税の均等割は世帯の人数に応じて決まりますので、1世帯あたりの子どもの人数が多くなるほど負担も増える仕組みに、議員がおっしゃる通りです。全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和4年4月1日に施行され、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構築を見直し、すべての世代で広く安心を支えていくための改正が行われました。その中の1つとして、子どもに関わる国民健康保険税の均等割額の軽減措置が導入され、具体的には国民健康保険税において未就学児に関わる均等割保険税の5割を50%を公費により負担軽減するものです。従来からあった7割軽減は8.5割軽減に、5割軽減は7.5割軽減に、2割軽減は6割軽減に、軽減対象外の方が5割軽減に、それぞれ軽減率が拡大され、その財源は国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を負担することとなりました。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1で町もそこで負担をしているわけですね。

○議長（皆川 高司君） はい。中島課長。

○保険健康課長（中島貴美子君） はい。そうです。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（３番 田寄みゆり君） それではその次の質問になりますけれども、未就学児の均等割の部分を町が負担するために必要な予算というのはどれぐらいかかっているのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 中島課長。

○保険健康課長（中島貴美子君） はい。令和７年１０月末現在における国民健康保険の未就学児の均等割保険税を国の同制度による令和７年度の交付金算定資産から推定される金額は１４０万円程度となります。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（３番 田寄みゆり君） それでは次の質問ですけれども、１８歳まで均等割を町が負担するために必要な予算というのはどれぐらいかかりますか。

○議長（皆川 高司君） 保険健康課中島課長。

○保険健康課長（中島貴美子君） 国民健康保険税の均等割を１８歳まで拡大した場合、先ほどお示しした未就学児の町の負担額をもとに試算したところ、７００万円程度の町の負担となります。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（３番 田寄みゆり君） それは先ほどの１４０万も含めて７００万ですか。

○議長（皆川 高司君） はい。課長。

○保険健康課長（中島貴美子君） はい。その通りです。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（３番 田寄みゆり君） ５番目の⑤の質問なんですけれども、今伺ったところ１８歳までの均等割を町が負担すると７００万ということでした。町として独自に１８歳までの均等割分を負担するということとはできないのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、どなた。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） これにつきましては財源が法的な裏付けがない中で行われますので、町単独でこれを負担するということについてはかなり厳しい状況がございます。しかしながらこれまで国、県の動向を注視しながら対応していかないといけないというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（３番 田寄みゆり君） はい。つい最近ですけれども、１１月の２１日に厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会で、均等割の軽減制度を高校生までに広げるという方針が出されまして、それを了承されています。今後厚生労働省は子育て世代の負担軽減のためとして、

2021年、令和9年4月からの予定だそうですけれども、国保税の軽減措置を18歳まで拡大するとしています。しかし、まだこれ令和9年ですから先の話だし、現在でもですね18歳までの均等割分を負担して子育て支援をしている自治体はあります。子育て支援として福智町も均等割の軽減をぜひ検討していただくように希望をいたします。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい。それ意見としてうちにとらえたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） ⑥の質問に移ります。この均等割の軽減制度を検討する一方で、厚生省は普通調整交付金の引き下げも検討しています。この調整交付金の引き下げによって福智町にはどんな影響が出るのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 中島課長。

○保険健康課長（中島貴美子君） 普通調整交付金は、国民健康保険の財政運営において、地域間の医療費の差や所得格差を是正するために設けられた制度で、医療費が高い地域や低所得者が多い地域に対して適切な財政支援が行われることを目的としています。普通調整交付金の配分のあり方につきましては、現在厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会において検討されている段階です。今後も国の動向を注視し、可能な限り住民負担が急激に増加することのないように適切に対応して参りたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい。町民の方がいつも言われるのは、国保税と介護保険料が高過ぎると。これがどうにかならないかという声をよく聞くんですけれども、この普通調整交付金の引き下げによって、町民の負担は増えるということになると思います。⑦の質問になりますけれども、世帯ではどういう形で、どれぐらいの形で負担が増えるのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい。保険健康課中島課長。

○保険健康課長（中島貴美子君） 具体的にどのくらいということはちょっとこちらの方ではわからないんですけど、仮に財源不足などの影響によって、財政状況が悪化すれば、税率改正により財政安定化を図るために被保険者にはちょっと負担増が想定されると思われます。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい。普通調整交付金は、今説明がありましたように、各自治体の財政力の不均衡を調整するために支給される交付金です。現在それが大体13%から32%で補助されていますが、この補助率を12%から10%に引き下げると言われています。年間保険料の上限額の医療分を引き上げるという方針も示しており、町民にとっては保険税の負担が大きくなるということになります。国保の1人当たり平均保険料は、2015年平均で13万8400円

でしたけれども、2023年には17万8800円と1.3倍に増えています。全国知事会や市長会なども今、反対の声を上げています。福智町からもぜひ負担増に反対の声を上げていただきたいと思います。いかがでしょう。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員のおっしゃる通り、これはうちの方は訴えて参ります。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 国保税を値上げしばかりしておりません。もうぜひそれはね、よく頑張ってもらっちゃんと思います。町民の方からは国保税、介護保険料が高過ぎるといつも私言われて、何とかしてくださいと言われるんですけども、国保税は命に関わるものですから、やはり値上げせずに頑張りたいと思っています。よろしくお願いいたします。はい。議長。

○議長（皆川 高司君） はい。田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい。では大きな3番目の質問に移ります。子どもの権利条例についてということです。18歳未満の子どもたちを権利の主体とした子どもの権利条約が国連で発効されてから31年になります。各自治体で子どもの基本的人権を保障するための条例の制定が広がっています。子どもを大切にすまちとして、福智町でもぜひ導入の検討をお願いしたいと思います。①の質問です。子どもの権利条約は1989年に国連総会にて採択され、日本政府は1994年によく批准をしています。その後いじめや不登校、少子化など、子どもたちを取り巻く環境の複雑さ、深刻さは大きな問題となって、2023年4月こども家庭庁が作られ、こども基本法が施行されました。福智町では子どもの権利条約についてどうとらえておられるのか、まずそのことをお聞きいたします。

○議長（皆川 高司君） 子ども課小松課長。

○こども課長（小松 卓美君） はい。こども課の小松です。よろしくお願いいたします。子どもの権利条約ですが、先ほど田寄議員が述べられました通り、1989年の11月に国連総会で採択され、日本は1994年4月に批准しまして、1994年5月から日本においても効力を発生しております。国としましては子どもの権利を主体とし、保障する総合的な法律の整備は行っていませんでしたが、児童虐待の件数増加、少子化や人口減少を背景に、子どもの権利条約の4つの原則の趣旨を盛り込んだ、包括的包括的な基本法として、2022年6月にこども基本法を制定しております。翌年4月にはこども家庭庁を発足し、国が閣議決定したこども大綱を網羅した子ども計画を自治体は策定し、様々な施策を展開しております。2025年4月時点の情報では、子どもの権利条約を条例化している自治体は全国で81自治体となっております。現時点ではこども基本法を軸として関係法令や関係条例を遵守し、関係各課の協力の連携の中で様々な施策に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい。②の質問ですけれども、子どもの権利条約は、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を保障するものですが、子どもを保護するというだけではなく、或いは子どもに従わせるというのではなく、子どもを主体として、子どもの権利を第1に考えるという点で画期的なものだと思います。福智町は先ほども言われましたけども、こども基本法に基づいて福智町子ども計画を策定しています。具体的にその子ども計画ではどういうことに取り組んでおられるんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい。子ども課小松課長。

○こども課長（小松 卓美君） はい。平成27年3月にですね、第1期の福智町子ども子育て支援事業計画を策定しておりました。令和2年に第2期を策定しております。1期におきましては、全国的に発生した待機児童減少を背景にですね、量的確保を重点とした計画となっておりました。第2期ではコロナ禍といった世界的脅威の中での子育て世帯、子どもの貧困問題の表面化を受け、保育料の無償化を初めとした経済的負担の軽減を進めてきました。令和7年3月に策定した福智町こども計画は、国のこども大綱を網羅した「こどもまんなか社会」を目指した計画となっております。第2期までに培った事業の充実を図りつつ、子どもの貧困対策推進計画、こども・若者計画を入れ込み、子育て家庭を取り巻く状況を視野に入れた、子育て支援を総合的に支援していく計画としており、切れ目のない支援の提供に努めております。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい。福智町が行っていることは大変素晴らしいと思うんですが、その中で子どもの権利を保障する、子どもの権利を守っていくということを具体的にはどういう形で取り組んでいますか。

○議長（皆川 高司君） 小松課長。

○こども課長（小松 卓美君） それは4番目の質問として答えていいんでしょうか。はい。いいですか。はい。子ども権利条約に基づいた子どもの定義ですが、18歳未満の子どもを対象としています。各々の年齢の切れ目で携わる担当課が違ってきますので、先ほど申しました切れ目のないサービスの提供は必須でありますので、関係各課との協議の連携のもと、支援や制度設計を今後行って参りたいと考えております。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 子どもさんの声を聞くということは実際にしているんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 小松課長。

○こども課長（小松 卓美君） はい。先ほど言った子どもの定義がですね、18歳未満の子どもが対象となっております。こども課としましては、就学前までの子どもさんを見ている中で虐待

児の保護者世帯と就学児の方も見るんですが、保健師等が寄り添った支援の中で子どもさんの声であつたり、保護者さんの声を聞きながら支援を携わっております。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） では③の質問に移らせていただきます。今の福智町でも学校に行けない子どもが増えている状況があります。子どもの権利という観点から、この学校に行けない子どもたちについては、どういう取り組みをされているのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 学校教育課田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい。全国的に問題となっている不登校の増加については、福智町においても同様な傾向にあります。その中福智町は不登校児童生徒の解消等新たな不登校生み出さないことを第一として取り組みを行っております。一方で学校には行きたくても行けない、行けずに不登校になってしまった児童生徒に対して、子どもが教育を受ける権利の観点から、県立大学等の協力を得ながら、様々な対策を行っているところです。具体的には下田川地区教育支援センターなどのフリースクールなどの支援に加え、教室に入れない児童生徒が別室のサポート教室で学習できるようなことの環境を整えるような取り組みも行っています。不登校児童生徒の支援の基本的な考え方は、国が示すようにですね、単に学校に登校することだけを目標とすることとなく、児童生徒が自らの進路を主体的にですね考え、社会的自立ができるような支援をすることとっております。自立的支援を促すためにも、今後もこのような取り組みを進めていきたいと考えているところです。

○議長（皆川 高司君） はい。田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） こども計画の進行等管理のために、子ども・子育て会議というのが行われているようなんですけれども、どのような方が何人ぐらい出席して、どれぐらいの期間で会議を行っているのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 子ども課小松課長。

○こども課長（小松 卓美君） はい。子ども・子育て会議なんですけど、保育園、法人等の代表者、もしくは保護者の代表者、行政の方からの代表者を集めまして、8名程度で行います。主にこども計画を作った際には委員さん集まっていただきまして、3回ほど会議を経て、このこども計画の策定に携わってもらいました。今後は年度ごとにですね、進捗状況を委員さんの方に報告しながら中間見直し、もしくは再度また5年計画になってますので、切り替わりの際にはですね、次の計画に向けた動きになるかと思います。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい。子どもたちには自分を守る4つの権利、生きる権利、育つ権利、守られる権利というのが、もう1つ聞く権利というのがあるんですけれども、福智町のこ

ども計画の中でも、この生きる権利、育つ権利、守られる権利についてはかなり取り組みは進んでいると思うんです。しかしこの権利の中で、子どもたちに1番足りていないものが参加する権利、つまり声を聞かれる権利ではないか、声を上げられる権利ではないかというふうに思います。子どもたちが福智町の中でも自由に発言し、意見を述べるができる場所、そして子どもの声を受けとめる大人がいる場所、また受けとめるための制度が求められていると思うんですけれども、これについては町はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 子ども課小松課長。

○こども課長（小松 卓美君） はい。子ども等ですね聞く制度ということですが、先ほども言いましたが1課だけでは対応できないと思っております。町全体としまして各課等の連携、または他機関との連携の中でですね、出生児から切れ目のないサービスというところの中で、そういった部分の制度設計をしていきたいと考えております。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） では⑤の質問に移ります。昨今は子どもたちもSNSを利用している子が多いです。正しいことも間違ったことも次々に流れてきます。そんな状況だからこそ、子どもたちに4つの権利を知らせること、その権利が子どもたちを守っているんだということを教えること、子どもの権利条約が大切になると考えています。その条約を具体的に実践する自治体の役割として、福智町子どもの権利条例が早急に必要になるんじゃないでしょうか。このことについてはどうお考えでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 誰、町長。子ども課小松課長。

○こども課長（小松 卓美君） 先ほどから申し伝えてますが、子どもの権利条約に基づいたこども基本法を背景にしてですね、町としては今後も限られた資源を十分に活用し関係各課、他機関との連携のもとでですね、目の前の切れ目のないサービスの方にまずは集中していきたいと考えております。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい。権利条例を作ることが1つの大きなステップになるのではないかと私は考えております。先ほども課長の方からありましたけど、全国でこの権利条例を制定している自治体は80、日本国内ではですね81自治体です。九州では8自治体で、これがすべて福岡県でした。この中で川崎町が2018年に、田川市が2022年に制定をしています。福智町での制定も早期にですね、できたらいいなというふうに思っております。ぜひこのことも検討していただきたいと思って質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（皆川 高司君） はい。お疲れ様です。はい、次は高津鶴己議員の一般質問を許可します。

高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） はい。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） はい。１３番、高津鶴己です。いつものように４つのテーマに渡って質問したいと思います。まず１点目ハラスメント。嫌がらせ、いたずら、いじめという日本語になるようでありますけれども、某知事或いは市長、町長のパワーハラスメント、パワハラ或いセクシャルハラスメント、セクハラ。また学歴詐称で失職した市長さんもおられるようでありますけれども、マスコミ報道が詳しく行われております。そういったことは、また必要であれば別の機会に質問することとしまして、今回私はカスタマーハラスメント、いわゆるカスハラについて質問したいと思います。顧客等から就業者に対する著しい迷惑行為であり、就業環境を害するものだという定義があるようでありますけれども、まず１点目、町長への伝言というのが１階総合窓口横に設置されておられますけれども、これは令和６年度或いは、７年度１１月末までやっておるかと思っておりますけれども、どれくらいの意見がまず寄せられているものかどうかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 高議員の質問にお答えさせていただきます。令和６年度は６件、令和７年度は１件となっております。

○議員（１３番 高津 鶴己君） はい。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） ６件或いは１件ということで私は思っておった数よりはるかに少ない数でありましたけれども、その伝言、意見、月末に庶務係が回収して町長に渡しておるといことのようにありますけれども、町長はその伝言、いろんな意見があるかと思っておりますけれども、その伝言についてどう対応されておられるかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この伝言の中の主な内容というのは、町政の窓口業務あたりの部分の意見がほとんどでございます。その部分については適切に担当課に指示し、対策を講じるようにという指示を出しております。

○議員（１３番 高津 鶴己君） はい。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 見た上で、担当課に指示しておるということで、参考になるものがあるのか、或いは苦情といったものがあるのかどうかちょっとわかりませんが、町民の意見、要望を議員が代表して代弁しておるというふうに私は自負しておりますけれども、すべ

ての町民の思い、意見というのは議員が全部すべて吸い上げているということとは言えないと思います。他にも議員以外の意見を参考にする、或いはこれについては尊重するといったようなものはどういったものがあるかどうかをですねお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 他の意見というのはございませんで、やはり窓口業務の対応についての意見というのは、苦情等の意見がほとんどであります。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 窓口業務に対する意見ということでありますけれども、いろんな町民、意見、要望を窓口で言ってきておるとおもいますが、個人の意見についてどのように窓口対応せえと、或いは電話対応せえというようなどのように指導されておられるのかお伺いします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 窓口対応等についての苦情というのは話ができますので、それは適切にやっていきますけれども、匿名の投稿、伝言というのがほとんどでございまして、その部分については広報誌等で改善すべき部分についてはこういうのを改善しておりますとか、そういう丁寧な説明があれば、喜んでいただけるのかなというふうには感じております。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 定義では著しい迷惑行為ということでありまして、私は大声で威圧をする、或いは暴言を吐く、或いは暴行、脅迫。場合によっては土下座せいと謝れといったようないろんな不当な要求等については、カスタマーハラスメントというふうに私も考えますけれども、その他にどんなものをカスハラということを想定されておられるのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 総務課長。

○総務課長（長野 士郎君） はい。暴力や脅迫、電話や窓口での長時間拘束をはじめ、電話や面会を繰り返す、待ち伏せやつきまとい、インターネット上での誹謗中傷、セクハラ行為などもカスタマーハラスメントに含まれると想定しております。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 長時間の拘束ということを今言われましたけれども、私いろんな方とお話する場合にですね、３０分を超える面談というのか、そういうこともありますし、そういった３０分を超えるのはしょっちゅうあります。話の長い人、話したいという人はやっぱりいるんじゃないかと思ったり、電話でも１時間以上長々と拘束されるということも経験があります。そういった点で町民の意見要望に対して、時間制限というのを設けておるのかどうなのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この件についてはですね、このうちの顧問弁護士にこのカスタマーハラスメントの研修を先月実施させていただきました。その中で電話対応の目安、窓口対応の目安とかそういう部分について、研修をしていたところでございます。今言いました対応時間の目安というのは、1つの例として電話対応は30分程度ということあたりを含めて、セクハラからパワハラからいろんな研修をしていただいております。その部分については継続的にですね、やはり全職員に周知していきたいという考えでおります。私も現役時代にはですね、1時間半、3時間電話対応したことがありました。しかしやはり相手としては聞いていただきたいという思いが念頭にあります。それを聞く中で、3度ほど繰り返し同じ内容を聞きましたけどもそれを聞いた後はですね、苦情というのはなくなりました。やはり聞く身になってどう町民が訴えているのかとか、その要点をですね、的確に判断できるような、嫌がって電話対応するとかじゃなくて、やはりそのところもですね、顧問弁護士の先生あたりでですね、ご教授いただきながら、やはり全職員にそれを徹底して参りたいというふうに考えてます。

○議員（13番 高津 鶴己君） はい。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 先月研修をされたということでありまして、一応時間の目安としては30分ということで、必要に応じてですね、その辺は相手の言いたいことについて、もう少し弾力的にですね、やっぱり聞いていただきたいというふうに思います。カスタマーハラスメント条例制定している自治体、北海道、群馬県、東京都、愛知県、そして三重県では、初めてでありますけれども、罰則付きのカスタマーハラスメント条例を制定する動きがあるようであります。繰り返しの謝罪や面会の要求など特定カスハラということで50万円以下の罰金、拘留または科料と言ったような罰則がついておるようでありますけれども、もし福智町でもそういったカスタマーハラスメント条例なるものを作る考えがあるのかどうか、町長にお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） このカスハラ条例についてですけども、これ現在のところにおいては考えておりませんけども、今年の5月カスタマーハラスメントに対する対応指針という部分を作成して、対応職員について情報の共有を図っております。その部分を含めて、顧問弁護士による職員研修、これを実施することはやはり職員にとってもありがたい部分になります。だからこの研修はですね、ずっと何回も研修をする、いろんなケースに応じて研修をしていただくという方針をですね、やはり確立したいと思っております。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 対応指針を設けて職員を研修するということでありましてけれど

も、十分その対応の指針で対応していただきたいと思いますけども、町民の意見、要望についてはですね、真摯に聞いていただいて、30分経ったからどうのこうのじゃなくて、その辺は少し弾力的にやっていただきたいというふうに思います。次の質問に移ります。

○議長（皆川 高司君） どうぞ。

○議員（13番 高津 鶴己君） 農業法人等についてお伺いします。福智町には農業法人、どんなものがあるのか、幾つあるのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 農政課白石課長。

○農政課長（白石 輝彦君） 農政課の白石ですよろしくお願いします。農業法人で農地所有適格法人、旧農業生産法人の資格を有する法人は形態として会社法人と組合法人に大きく分類されます。農地所有適格法人として資格を有する会社法人の株式会社が1法人。組合法人の農事組合法人が4法人、合計5つの農地所有適格法人がございます。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 会社法人が1、組合が5って言ったんですかね。はい。そういった農業法人なるものがあるということでありましてけれども、これらは農政課に届け出義務ということがあるのか。当然農政課は福智町のそういった法人について、すべて把握しておるのかどうなのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 農政課白石課長。

○農政課長（白石 輝彦君） はい。農地法の規定に基づき、農地所有適格法人報告書の提出の義務がございます。また農業法人のくくりの中で、この報告書を出したものについては把握しております。

○議員（13番 高津 鶴己君） はい。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 農地法に基づいて、或いは報告書で把握しておるということでありましてけれども、こういった法人の場合には、当然法務局への法人登記の義務があると思いますが、そういった6法人について、法務局の法人登記は当然終わっておる、やられておるという理解でいいんですね。

○議長（皆川 高司君） 白石課長。

○農政課長（白石 輝彦君） はい。その通りです。

○議員（13番 高津 鶴己君） はい。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 組合法人の場合、農事組合になるかと思いますが、構成員の数、1人でも組合ということの名乗れるのかどうなのか、最低人員の決まりがあるのかどう

かお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 白石課長。

○農政課長（白石 輝彦君） はい。会社法人である株式会社は1名で、組合法人である農事組合法人は3名です。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 農事組合は3名以上でないといけないということで理解しました。社会福祉法人が並立した組織、外の組織になるのか、中の組織は無理かと思いますけども、そういった組織として農業法人を持つことは可能なのかなのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 白石課長。

○農政課長（白石 輝彦君） はい。社会福祉法人と別に農業法人の資格を有し、農業法人を設置することは可能でございます。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 可能だと理解しました。昨年の米不足からですね、米の値段、米価が高騰して増産に舵を切ると、小泉農林水産大臣の場合にはそういうふうを受けとめとったんですけども、今年は米余りになるという想定で、転作奨励、私の理解では減反政策だと思いますけども、転作奨励の政策に戻るという報道もあります。福智町としての農業政策というのを町長にお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 福智町の農業政策としてはですね、この過剰生産を避け、米価の下落を防ぐため、昨年同様の転作計画は考えております。補足説明につきましては、担当課よりお答えさせていただきます。

○議長（皆川 高司君） 農政課白石課長。

○農政課長（白石 輝彦君） はい。令和6年産水稻により米の買い取り価格が上昇したことにより、本年も一部の農地において転作に協力いただけない方も正直おられます。また、来年の転作エリアにおいても、水稻作付を行う地域も出ております。その対策として、代わりとなる転作エリアを地域協議会で検討することになります。やはり国が方針を転換された趣旨を踏まえたと、福智町におきましても、転作計画により生産調整を行うことで、米の需給バランスを整うものと考え、福智町の転作における農業政策として参ります。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 転作奨励ということをやらざるをえないということで理解しましたが、次の質問、スマート農業DXを推進等いろいろ横文字なり何なりを農業従事者は理解しておると思うんですけども、それ以外の人はやっぱりどういったことをこれから農業政策

としてやるのか、ちょっとこれからの農業というのがわかりづらいと思います。ぜひわかるように、そういったことについての説明をお願いします。

○議長（皆川 高司君） 農政課白石課長。

○農政課長（白石 輝彦君） スマート農業についてご説明いたします。情報通信技術や人工知能、ロボット技術など先端技術を活用し、農業の効率化と生産性向上を目指す農業です。今までの経験や勘に頼っていた農業をデータやデジタル技術で効率化、高度化し、省力化や高品生産を実現していくものです。次に農業におけるDXについてご説明いたします。農林水産省は令和3年3月に農業DX構想を発表しました。大きな目的は、デジタルテクノロジーを導入することで、生産性の向上、コストの削減、持続可能性の強化を目指すもので、デジタル技術の導入を進め、消費者のニーズに応えながら、将来にわたって食料を安定供給できる農業を発展させることです。しかし、日本の農業は高齢化による人手不足、後継者不足、輸入品の価格競争といった課題を抱えています。この課題を解消するために、デジタル技術によって重労働を軽減し、省力化、自動化を図ることで農業生産現場と流通販売先とのデジタルデータ共有活用が可能となり、また農作業の効率化や発展に加え、農業者に労働環境の改善を図るための推進でございます。以上です。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 詳しく説明していただきましたけれども、やはり農業をやるについて後継者が不足しておると思います。そういった点で、後継者の養成というのも必要ではないかと思うので、その辺は農政課長何か意見なりあれば教えてください。

○議長（皆川 高司君） 農政課白石課長。

○農政課長（白石 輝彦君） 農業者の後継と言いますと、私としては農業法人を設立していただいて、そこで従業員を雇う。そういった仕組みを作っていただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 法人を作ってやれということで理解しましたけれども、やはり昔は半農何とかと言いますか、仕事をしながら、思い出した、兼業農家ということでやられておったけれども、今兼業農家が少なくなっておるということで、法人化してやれということでの方向性だと理解しました。大きな次の質問に移ります。

○議長（皆川 高司君） はい。どうぞ。

○議員（13番 高津 鶴己君） 学校教育を中心としてということで質問させていただきます。

10月、11月実施の小学校の体育会を見学して感じたんですけども、体育会が半日、午前中で終了するようになったのはいつごろからこういったわけで半日というふうにしたのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい。体育祭のあり方についてご説明させていただきます。体育祭のあり方についてはですね、学校長の判断で教育のですね、課程の編成というのをやって決めています。そして今議員さんにおかれましても、来賓でですね参加いただいて本当にありがとうございます。また猛暑の中またですね、そういった形で考えただいてご存じと思いますが、もの凄いい長時間するとですね、やっぱり子どもの体力を持たないというようなところから学校長が判断して、午前中で今は執り行っているところでございます。一応これを決めるにあたってはですね、国、県、地教委、また学校長というあらゆるですね組織でいろいろと権限が分かれるわけではございますが、この学校のですね行事、遠足だとか体育祭だとか、こういったことを決めるのはですね学校長に全責任があります。地教委はですね、それを承認する立場にあるという位置付けになっております。またそういったことからですね、午前中で今のところ行っておりますが、コロナ禍が始まってですねいろいろ工夫してやっております。人と介さないでですねできる方法、また学年分けてやる方法、いろいろ手立てを打っております。それからコロナ禍が収まった5類になった以降はですね、全生徒で一応午前中行事で行うという形で、今現在福智町ではそのような形をとらせていただいております。

○議員（13番 高津 鶴己君） はい。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 最終的には校長の判断ということでもありますけども、全校が午前中で終わっておるということで、多分コロナのときからじゃないかと理解しました。ちょっと見たところですね走る徒競走、或いはリレーで男女が混成して走っておると。私ら或いは私の子どもの時でも男女一緒に走らせるということはなかったかと思うんですけども、こういった男女混成で走らせるというのは、何か教育的な意味というのか、或いは配慮があるのかどうなのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい。朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい。このことについてもですね、教育課程の編成の中で学校長が決めていきます。その中でですね、今の男女一緒にですね、徒競走やですね、リレーはほとんどの学校で行っております。理由はですね、男女分け隔てなく競技として取り組みを行うという形で学校長が方針を決めております。しかし一部の学校ではですね、学年では男女の走力の違いや成長の段階の違いなどの理由で教育的配慮を行いながら取り組みを行っている学校もございます。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 一部ではまだ男性、女性は分かれておるけども、私が見た範囲では場合によっては男性よりも女性の方が早いということもありましたけれども、そういった

ことで男女隔てなくという教育的な部分があったのかなと思います。次の質問に移ります。学校のトイレというのはすべて水洗式になっておるのか、まだそうでないところがあるのかどうかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい。田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい。お答えします。すべての学校で水洗式となっております。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） はい。次の４番目の質問はちょっと省略します。庁舎のトイレについては、いわゆるおしり洗浄式といいますか、ウォシュレットというこれはＴＯＴＯか、シャワートイレといういろいろ呼び方はあるようでありますけども、そういったウォシュレット式になっておりますけれども、小学校中学校ではウォシュレットっていうのがあるのか、或いは導入が進んでいるのかどうかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい。ウォシュレット化はですね、社会情勢の観点からですね、若干進んでおります。ただし福智町についてはですね、付いたところはございません。一応ですね、建て替えの時期などの違いもあってですね、学校間で若干差がありますが、進んでないのが実情です。また和式と洋式のですね、まだ率もかなり差がありますので、まずはそれを改善しながらですね、進めていくというような形が優先順位を上げていく課題だと思います。よろしいでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） ウォシュレットは進んでいないと。金田義務教育もなしですか。

○議長（皆川 高司君） 学校教育課田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい。建て替えの時期によって、学校間でかなり差がっております。ウォシュレットの台数につきましてはですね、金田義務につきましては１６台。１６台設置しております。先ほど述べたようにですねちょっと差がありまして、主にですね教職員用のトイレ、そして後で出ます多目的の方にウォシュレットを設置している場合が多いようです。

○議員（１３番 高津 鶴己君） はい。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 金田義務教育では導入しておったということで安心しましたけども、この辺改造ていうのか、古いのでどうしても修繕ていうのか、そういうときはこのウォシュレット化は進めるべきだと思いますけども、町長のご判断はどうでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 今一般家庭の方でもウォシュレットというのがございます。それは便座

を変えることによってウォシュレット等も使えるというのがありますので、そういう方法をとって検討を実施していきたいというふうに思います。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 先ほど教育長がちょっと答弁されましたけれども、ＬＧＢＴＱ性的少数者のためにですね、いわゆる多目的トイレというのは、すべての学校に設置しておるのかどうなのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 学校教育課田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい。すべての学校で設置しております。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 多目的トイレはすべての学校にあるということでありまして、も、その中でウォシュレットは金田だけですか、どうですか。

○議長（皆川 高司君） 田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい。ウォシュレットにつきましては全くない学校がですね、すいません２校あります。弁城小学校と伊方小学校ですね。これがちょっと建て替えの時期等も影響している部分ですね。その他の学校につきましては、台数は少ないですが、先ほど申したように職員室なり、多目的トイレなどに設置しております。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 弁城、伊方にないということでありましたけれども、ぜひこういった多目的トイレについてはですね、いろんな方が利用されるので、アルコール消毒というのは備え付けるべきだと私は考えます。ぜひその辺もう１回点検をしていただきたいと思います。次の質問です。授業参観を保護者に認めておりますけれども、授業参観というのは年に何回実施されておられるのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい。田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい。保護者がですね、学校へ来ていただくものとしては、授業参観、懇談会などがあります。授業参観につきましては、各学校でですね、若干の違いがありますが小学校、義務教育学校については大体年２回から３回、中学校につきましては年１回という形で実施されております。その他の行事としてですね、小学校では６年生を送る会、中学校では合唱コンクールなどですね、保護者が教育活動に参加、観覧できるような機会もあります。以上です。

○議員（１３番 高津 鶴己君） はい。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 授業参観年２ないし３回、或いは中学校では１回ということ

ありましたけども、金田義務教育学校では学校開放日を設けておるというふうに聞いておりますけども、これは保護者だけを対象にしておるのかどうなのか。保護者以外にも開放しておるのかどうなのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 基本的にはですね、保護者と学校関係者のみです。と言いますのも学校ですね、危機管理上外部の一般の方がどんどん入ってくるということになると、学校のですね安全が保てません。そういった形で校長が判断して、限られた方を対象に入校させるという形になっております。

○議員（１３番 高津 鶴己君） はい。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 民生児童委員、或いは町会議員等にもですね、ぜひ開放していただきたいというふうに思います。外部の目があるとですね、生徒も自覚して、或いはまた成長するというふうに私は考えます。ぜひ学校開放日、或いはその昔は確か合唱コンクールでも議員に案内があつて行ったような記憶がありますんで、そういったことについて危機管理上誰でもというわけにはいかないというのは理解しましたけれども、そういった民生児童委員なり議員に対しても案内を、或いはそういった開放日を広げて欲しいと思うんですけども教育長どうでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 外部の方からですね、見ていただくことはですね、子どもたちにとってもいい影響だろうと思います。しかし先ほど言ったようにですね、だれでもかれでもというわけにはいきませんので、名簿を出していただいてこの団体はいつ入ってくるという形で、校長がですね、一応許可出して、地教委にお伺いを立ててすれば可能だと思います。一応校長会に一応諮っていきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） ぜひそういった開放ですね、広くとは言わないんで、一部限定してでもお願いをしたいと思います。最後の質問です。敬老祝い金、敬老会等についてお尋ねします。敬老祝い金が以前は節目７７歳とか８８歳とか、そういった節目の支給だったように記憶しておりますけども、７０歳以上全員に一律２０００円の支給ということで、最初は役場に取りに来なさいということで、タクシーを利用して取りに行ったという方もあったようでありますけれども。それから今銀行振込に改められたということで、これはこれで結構だと思います。９月１日現在の生存者を基準とすることから、敬老の日のある９月でなくて、今１０月下旬に振り込みということになっております。いわゆる条例で９月１日現在生きとる人ということであります

けども、この基準日を改める、或いは他にも何かあればですけども、9月支給ができないものかどうなのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 福祉課藤村課長。

○福祉課長（藤村 成美君） 福祉課藤村です。敬老の日が9月の第3月曜日となっておりますので、基準日を9月1日から変更することは今現在考えておりません。そのため該当者への通知や振り込みなどの事務作業時間を考えますと、今まで通りの10月支給となる予定になっております。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 条例でそう決まっておるからということでありましてけれども、条例を例えば8月1日現在、或いは8月20日現在だとか、そういうふうに改めることをして9月支給というのは、条例改正すればできるんじゃないかと思っておりますけれども、町長どうでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この敬老祝い金というのは、敬老の日というのが基準になっておりますので、前倒してですね、これを支給するというのは考えておりません。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 町長の答弁は後ろ向きでありましたけれども、町民の意見としてね、9月の敬老の日なのに10月っていうの遅すぎるという声があるんです。だからその辺は9月支給を努力すべきではないかと私は思います。さらに高騰した米を配布する自治体もあるようであります。2000円の振り込みというのは、もう今の現在ではありがたみが薄いというふうに私は思います。敬老祝い金の増額、私はせめて5000円ぐらいまで上げるべきだと思いますけども、そういった検討は条例を改正してできないものかどうなのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この2000円から5000円にというのは、財源を必要といたします。約1900万、2000万近くの増額となります。この財源確保というのは当然大事なものですけども、やはり2000円を5000円というのじゃなくて増額することについて、それについては担当課とも話しの中で決定をさせていただきたいというふうに考えております。

○議員（13番 高津 鶴己君） はい。

○議長（皆川 高司君） 高津議員

○議員（13番 高津 鶴己君） 老人クラブ連合会なるものもあります。そういったところの声を聞けばですね、やはり町長その声を聞いた上で、ぜひ判断をしていただきたいと思います。

9月の第3回議会での町長報告ではアリーナ完成後に敬老会を大々的に行うと、今日の答弁でも少しあったようですが。ということは令和8年度、9年度もですね、敬老会というのは実施しない、できないということなんでしょうかどうでしょうか。町長お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい。福祉課藤村課長。

○福祉課長（藤村 成美君） 9月議会の町長報告で町長が述べました通り、昨今の異常気象が続く状況下において、参加者が安心安全な敬老会を開催するにあたっては、空調設備が整いまた大規模な人数が収容できる総合体育館での開催をと考えております。そのため総合体育館が完成した後に開催に向けて取り組んで参りたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 外に出ない籠りっきりの人が多いというふうに聞いておりますし、私は小規模であっても敬老会、9月ができなければ10月、それこそ11月であっても私はいいと思うんですけども、確か金田体育館でかつては敬老会を何回もやられたという記憶がありますし、そういったことで小規模であっても敬老会を実施すべきだと私は考えますけども、町長再考する、もう一度考え直すつもりはありませんか。

○議長（皆川 高司君） はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） それについては私はまだ考えておりませんが、やはり敬老会、これの実施についてはまた考えていきたいというふうに思います。今の現在のところは考えはございません。

○議員（13番 高津 鶴己君） はい。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 残念です。ぜひ老人クラブ連合会ともよく協議していただいて、納得すればいいんですけども、その辺に判断を委ねたいと思います。来年令和8年3月28、29日実施のスイーツ大茶会では、出店舗は41店ということで、広報ふくちの12月号の裏表紙に大々的に載ってございましたけども、福智町発足20年の記念式典の概要というのは、固まっておるのかどうなのか、こういった招待者、こういった式典の内容とするのか。今のところ腹案が多分あると思いますけども、こういった状況なのか、ご説明をお願いします。

○議長（皆川 高司君） 総務課長長野さん。

○総務課長（長野 士郎君） 福智町誕生20周年記念式典につきましては3月28日、福智スイーツ大茶会のオープニングセレモニーと合同で執り行う方向で調整をしております。具体的な内容はまだ決まっておりますが、議員各位にはぜひご臨席を賜りたく、準備が整い次第ご案内をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） ぜひですね、３月ですから、今１２月なんで、多分１月中には
かっちりきっちり固めなきゃいけないというふうに思いますし、固まったらちょっといろんな案
内なり説明をお願いしたいなと思います。昭和１００年でもありますけれども、その辺の絡みと
いうのは何か考えておるのか、全く無視なのかどうなのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 総務課長長野さん。

○総務課長（長野 士郎君） はい。令和７年であればですね、絡めやすかったのかなと思います
けれども、８年で１０１年になってしまいますので、内容としては今のところは考えておりませ
ん。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 昭和１００年というのは考慮しないということでもありますけど
も、ぜひ発足２０周年、２０年の式典っていうのをやっぱり記念すべきことでありますんで、
大々的にセレモニーなり、或いはそのあとのいろんな催し事があるかと思いますけども、固めて
いただいて盛大になるように期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（皆川 高司君） はい。お疲れ様でした。これで午前中の質問は終わります。木村議員は
午後１時から一般質問をしていただきます。これで休憩に入ります。お疲れ様でした。

午前１１時５３分休憩

午後１時００分再開

○議長（皆川 高司君） はい。それでは休憩前に引き続き再開をいたします。次は木村幸治議員
の一般質問を許可します。木村議員。

○議員（１４番 木村 幸治君） １４番木村です。２点について一般質問を行います。まず最初
に人権のまちづくり館などの跡地利用について聞いていきたいと思います。人権のまちづくり館
は解体され、更地になっているが今後の利用計画はあるのか。ちまたではいろいろな噂が流れて
いるが、赤池地区の中心地で今後どのように活用するのかなどについてお尋ねしていきたいと思
います。まず最初に隣には中央公民館があり体育館が、ただいま閉鎖中であるが解体はどういう
ふうになるのか教えてください。

○議長（皆川 高司君） 生涯学習課澤井さん。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） お答えします。中央公民館につきましては、まず公民館機能に
つきましては、来年度４月より現在改修中のコスモスコミュニティセンターへ移転する計画でご
ざいます。移転完了後、速やかに解体設計の方に着手する予定であります。

○議長（皆川 高司君） 木村議員。

○議員（１４番 木村 幸治君） ところでこの地域のいわゆる開発計画っていうのはあるのかど

うなのか、お尋ねしたいと思いますけども、とにかく旧赤池地区では過去は駅の通りが中心街でしたけれども、だんだん時代とともに、新しい道の今ある同中央研修所の前の通りがメイン通りというような形になってますけども、その中が空白地ができたと言う事ですけども、その後町民会館も解体されると、周辺がもう更地だらけということで、今後この地域はどのような開発計画があるのかお尋ねいたします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 現時点での開発計画というのはありませんけども、定住促進に向けた取り組みを打って参りたいというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） 木村議員。

○議員（１４番 木村 幸治君） そこで定住促進に向けたということでありますけども、具体的に例えばどういう定住促進策があるのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 住宅等に転換をしたい。住居、もしくはマンションみたいな高層のマンション、そういった住宅の定住促進に向けて考えていきたいと思ってます。

○議長（皆川 高司君） 担当課。何か詳しく説明できる。どなたか。担当の方。定住促進のそういうの。木村議員それだけじゃわからんでしょ。はい木村議員。

○議員（１４番 木村 幸治君） 先ほど住宅地ということで町長から答弁ございましたけども、ちまたの噂ではマンションっていう噂もあった。それ聞いてまるきり嘘じゃなかったのかなというような気がしてますけども、実際マンションってなると、具体的にはまだ計画が進んでないんだろーと思いますけども。マンションっていうことになると町が建てるんじゃなくて、民間の方が建てるということで、そうするとその土地は公有地ですから、売却するという形になるんじゃないかと思いますが、その方法も考えているということですか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 土地の売却というのは今現在考えておりませんが、マンションというのも１つの案と思います。住宅地にするというのも案でございます。住宅地で戸建ての部分で造成を始めていくと、今現在ブロック積み等が残っております。その中でその部分を改修するというのはなかなか難しい部分があるんじゃないかというのがあって、考えたときに他の地域です、うちと条件一緒みたいなところに住宅地を整備している自治体もございましたので、それはいいなというふうに考えておりますので戸建ての住宅か、できればマンションを考えていきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 木村議員。

○議員（１４番 木村 幸治君） ３番目の質問までいってしまいましたけれども、いずれにして

も本来のかたちから言えば、中心地ですからある程度のやはり計画性を持った取り組みをなされて欲しいなというふうなのが実情じゃないかというふうに思います。次に進みたいと思いますけれども、いいでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい。どうぞ。

○議員（１４番 木村 幸治君） ２番目に鳥獣被害対策についてお伺いします。前回９月にも質問しましたが、引き続き前回聞き漏らしたことがございましたので再度質問いたします。イノシシ用の箱罠というのは前回、箱数の数それから捕獲頭数など詳しく説明を受けましたが、最近町内を通っていますと箱罠がぽつんと田んぼの中に設置していたり、空き地に設置していたりするのを見かけるんですけども、これよく見ると、どうもかあまり管理されてない。ほとんど設置してそのままの状態。箱罠として活用するためにはエサを置かなくては、おびき寄せるエサが必要だろうと思いますけども、そういうものも置かないで管理がなされてないんじゃないかというふうに思いました。箱罠数も結構な数があると思いますけれども、農政課の方はこういう箱罠の管理の状況というのは、把握しているのかどうかをお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい。農政課白石課長。

○農政課長（白石 輝彦君） 一応農政課としてですね箱罠の設置した場所とですね、管理者等は把握しております。ちょっと今こういうふうにはぽつんとあるというのを見かけたということで、地元の猟友会の方とですね、確認して対応して参ります。

○議長（皆川 高司君） 木村議員。

○議員（１４番 木村 幸治君） 猟友会に委託して管理を委託しているということであれば農政課としては管理はできてない。というふうに受けとめていい訳ですね。実際問題やはり猟友会のメンバー数なんかも前回報告してもらいましたが、やはり箱罠は町の予算で、製作もしくは購入して猟友会に管理委託をされると思いますけれども、やはりそれが正しく管理運営されているのかどうなのかっていうのはやっぱり行政として、確認する必要があるんじゃないかと。我々農家の立場からしてみると、やはりイノシシの害というのが非常に結構あります。また、今から２番目のことでも質問しますが、私も大豆を栽培してますけども、今年あたり大豆せっかく収穫する間近になって、アライグマがその大豆の実だけを食いちぎって茎だけにしているというような状況がありました。もちろんそういうところは山つきなんですけども、そういう対策についても何か手だてをとっていただきたいなというふうに思いますけど、どういった方法があるんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 農政課白石課長。

○農政課長（白石 輝彦君） 対策としまして網の設置とかですね、或いは電柵の設置が効果的だと思います。言われるように農地でありますので範囲が広いので、やはりなかなか網の設置が不可

能じゃないかと思うんで、小型の設置そこら辺にポイントを絞ってですね、小型罾の設置が妥当と思います。

○議長（皆川 高司君） 木村議員。

○議員（１４番 木村 幸治君） 対策としては電気柵と小型の箱。小型の箱罾を貸し出ししていただければそれが一番効果があるんじゃないかと私は思います。電気柵については、アライグマあたりは多分跳ねたりする可能性があるんじゃないか。だからそういう意味では電柵はちょっと向かないんじゃないか。小さな箱罾あたりが農政果の方から貸していただけるんなら、そういうもので設置してエサも必要だろうと思いますけれども、そういうのも管理したいというふうに思います。そういうふうに貸し出しが可能ならば、ぜひ対応させていただきたいというふうに思います。またイノシシの箱罾についても、管理程度だったらできると思うんです。イノシシの箱罾についても。ただし猟友会との絡みがあるかもしれませんけども、そこら辺も加味して農家の希望で、空気があればしていただけるのであれば管理をしたいなと思いますけどもそこら辺はいかがでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 農政課白石課長。

○農政課長（白石 輝彦君） 小型罾の貸し出しについてはですね、申し込みがあればうちは貸し出しております。ただしイノシシ用の罾につきましては狩猟免許が必要なので貸し出しというわけにはいきません。大きいイノシシ用はですね貸し出しはできません。

○議長（皆川 高司君） 木村議員。

○議員（１４番 木村 幸治君） 例えば私も狩猟免許だけは持ってますけども、県に狩猟の許可の申請はしてませんけども、狩猟の許可の申請をすると猟友会に入らなきゃならないというような制約があるらしいんですけども、これについてもやっぱり多少加味されることはできないんでしょうか。つまりは猟友会入らなくても、狩猟免許を持って、県に個人として申請をできるのかどうかわかりませんが、そういったことでの対応というのはできないんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 農政課白石課長。

○農政課長（白石 輝彦君） 福智町の猟友会につきましてですね、一応会に入っていた方に駆除の許可という感じで出してますので、狩猟免許だけではちょっと、貸し出しは不可能です。

○議長（皆川 高司君） はい。木村議員。

○議員（１４番 木村 幸治君） いずれにしても猟友会を通じて設置していただいても結構なんですけれども、先ほど一番最初に言ったように管理されてない、箱罾を設置している。これだけでもイノシシの忌避対策になるかもしれませんけども、仮に私どものところに設置していただければ、箱罾のエサやりとかそういったものの管理はしたいなというふうに思ってます。そういう件で対応していただけるならば、対応していただきたいというふうに思います。以上で私の

質問は終わります。はい。ありがとうございました。

○議長（皆川 高司君） 次は、尾崎さつき議員の一般質問を許可します。尾崎議員。

○議員（6番 尾崎 さつき） はい。議長。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎 さつき） お疲れ様です。6番、尾崎さつきです。本日も通告書に従いまして質問をさせていただきます。まず最初の質問であります。誰でも通園制度についてお尋ねいたします。国が進めるこの制度は、発達に不安があるお子さんや子育てのサポートを必要とする家庭に対して、多様なニーズにこたえ、子供の成長と子育ての負担の軽減を目的とし、早朝から支援を提供できる重要な仕組みだと思います。しかし新しい制度で住民の方への理解と協力が必要になってきます。そこでお尋ねいたします。①番、福智町としてこの制度の内容や利用方法はどのように周知されるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（皆川 高司君） こども課小松課長。

○こども課長（小松 卓美君） こども誰でも通園制度の認可につきましては、当該自治体となっております。実施するにあたり認可基準等の条例を制定する必要がありますので、現在開会されてます12月議会定例会において、議案第73号で条例案を上程しております。議案の可決後はですね準備が整い次第、住民に対しての広報紙並びにホームページ、事業所に対しましては通知等で周知を図って参りたいと考えております。

○議長（皆川 高司君） 尾崎委員。

○議員（6番 尾崎 さつき） 議会が終了次第いということで、今お話がございました。それでは、まだ保育園でこの制度に手を挙げる方はいらっしゃらないってことですね。お尋ねいたします。

○議長（皆川 高司君） 小松課長。

○こども課長（小松 卓美君） 議案第73号の可決後ですね、条例で示してる基準等を考慮した上で事業所が判断する形となります。現時点では興味を示している事業所が2か所、当課の方には上がっております。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎 さつき） 今手を挙げてる事業所が2か所と回答がございましたが、その2か所、名前挙げることでできますか。難しいですか。いいですわかりました。では次の質問させていただきます。対象者の乳児は生後6ヶ月からになっておりますが、保育士の確保と処遇改善も必要になるかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（皆川 高司君） こども課小松課長。

○こども課長（小松 卓美君） こども誰でも通園制度の実施に当たりまして一般型と呼ばれるやつと、余裕型というふうに2通りから選ぶ形になります。一般型は専用の部屋を新たに設けてもらって、支援の提供をする形となります。余裕型に関しましては、現在実施している事業で、定員に達していない利用人員がおられた場合、定員まで預かることができるという形になります。どちらにしましても保育士の確保は必須でありますので、実施にあたっては事業所の判断となるかと思います。この制度がですね令和8年4月から始まりますが、法定給付の位置付けとして始まる制度となっておりますので、保育士の処遇改善等につきましては、国が定める公定価格の中で、保障されていくものと考えております。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎 さつき） 今ですね、一般型と余裕型があるとお聞きいたしました。この余裕型、一般型、一般型はまた別の部屋を用意するということでしたよね。そういった場合、保育所側がそういった部屋を用意するのに、町の支援はあるんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 小松課長。

○こども課長（小松 卓美君） はい。事業所の方が部屋を用意する分についての補助という形はありません。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎 さつき） この制度をですね、始めるにあたって国は保育士に対してアンケートを行っています。その中で7割の保育士が、大きな負担と思ってる方が多いそうです。その中でやはりそういった事業所の、やはり部屋の確保ですか、そういったものもですね、含めて、事業所に対して何らかの支援をいただきたいと思いますっておりますが、考えはないんですね。いかがでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 小松課長。

○こども課長（小松 卓美君） ニュース等でですね、こども誰でも通園制度のメリット、デメリットという形で記事に上がってるみたいです。国の方が2年ほど前から、こども未来戦略の中で掲げた制度のスタートが来年の8月からということなんですが、やっぱり保育現場におきましては、今まで通常保育で預かってない子供さんを一時的に預かるという形なので、その子供に対しての携わり方であったり、支援の仕方っていうのがやっぱり負担になってるっていうデメリットがあるみたいです。議員さんの質問にありますように施設に対しての補助となりますと、この事業をするかしないかは事業所の判断になりますので、部屋を用意できる余裕のある事業所が一般型を活用すると思いますし、定員まで達していない部屋ですね、の部分に対して事業所の方が子供たちを預かるという形になりますので、その施設整備に対しての補助という形は今のところ考えておりません。

○議長（皆川 高司君） 尾崎委員。

○議員（6番 尾崎 さつき） はい。わかりました。まだ始まってない事業でありますので、今後ですねいろんな課題が出てくると思いますので、やはりこの制度は自治体のとらえ方によっては差が生じてくると思います。乳幼児のいる家庭に子育てや、また子育てしやすい環境を作ることが定住促進にも繋がってくると思います。先ほどから何名かの議員も定住促進のことを言われておりましたが、これも大事な点であると思えます。4番目の質問に行きます。この制度は子供だけではなく、保護者が安心して子育てできる環境づくりも重要と考えます。そのための相談支援はどのように充実させていくのかお尋ねいたします。

○議長（皆川 高司君） こども課小松課長。

○こども課長（小松 卓美君） 現在、当課こども課におきましては、こども家庭センターの役割も担っております。妊娠期から切れ目のない支援を心がけ伴走型支援の中でですね、相談支援を実施しております。今後も充実した支援の提供に努めて参りたいと考えております。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎 さつき） その充実支援の中に伴走型支援というのがあると思いますが、この利用に関してはどうなのでしょう。求められているのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 小松課長。

○こども課長（小松 卓美君） 伴走型支援なんですけど、求められてるというよりかはですね、保護者、児童に寄り添ってうちの方から寄り添って行って、そのきずなを深めながらっていう形で、一緒に支援していこうという形になっておりますので、求められるより提供していくという形で、今がんばっております。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎 さつき） 一番いい形の支援ではないかと思えます。ありがとうございます。それでは大きな2番について質問させていただきます。アグリガーデンスクールについてです。今回のアグリガーデンスクールの受講料の補助金が減額になっていたので、その理由は何なのかをお伺いいたします。

○議長（皆川 高司君） 農政課白石課長。

○農政課長（白石 輝彦君） 野菜果樹等の栽培農家様に受講のご案内を申し上げました。そうすると受講の希望がなかったことと、その他農業者にですね、受講の案内をさせていただいたんですけど、やっぱり受講者がいないということで、今回の減額というふうになりました。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎 さつき） 私からしたらですね、とてもいい受講で大事な受講ではないかと思えますが、なぜそこに参加者がいなかったのでしょうか。何か原因があるのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 白石課長。

○農政課長（白石 輝彦君） 有機栽培というものはですね、農業の方法の中でもちょっとハードルの高いものとなります。やはりなかなかですね、それに取り組む方の理解がえられないというところが1つあります。

○議長（皆川 高司君） はい。尾崎議員。

○議員（6番 尾崎 さつき） ②番の質問に行きます。アグリガーデンスクールは農業、食育、地域づくりに関心のある住民にとっては有意義のある事業だと思いますが、今までどんな方が参加していたのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（皆川 高司君） 農政課白石課長。

○農政課長（白石 輝彦君） 野菜、果樹等の有機栽培農業者6名の方です。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎 さつき） 例えば私もそうなんですが、家庭菜園にとっても興味があるんですが、そういうコースっていうのはないってことですかね。お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 農政課白石課長。

○農政課長（白石 輝彦君） すいません。家庭菜園レベルのコースはありません。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎 さつき） 大変失礼いたしました。レベルが違ってたんですね。すいません。今後この事業を継続するにあたって、福智町の姿勢を示していただければと思います。

○議長（皆川 高司君） 農政課白石課長。

○農政課長（白石 輝彦君） 本事業は有機栽培の基礎を学んで福智町に土づくりを広げていただき、安心安全な野菜栽培の生産者をふやすことを、目指しております。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎 さつき） 私のようなレベルの低い方もいらっしゃるかもわかりませんが、とても良い受講だと思いますので、よかったらもう少しですね、幅広く周知していただいて、これに参加する方を求めていただきたいと思います。それでは次⑤番に行きたいと思います。4番ですね。すいません。町長は以前、福智町の主な産業は、農業なのでアグリガーデンの講師を福智町に呼んで受講を行いたいと言われておりました。その気持ちにお変わりがなければ、その展望をお聞かせください。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） その考えでございます。しかしながらですねニーズがないというのが一番の問題になっております。残念ですがそれを受講しながらですね、野菜、果樹その栽培に努力しようという農業者が増えれば、当然講師等についてもですね来ていただくようなつもりはご

ざいます。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎 さつき） すいません何度も。私のようなレベルの低い方でも教えていただけるような講師の方が福智町にもいらっしゃって教えていただけると助かるんですが、いかがでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） それにつきましてはアグリガーデンスクールの方に問い合わせをしてですね、講師として来ていただけるというのは可能じゃないかなというふうに考えます。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎 さつき） それでは次の質問とさせていただきます。物価高騰の支援についてです。物価高騰が長期化し、特に高齢者や単身世帯では、家計が非常に厳しい状況です。私は日頃より、住民の皆様の声をよく伺っております。多くの住民から、食費、光熱費が上がり生活が大変との声が寄せられています。国の地方交付金は本来こうした生活の苦しさを少しでも和らげるために活用されるべきだと思います。そこでお尋ねいたします。①番、国の交付金の使い道はどのように使われるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい。これは物価高騰を対策ということで、国の肝いりの案と言うふうに考えてますけども、お米券それが1人歩きしているためにですね、お米券の配布というふうに言われてますけども、これは使い道については各自治体で検討しながら、一番有効な方法を取れるというふうに考えておりますので、まず金額も決まってませんし、使い道もまだうちの方でも、どれに使ったらいいいという部分については、まだ未定のところでございまして今からでございます。

○議長（皆川 高司君） はい。尾崎議員。

○議員（6番 尾崎 さつき） 本日は多くの議員からですね、そういった支援はないかという声が聞かれておりますが、やはり住民に直接効果のある生活支援を考えていただきたいと思います。町長はどのようにお考えでしょうか。そのように思いでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） これにつきましては皆さんのお声を集約しながら、メニューを制作してそれについて助成をするという形を当然とらないといけない。米に限ってないということだけご理解いただければよろしいかと思います。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎 さつき） 町長はこれまでもですね、学生に対しての平成鉄道の定期券を支

援したり、またプレミアム商品券でもですね、町民の皆様に大変寄り添っていただいて、町民の皆様は感謝していると思います。しかしこの厳しい状況の中です。町民は本当にがんばっていらっしゃいます。今だからこそ、町長のお力をしっかりと示していただければ幸いです。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長、

○町長（黒土 孝司君） ありがたいお言葉と思っております。皆さんの役に立つようにがんばっていきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 尾崎委員。

○議員（6番 尾崎 さつき） では、最後の質問をさせていただきます。視覚障害者への情報発信についてです。目が見えなくなってきた方や視覚障害者の方から広報誌の字が読みづらく、よくわからないといった声を聞くことがあります。町の情報はできるだけ多くの皆さんに負担なく届けていただきたい。その1つとして、広報誌を読み上げてくれるアプリがあります。このアプリはスマートフォンをかざすと文字を読み取り音声で読み上げてくれるので、字が読めなくても耳で内容が理解できるようになっています。視覚障がい者だけでなく、老眼や白内障の方にも役に立つアプリです。それではお尋ねいたします。福智町の視覚障害者への情報発信はボランティアが今やっている広報紙録音以外に、どのように発信しているのかお尋ねいたします。

○議長（皆川 高司君） 福祉課長。藤村さん。

○福祉課長（藤村 成美君） 今現在ボランティア団体の青い鳥さんが広報誌の情報を発信していただいておりますが、それ以外には情報発信ができていない状況です。

○議長（皆川 高司君） 尾崎委員。

○議員（6番 尾崎 さつき） 今課長からですね、青い鳥と名前が出てきました。実は私もその青い鳥の一員であります。毎月ですね、広報紙に録音をさせていただいております。②番の質問ですが、広報紙を読み上げるアプリについて検討されたことはございますか。

○議長（皆川 高司君） はい。福祉課長、藤村さん。

○福祉課長（藤村 成美君） 今までに検討したことはありませんでした。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎 さつき） 今後はいかがでしょうか。アプリの検討をしていただけないでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 藤村課長。

○福祉課長（藤村 成美君） 検討はするんですが今現在IT技術の進化に伴ってですね、視覚障害者の方もそうなんですが障害を持たれている方へのサポート機能がいろいろとアプリ開発されておりますので、そちらの方も検討していきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎 さつき） こちらアプリ導入につきましては、国や県も補助金を出しておりますので、多分費用も比較的抑えられ、すばらしい町の情報を、誰も取り残すことなく、聞くことができるアプリだと思いますので、前向きの検討をどうぞよろしくお願いいたします。以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（皆川 高司君） 次は朝部壽議員の一般質問を許可します。はい。朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい。9番、朝部でございます。皆さんお疲れ様です。今回はちょっと3点についてですね、お伺いしたいと思いますけど。9月定例会以降についてですね、重複する議案もあろうかと思いますが、どうぞ承知いただいて、よろしくお伺いしたいと思います。まず合併後早いもので、もう20年を迎えた中であります。その中で、公共施設の統廃合は、少しずつであるが進められてきている状況であります。令和7年度に入り、総合体育館の建設に伴う方城体育館それから方城分館の解体事業も終わり、この度、赤池人権まちづくり館の解体も終了したところではあります。ちょっとこの優先順位が変更になったのかどうか分かりませんが、今後のですね財政健全化を考えると避けて通れない事情もあり、進めることは非常にありがたいと考えるところであります。そこで今後について質問させていただきます。まず1番目。今後の体育館アリーナの建設に伴う整備事業に関しては、初日の本会議で町長より経過報告があり、いまだ不調のまま現在に至っているところでございます。今後どのようにですねっていくのか、また対応策は考えているのですかね。お伺いしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 朝部議員の質問にお答えさせていただきます。この総合体育館の今後につきましてはですね、本会議初日の報告でも述べました通り、設計変更などを含め、設計会社と協議しながら、少しでも早く本事業の契約締結ができるように努めて参りたいと考えております。そのために弁護士等とも打ち合わせをしまして、随意契約でもこれは実施はできるということで、今見積もり合わせも含めて今準備を整えているところでございます。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 今町長の答弁がありましたが教育長として、また担当課としてですね同じくどのようにですね今後進めていくのか、やはりちょっと町民がもしこれちょっと遅れてきてますんでね心配されてますんで、ちょっと答弁できるならお伺いしたいんですけど。

○議長（皆川 高司君） 生涯学習課、澤井課長。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はい。お答えいたします。今、町長も申しました通り、今後の対応ということですけども設計変更なども含め協議していくということでございます。先ほど森野議員の午前中の質問でも回答させていただきました通り、実際にですね電気や機械などの設備工

事の方が、設計に用いております公共単価と市場単価というのに大きな隔たりがあるというところでございます。しかしながら、電気機械ともにですね、一定の設備が必要であります。その中でどういうふうにその金額の差を見ていくのかというところで、本体工事のグレードを下げるなどのですね、方法も検討しながら、今、対応策を練っているところでございます。以上です。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。

○議員（９番 朝部 壽君） 次にいきます。今回の入札状況なんですけど今言われたように、午前中の森野議員、それから田寄議員もですね、このアリーナについては関心が高いんだなあというふうに感じてるところなんですけど、１、２回目は同業者で不調に終わり、３回目は別の業者であったが、これも不調になったということですね。その中で今回の３回目の予定価格が２億２２２０万増額したということなんですけど、それにもかかわらず辞退となっており、最悪の状況かなあというふうにも考えているところなんですけど、完成できるのは、町民の声がですね、だんだんいつになるのかと大きくなっているのは事実なんですよね。そこについて、町長どういうふうにご考えておられます。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 町民の皆様にはご不安を与えているというのは大変申し訳なく思っております。工期が延びるというのは、現実でございましてこれを最小限におさめるようにですね、早急に実施単価それを決定して業者を選んで、早期にかかっていると。この段取りのもとにですね、職員ががんばっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。

○議員（９番 朝部 壽君） その中で今回、総合体育館のですね当初予算の話なんですけど、６０億５０００万円だと記憶してるんですけどね。この総額は変えないと、現在も言ってることなんですけど、この２億２２２０万円の今回の入札に関して増額にしてですよ。この予算はどこからの計上なんでしょうか。教えてください。

○議長（皆川 高司君） 生涯学習課。澤井さん。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） ３回目の公募にあたりまして２億２２２０万円増額した分につきましては、もともとの事業費の中から解体費であったり、外構整備費であったり、いろいろ総事業費としての、予算計上させていただいております。その中で当初計画していた建設、建築本体に係る部分が４８億幾らというか、すいません今正式な数字覚えてないんですけど、今回そのマックスまで提示したというところでございます。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。

○議員（９番 朝部 壽君） そういうことは、この２億２２２０万の金額はどこかのその全体的な予算は変わらないね。その中で、当初４６億幾らだったんですけど、今度は２億２２２０万増

えたということは、どこかの予算をこっちにまわしたというような、認識なんですけど、それではないよ。違います。

○議長（皆川 高司君） 澤井課長。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） すいません説明が下手で申しわけありません。まず総事業費 60 億 5000 万が 60 億っていうのがですね、設計費も解体費も建築本体の建築費も外交工事もすべて含めて総事業費として 60 億ですよという、説明をずっとさせていただいたと思っております。その中で本来建築本体に充てる予定額として 48 億という数字を持っておりまして、1 回目設計会社から積算上がってきた積算根拠に基づいて 1 回目の公募をかけたのが 46 億幾らという数字で 1 回目公募をかけております。それで 2 回目の公募のときに、辞退が出てその中で金額の折り合いがつかないというような話がちらほら出てきておりましたので再度見直して、48 億に上がった、それが当初計画しておりました建築本体の金額のマックスの金額ということでございます。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。

○議員（9 番 朝部 壽君） ちょっとわかりにくいんですけど、予算は余 60 億 5000 万は変わらないんですけども、全体の工事の中で今回 48 億 3230 万。それはマックスだということで、現在示されてるこの予算は当初からの建築工事の、マックス金額であったということで理解したらいい。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はい。議員おっしゃる通り、当初の計画として設計費が幾ら、解体が幾ら、本体が幾ら、建築が幾らということで、積み合わせて予算要求をさせていただいた予算要求を我々が予算要求をさせていただいたときのマックスが今回公募にかけました 48 億何千万という数字になります。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。

○議員（9 番 朝部 壽君） ありがとうございます。では次いきます。3 番目。先の全員協議会でも、体育館についてはですね、いろんな意見が出ておったのも事実であります、今回 3 回目の辞退という形ですね、随意契約の瑕疵についてなんですけど、先ほど町長の答弁もありましたが、弁護士等に相談され、設計金額のチェックをされているということなんですけども、依頼の結果は、もうこれ結果はまだ出てないんですよ。いかがですか。

○議長（皆川 高司君） はい。澤井課長。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） まず辞退の理由につきましては先ほどから申し上げます通り、金額の折り合いがつかないということでございます。随意契約の可否ということにつきましては、弁護士の見解としましてはですね、法的に問題はないというふうな、見解をお示しいただいているところでございます。なお設計金額のチェックにつきましては、今言う先ほどお話をさせてもら

った通り、実際の公共単価と市場単価に差があるというところでございますので、あとはどの部分が落とせてどの部分を落とせないのかというのを今1つずつ精査していきながら、今実際に金額が合わない、折り合いがつかないという部分のですね、差を埋めていく作業を、これ今やっている最中でございます。以上です。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） いち早く結果が出てですね、スムーズにどこかのゼネコンあたりが応札してくれてねスタートできれば、もう本当に大丈夫かなと思うんですけど、やはりやっぱ今の状況を見ると、ちょっと厳しい面もあるのかなあと思ったりもしてますけど。議長次行きます。4番目。

○議長（皆川 高司君） はい。

○議員（9番 朝部 壽君） 当初の計画よりですね、事実上、相当遅れていることはもう、皆様ご承知の通りと思います。この計画自体をですね、先ほどの質問にも上がってございましたけど、見直しを考えていった方がいいのではないかと。いうふうに、やっぱ町民からするとね、やっぱこれ大規模すぎて、今後負の遺産にならないのかなあという声も随分聞いてきてるんですよ。その辺いかがでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この計画の見直しというのは今現在ですね単価のチェック、それと設計の内容の少し変更というのも、加味しながら今現在ですね、検討しているところでございますが、国からの交付金や過疎対策事業債の適用にはですね、これ待ったなしにならないように早期に契約に向けてがんばって参りたいと思いますので、今現在この計画の見直しというのは考えはございません。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 考えはないということなんでしょうけども、大規模から中規模ぐらいにですね変えていく。今2000人の関係もそうなんですけど、これを1000人ぐらいに落とすという形に万が一した場合、これ国の補助金とかいうのは今過疎債50億ですよ。これに影響があるのかちょっと教えてください。

○議長（皆川 高司君） 生涯学習課、沢井課長。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） 私どもの方で申請しております国の交付金の方ですね、これにつきましては、いろいろ新しい地方経済の創生ということで、補助金要求をしてるわけですけどもそこには、カノアラウレアーズのホームアリーナにするということがまず条件になってきております。それをすることによって地方への人の流れを創生するということで今、申請して通つてますので、おそらくこれ観客席を1000人するという事になれば、その時点で交付金ってい

うのはもう全く取り下げないといけないような状態にはなってくると思います。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） そういうことであれば、やっぱそれは規模変えられないということは前提なのかな。そうなんです。はい。わかりました。議長続いて5番目いきます。今回の解体事業、いろんなところを進めているわけなんですけど。赤池の人権まちづくり館のですね解体事業が、私は金田中学校が先かなというふうにもう認識してきた。これも、3月議会のときやったと思うんですけど、町長に質問したとこなんですけど、なぜ今回、中学校より人権まちづくり館が先になったのか。何か原因があるんですかね。そこをちょっとお伺いしていいですか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この人権センターの方についてはですね、もうかなり使ってなくて危険度が増してる。というのもあって計画いたしました。金田中学校がなぜ遅れたか、金田中学校の場合は地元調整がまだ完全に整ってない部分がございます、いろいろと注文とか苦情が入ってる部分ございました。それを整理できましたから、今年度も来年度に向けて中学校の解体も実施するようになっております。その条件が整っていれば同時の着工であったんじゃないかなと。というのは可能であるというふうに考えてます。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） まちづくり館のですね解体事業が始まって、地元住民の方からこの会館は残して欲しいということで、かなり赤池地区の方から伺っておったんですよ。それをまさか先に起こされるとは自分は認識してなかったんですけど。最近ですね非常に火災が多い。どこの地域でも。一昨日も群馬の妙義山っていうですかね山林火災や、現在もまだ多分燃えてるんじゃないかなと思いますし、11月の大分の佐賀関地区の大規模な家屋の火事。170世帯全焼。こういうことも考えるとですね、やはり今、金田中学はもう空きのままになってる。あそこは誰でも今は入れる状況でしょ。若者やらがもし入らなければいいんですけど、一番心配するのは火災。前回もそういうふうに質問させていただきました。まちづくり館も老朽化も伴いという形で選考されたんかなとは思いますが、やはり最初に町長は、金田中学校の予定を大体立てたんですよ。それで今言われるように、調整がつかなかったと。現在もまだ完全に終わってないということなんですけど。これいち早くやっぱ町民、地域住民とのですね話し合いを早く行って、解体を進めないと本当にもう事故が起きてから間に合いませんのでね、ぜひそこら辺を勘案しながら、できるだけ早くして欲しいなっていうのは、町民の願いなんです。今後の考え方をお願いします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 先ほどから言っておりますけれども金田中学校も来年度の解体に向けて

予算組みを考えるということでございます。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 6番目行きます。金田中学校の今後の計画や、すいません。失礼しました。金田小学校の今後の計画の利活用や、今後どのように考えているのか、また方城支所ですね。今回コスモスに教育委員会と公民館を集約して来年の4月1日から移行するんだということで、ちょっと午前中の答弁がありました。そうすると、方城支所はもう空になってしまうんですね。これはもう以前から町長の答弁の中で、売却或いは民間移譲という形で現在も変わってないのか。それとも違う形でやっていくのか、方城支所の件はいかがでしょう。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 金田小学校の解体につきましてですけども、これについてはですね希望があつて、またなくなってまたあつてという形を繰り返しております。この部分については有効に活用できる部分については、金田小学校については、民間移譲したいというふうに考えておりますけども、方城庁舎につきましてはですね、やはり民間の方に売却ということで考えていきたいというふうに思っております。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） いち早くですね、やっていかないと空になったと言っても、維持管理費はゼロにはなりませんけどね。そうですね。だからコスモスの方へみんなで移ってしまうんやろうけど、空になってもお金はかかるっていう形ですね、いち早くこの件についてもですね、町長の采配をですね、期待してるところでございます。議長次いっていいですか。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（9番 朝部 壽君） アリーナの件についてはこれで終わりたいと思います。次、行政区について。助成金についてですが、9月の定例会において、各行政区の助成金について町長よりはっきりとしたですね、令和8年度当初予算に計上するとのことについてですね、改めて、ご理解とご尽力にですね、感謝してるところでございます。小規模な行政区からですね助かりますと。そういう形で連絡を受けてますから、町長にもそういう連絡が上がってるのかどうかわかりませんが、この件について、各行政区の助成は決まったんですけど、どのような形ですね、決行されるのか、今お伺いできれば伺いたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 防災管財課、山本課長。

○防災管財課長（山本 一博君） 防災管財課山本です。お答えいたします。この助成金については現在交付基準や交付要綱の内容を検討協議しておりますが、助成金の方針としては、電気代の半額を基本として契約ワット別に助成金単価を設けて、地区が管理している防犯灯の数にこの助成金単価を乗じた額を助成する予定でございます。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 2番目の質問ということですが、今もうはっきり答弁されましたのでこの件はいいかなと思って、一律行うのか、そこがちょっとわからなかったのですね。今はっきり丁寧に説明いただきましたので、2番目はカットさせていただきます。終わりにですね、3番目行きますけど。現在も物価上昇や電気料の高騰により、やはり苦しい生活を強いられている家庭は福智町も多くおられると考えています。よってですね、早期に取り組んでいただきたいということなんですけど。8年度の当初予算に、今もう決定してやっていくんだということなんですけど。8年度に入ってどの辺りで、今言われた補助金を各行政区に配布するのかですね、その辺わかるんやったらちょっと教えてくれんですか。

○議長（皆川 高司君） 山本課長。

○防災管財課長（山本 一博君） 令和8年度当初予算に予算要求する予定でございます。令和8年度のどの時期に、どこを基準に持って確認をし、また助成をする時期はいつなのか、そういった部分については今まさに協議をしながら固めていっておるところでございます。内容が固まり次第、各行政区長宛にはこのような内容、助成金の要綱等の内容を、説明する資料を郵送にてお配りしたいと、そのように考えております。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 本当に大変な今時期なんでね、できればもう8年度に入って、今もうそういう考えで今いろんな協議をされてると思うんですけど。いち早くね町長はじめとして、決定していただいて今区長あたりに連絡をするということなんで、皆さんもう持ちかねていると思うんですよ。もういち早くですね町長、それから担当課とですね、よろしくお願ひしたいと。はい議長。

○議長（皆川 高司君） はい。朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） この件について終わり、次に行きます。令和7年度の公共工事の入札状況についてなんですが、まず1番目、6年度から今年度7年度にかけて、公共工事の入札状況を拝見すると、物件数は多岐にわたるわけなんです。同業者がですね次から次へと落札されている状況に、ものすごく町民の方からなぜかわからんけど、私んところにですね、ちょっとおかしいのではないかという相談があるわけなんです。そこで、この状況をですね、前回もお伺いしたと思うんですけど、町長の今の考え方に現在変わりはないんでしょうかね。いかがですか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 結果としてですね、特定の業者に落札が重なるケースも生じますけども、入札プロセス自体はですね公平に行われる。行われていると理解しております。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。

○議員（９番 朝部 壽君） 今言ったようにですね６年度から７年度にかけて、やはりこの入札状況を考えるとですね、同じ業者が落札ばかり目につくんです。いずれですね、まとめて今まだまとめてはないんですけど、いずれははっきりした６年から７年度にかけてですね、どういう人が落札されてるのか、これも一目瞭然なんですよ。見たら。だから１回ですね、きちっと精査して提出したいと思いますけどね、やはりもうくどくど言うことあるけど、やはり皆がねやっぱ、企業努力してやっぱり指名願ひも出しようと思うんですよ。少しずつであるけど、町長の考え方も変わってきてるのかなあというふうには認識はしてるんですけど。まだまだですね、行き届いてないと。本当に。いろんな意見をやっぱ相談してくるんですけど。いっぺんにはもうできないということはわかってるんですけどね。徐々にしていただくということで、今後もですね、町長の采配をですよやっぱ皆さんに示して欲しいなというふうに考えてますので、そこらへんもう一度よろしいでしょうかね。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） そのように考えていきます。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。

○議員（９番 朝部 壽君） ぜひお願いしたいと思います。２番目いきます。公共工事については、円滑な技術継承を推進することを目的として、主任技術者や、または管理技術者を専任で配置するよう義務づけられていると思います。この管理、監督は今福智町はきちっとできてるんですかね。いかがですか。

○議長（皆川 高司君） はい。山本課長。

○防災管財課長（山本 一博君） 福智町が発注する公共工事においては、建設業法に基づき、落札事業者に対して契約締結時に、主任技術者または金額により管理技術者の指名資格などを明記した配置計画書を提出していただいております。適切に管理、監督ができていると認識をしております。また、発注者の現場確認については工事発注課の担当職員が監督員として定期的に確認をしているところです。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。

○議員（９番 朝部 壽君） ある工事をですね受注したとしますよね。今日受注したとしたら、１ヶ月後ぐらいに別の工事を落札して受注する場合ですね、そんなときに今言われるように、専任技術者とかそういうのはきちっとできていればいいんですけど、そうは考えられる業者がいる。そんなときにですね。どういうふうな監督責任を今やってるということなんですけど、本当にやってるのかなあと、次から次と。そんなに時期が離れないうちに３つの工事をとったり、それも小さい工事やない。そういうのを３つあったとしたら３つ技術者が絶対要るわけじゃないですか。その辺できてますか。いかがですか。

○議長（皆川 高司君） 防災管財課、山本さん。

○防災管財課長（山本 一博君） 今の議員のご質問は技術者の配置の話、質問になろうかと思えます。現場では複数のまたがって同時期に工事を受注する、そういったケースも考えられます。そういったときにまず建設業法で定められている主任技術者の選任、いわゆる常駐の義務の基準については、今議員の方からも、金額がそんなに小さくない工事なんですよといったような話もございましたが、基準をちょっとご説明しますと、4500万を基準にそれ未満であれば、建築資金の場合は9000万ありますけどそれ以外は4500万。その4500万が請負金額それ未満の場合は、主任技術者の兼務が、認められているところでございます。従ってその基準、請負金額が4500万円未満同士の工事については兼務が常駐の、義務がない、要しないといったような基準になります。従ってその2つないし3つの工事が請負金額が幾らの金額なのか、そういったところにもよりますので、それが兼務をして、それぞれの工事の現場が主任技術者の役割を果たしているといったところが複数の現場にまたがっている場合については、建設業法的には特に問題がないといった状況になろうかと思えます。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい。ありがとうございました。そういうことであるなら可能かなと思うんですけど。金額面でそういう、約束事っちゃうか、そういうのがやっぱあるっちゃうことなんでしょうけど。了解しました。

○町長（黒土 孝司君） 次、3番目行きますね。いいですか。議長。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（9番 朝部 壽君） 福智町において、建設業法による禁止、公共工事における、元請業者が下請け業者にその工事のすべてを請負わせる。まず、丸投げっていうんですけどね。建設業法で原則としてこれはもう禁止されているのは当然当たり前のことなんですけど、福智町においても同じ考えでよろしいんでしょうか。お願いします。

○議長（皆川 高司君） 山本課長。

○防災管財課長（山本 一博君） 建設業法の第22条、一括請負の禁止、いわゆる丸投げの禁止が法律でうたわれています。福智町においても、法律と同様の考え方でございます。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい。ありがとうございます。まずいろんなやっぱ工事の中でね、そういう丸投げっちゃうか、何もしないで元請業者が何もしないで全部任したりなんたり、これはもう当然禁止されているし、これはもう福智町の条例で決まってると思うんですけどね。そういうことがないようにやっぱ監督責任っていうか、そこら辺もやっぱ福智町の方できちとやっぱやっていただいたらですね、ありがたいかなと。議長最後4番目いきます。万が一、今言っ

たようなことが発覚した場合、どのようなことが考えられるのか、見解をお願いしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 防災監査課、山本課長。

○防災管財課長（山本 一博君） 丸投げの恐れがあったり、また丸投げだといったようなところが、工事発注担当課から報告なりを受けた場合には、まず聞き取り調査を実施いたします。その結果、違反が確認でき発覚すればですね、まず指名停止委員会と協議をした上で、福智町の建設工事入札参加者の指名停止要綱、この中の第3条第1項、指名停止の決定により定められた期間の指名停止の措置などが考えられます。また工事請負契約約款にも一括下請負の禁止がうたわれておりますので、あわせて契約の解除等も検討することになるかと思います。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい。ありがとうございます。発覚場合、今いろいろ言われた指名停止、入札参加できない。もし発覚した場合のその期間っていうのはやっぱあるんですかね。よろしくをお願いします。

○議長（皆川 高司君） 山本課長。

○防災管財課長（山本 一博君） 先ほど申しました、建設工事入札参加者の指名停止要綱の別表というものがございます。その別表には、指名停止に至る原因それと期間、これは幅がございますが、その内容の度合いによって、何ヶ月から何ヶ月そういった幅がありますけど、それは指名停止委員会の中で、その期間は決定されます。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） いろいろ説明していただきました。そんなことがない方が一番いいんですけどね。もしもあったときはもうやっぱ行政としての責任も問われることになるかもしれない。まずない方が一番いいかなと思いますので、監督責任もしっかりその工事、工事ですね、していただければありがたいかなと思います。これで終わりたいと思いますけど、今年も1年間お世話になりましたけど、来年度はまたいい年でありますようにですね、祈念申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（皆川 高司君） お疲れ様でした。次は木戸議員ですけどここで10分休憩します。

午後2時11分休憩

午後2時20分再開

○議長（皆川 高司君） 一般質問を再開します。次は木戸勝正議員の一般質問を許可します。木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） ただいまより、一般質問を行います。最初にですね令和7年度コ

コミュニティ助成事業希望書についてお尋ねします。どこの地区が提示しているのか、それを聞きたい。7年度です。

○議長（皆川 高司君） 企画振興課長、木村さん。

○企画振興課長（木村 貴代美君） ご質問にあっていますコミュニティ助成事業ですけれども7年度中に申請をして、8年度に実施するというものになっております。前年度に申請をして、当該年度に実施するということでございますので、今、8年度に実施したいという申請を7年度に受けておりますのでその状況でよろしいでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） これは大体、申請書は8月ぐらいか9月頃になると思いますけど、去年のですね、したところが、もう決定していると思いますが、これは何か所ありますか。

○議長（皆川 高司君） 木村課長。

○企画振興課長（木村 貴代美君） 昨年度申請がありましたのが2件、上金田行政区と金田6区行政区の方から申請があっております。その2件です。

○議員（8番 木戸 勝正君） 去年は2件ですかね。もう1回お願いします。どこど、どこですか。

○議長（皆川 高司君） 立って質問してください。質問を立ててください。木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） はい。もう一度ですね、どことどこの地区か教えてください。

○議長（皆川 高司君） はい。木村課長。

○企画振興課長（木村 貴代美君） 金田2区の上金田行政区と金田6区の人見地区との2件となっております。

○議長（皆川 高司君） はい木戸議員。もう3回しとるんよ。3回質問してる。

○議員（8番 木戸 勝正君） 2番目に行きます。

○議長（皆川 高司君） そうですか。すいません。

○議員（8番 木戸 勝正君） 今1番目終わったんで、これが2番目の初めて1回目です。お願いします。次は一般財団法人の自治総合センターの助成金はどこの地区に決定したのか、その中でどういう内容で決定されたのか、2区と6区ですね。2か所になっておりますが、どことどこの2か所でどういう内容。例えば、祭りばやしの台とか獅子舞の何とか。そういう内容があれば、この2つはどういう内容で決定できたのか、それを聞きたいんです。

○議長（皆川 高司君） 企画振興課長、木村さん。

○企画振興課長（木村 貴代美君） 今年度は上金田行政区の上金田郷土芸能保存会次世代継承事業費ということで決定がなされまして、本年度事業がもうすでに終わっているところでございます。内容としましては、獅子頭と獅子舞の衣装等の改修等の取りかえで事業費を使われておりま

す。

○議長（皆川 高司君） 木戸議員。

○議員（８番 木戸 勝正君） 上金田は要するに郷土芸能の獅子舞とかそういう衣装をしたということですね。人見の方も聞きたい。

○議長（皆川 高司君） 木村課長。

○企画振興課長（木村 貴代美君） 申請があった段階では人見地区は山笠の土台を新しく取りかえたいという申請がございましたが、今回決定を受けたのは金田２区の上金田の事業だけです。で、人見の方は何も事業は、このコミュニティ助成での事業は実施しておりません。

○議長（皆川 高司君） 木戸議員。

○議員（８番 木戸 勝正君） 人見地区は山笠台の関係で申請があたってですね。はい、わかりました。次に行きます。

○議長（皆川 高司君） どうぞ。

○議員（８番 木戸 勝正君） 令和７年度の福智町助成金の補助金助成金において、予算額は１０１件で、５億３１７７万９０００円を支出しているが、３款１項１目の社会福祉総務費の社会福祉協議会助成金は、５６０８万７０００円の支払いの内容を聞きたいと思っております。助成金の対象事業は大きく４款に費用を提示してもらっていることですが、その中の４款のうちに、１番目、２番目、３番目、４番目を資料もらっております。これをちょっと説明してもらいたいと思いますので、お願いします。

○議長（皆川 高司君） 福祉課長、藤村さん。

○福祉課長（藤村 成美君） 福智町社会福祉協議会から令和７年度助成金交付申請書が提出されております。その助成金の事業の内訳としましては、社会福祉協議会運営事業に６２３万９０００円。社会福祉協議会職員等任用事業に３２８２万７０００円、福祉センター運営事業に１１４３万９０００円、福祉活動専門員設置事業に５５８万２０００円が計画として上がってきたところです。

○議長（皆川 高司君） はい。木戸議員。

○議員（８番 木戸 勝正君） よくですね私、町内を歩くとですね、町民からよく聞かれます。社会福祉協議会から事務員のですね、会計年度の事務員をこちらの方に募集をして送り込んでおりますが、もういつも一緒にある人間が長いと。ときには違う人も入れて欲しいということの声をかなり聞きます。その募集の仕方は、こちらは聞けていない。わかりました。

○議長（皆川 高司君） はい。藤村課長。

○福祉課長（藤村 成美君） 社会福祉協議会の職員につきましては、社会福祉協議会の中で選考を行い採用決定をしておりますので、町は関与をしていない状況です。

○議長（皆川 高司君） 木戸議員。

○議員（８番 木戸 勝正君） こちらでははっきりわからないので社会福祉協議会の方が募集をして、そしてその募集から要するにこっちの受け付けになっておりますね。いろいろな方が。そういうふうな会計年度に、交渉している訳ですね。福祉としては全然内容はわからないでしょ。わかります。

○議長（皆川 高司君） はい。藤村課長。

○福祉課長（藤村 成美君） 福祉課といいますか福智町として社会福祉協議会の採用等には関与はしておりませんので、社会福祉協議会が募集をし、社会福祉協議会が選考を行って決定をしているところです。

○議長（皆川 高司君） 木戸議員。

○議員（８番 木戸 勝正君） 要するに社会福祉協議会の方から募集をしまして会計年度ですね、そういう職員をですねそしてこっちに入るのがおるでしょ。是石さんが担当しているところとなっておりますね。ああいうところも全部あれ社会福祉協議会から来てますかね。違います。どこから来てます。または別な会社から、派遣しておりますかね。

○議長（皆川 高司君） 質問内容わかった。どなたが答えますか。

○議員（８番 木戸 勝正君） 私がさっき言ったようにね、福祉の方はわからない。関与してないからということで、そうでしょ。向こうの方が募集して対応して決定してくるということですね。わかりました。

○議長（皆川 高司君） 次いきますか。

○議員（８番 木戸 勝正君） 次にいきます。

○議長（皆川 高司君） 木戸議員。

○議員（８番 木戸 勝正君） 次はですね、令和６年の徴収率についてお尋ねいたしたいと思います。各種税の徴収率についてお尋ねいたします。６年度の町税の収納状況はいろいろありますが、国民健康保険とか、町民税とか、いろいろ法人、個人分とかですね。そして固定資産税、軽自動車、国民健康保険の徴収率が悪いので、特に滞納繰越分が非常に悪いんですよ。これを一生懸命がんばって欲しいということで私は言っております。また今年の半年間出しておりますけど、税の徴収関係も、これをもう少しちょっとですね、今言うようにですね、国保とですね町県民はちょっと今落ちておりますので、これもですねできる大変限り１００％に近づけて努力して欲しいなと私は考えておりますので、税務課長よろしくお願いします。

○議長（皆川 高司君） 税務課長、森野課長。

○会計管理者兼税務課長（森野 道正君） 税務課森野でございます。今木戸議員のおっしゃる通り例年滞納繰越分がですね、徴収率低い状況となっておりますけども、職員一丸となりまして滞

納処分に向かってですね、取り組んでいますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 木戸議員。

○議員（８番 木戸 勝正君） 次に移ります。２番目です。不能欠損の件数及び理由を尋ねる。

今年、去年不納欠損は大体何件ぐらいありまして、どういう内容で不納決算したのか、それを尋ねたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 税務課長、森野さん。

○会計管理者兼税務課長（森野 道正君） 令和６年度の決算におきましては４８６件でございます。理由、内訳といたしましては５年の消滅時効によるものが３９８件、執行停止後３年を経過したものが５７件。無財産等による差し押さえ財産がないものが３１件でございます。

○議長（皆川 高司君） 木戸議員。

○議員（８番 木戸 勝正君） ３年の執行関係が５７人もおりますので多いと思いますが、もう少しがんばって徴収すれば、これもやはり減ってくると思います。３年ですね執行の関係で。そして会社とかそういう関係は閉鎖とか、本人が死亡でおらんとかそういうのも中にあると思いますけど。それはもうしょうがない。今言ったように３年執行の全然おらんところそれをもう少し調査して、徴収率をあげて欲しいと思いますので、よろしくお願いします。いいですか。

○議長（皆川 高司君） 木戸議員。

○議員（８番 木戸 勝正君） 次の３番目に移りたいと思います。はい。現在、田川県税事務所所長及び県知事の成績優良市町村の優良税務職員表彰は現在も実地しておりますか。

○議長（皆川 高司君） 森野課長。

○会計管理者兼税務課長（森野 道正君） 現在は実施されておられません。

○議長（皆川 高司君） 木戸議員。

○議員（８番 木戸 勝正君） 現在はしていませんということでわかりました。次に４番目に移りたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（８番 木戸 勝正君） 田川法務局より新築等の情報が送られてくると思いますが、現在税務課に土地と家屋台帳は記載しているのか税務課長の後ろにありますけれど、例えば登記書からいろいろな表示登記、保存登記、土地の分筆とかいろいろありますが、各種名義変更もありますが、これは、税務課で現在記入をされておりますか。それをお聞きしたいんです。

○議長（皆川 高司君） 森野課長。

○会計管理者兼税務課長（森野 道正君） 現在は手書きでの記載は行っておりません。令和元年度よりですね、登記情報システムというのを導入いたしまして、今はもうデータで管理しております。

○議長（皆川 高司君） 木戸議員。

○議員（８番 木戸 勝正君） 町民の人はですね、できるだけよそに行かないように登記所でですね聞きに行かないようこっちでしたほうが私はいいと思っておりますが、こちらに聞いて、こちらで済むことになったらですね、こちらでしたほうがいいと思います。もう向こうに登記所に任せきりじゃないで、こっちで土地台帳、家屋台帳ありますので、それは記入した方が私はね、町民のために、町民は非常に助かると思います。向こうに行けば必ずお金が発生します。何百円がかかってしまう。こっちへ来てもらってしたほうがですね閲覧でも見てもらったほうがいいと思います。そういう考えをですねこれから検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（皆川 高司君） 森野課長。

○会計管理者兼税務課長（森野 道正君） 税務課の方ですね当然、法務局からの情報をですね、データ管理しておりますので、課税上の情報として税務課では管理しております。今現在個人情報関係もございますので台帳の閲覧に関しては法務局の方でお願いしているところでございます。以上です。

○議長（皆川 高司君） 木戸議員。

○議員（８番 木戸 勝正君） その内容はわかっておりますけどね。法務局行けばそういう登記簿は取れることわかっております。内容はね。私が言うのは住民がですね、わざわざ向こうまでお年寄りはですね年寄りもう腰を曲げて杖をつくような人がきて向こうまで行く必要がない。ここへ来て訪ねて閲覧でもできたらどうかねと言うことで私わ今、これを言ってるわけでございますので、課長そのとこ今後ですね、町民のためにも検討よろしく願いいたします。次、５番目に移ります。今年の新築家屋は何件ぐらいでございますかね。何件ありましたかね。新築家屋調査。

○議長（皆川 高司君） 森野課長。

○議員（８番 木戸 勝正君） 本年度の新築家屋に関しましては調査対象３９件となっております。

○議長（皆川 高司君） 木戸議員。

○議員（８番 木戸 勝正君） それに対してですね税務課の方がいろいろ家屋の資料関係で、家を確認して税金を回収いたしますので、その税金を課税した中で決定した中でそれを本人に通知します。そして本人がですね、異議申し立てをした場合はですね、今年は異議申し立ては何件ほどありました。

○議長（皆川 高司君） 森野課長

○会計管理者兼税務課長（森野 道正君） 現在のところ、そういう異議等の申請はございません。

○議長（皆川 高司君） 木戸議員。

○議員（８番 木戸 勝正君） 万が一それがあった場合ですね、１人でもあれば、審査協議会にこれたてなと思います。その審査協議会の委員は現在、何人おりますかね。名前は誰と誰と誰ですかね。３人って決まってるんだよね。３人ですよ。

○議長（皆川 高司君） 森野課長。

○住宅課長（前川 司君） おっしゃる通り固定資産評価審査委員の人数は３名でございます。

○議長（皆川 高司君） 木戸議員もう３回進みましたよ。

○議員（８番 木戸 勝正君） ３人のね名前、例えば深見さんとか。

○議長（皆川 高司君） 森野課長。名前言えるんやったら言うてください。言えなければ言わなくていいです。どうぞ。

○会計管理者兼税務課長（森野 道正君） 氏だけでよろしかったらですね。申し訳ございません。下の名前までちょっと今手元に資料ございませんが、おっしゃる通り旧役場職員ＯＢの深見さんと、中尾さん、旧方城地区の村田さんでございます。

○議員（８番 木戸 勝正君） はい。議長。

○議長（皆川 高司君） 木戸議員、今度もう４回目か５回目になりますよ。もう最後です。はいどうぞ。

○議員（８番 木戸 勝正君） 最後お願いします。

○議長（皆川 高司君） はい。木戸議員。

○議員（８番 木戸 勝正君） その中でですね固定資産評価審査委員が３人ですが、その３人は非常に、資材の方は詳しい人ですか。詳しいなければ税金を課税するのはなかなか難しいと思います。物価が上がっておりますので、消費の資材上がっておりますのでですね。できるだけ、詳しい人を選任したほうがいいと思いますので、その点を検討してください。今後は、以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

—————・—————・—————

○議長（皆川 高司君） お疲れ様でした。以上で一般質問を終わります。本日の日程はすべて終了しました。皆様にお諮りします。明日１１日に予定していた一般質問もすべて終了しました。明日予定していた一般質問の議事日程を繰り上げ、最終本会議にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、明日は一般質問の議事日程を繰り上げ最終本会議とすることに決定しました。明日、午前９時より開催いたしますので、ご参集ください。それでは会議を閉じます。これにて散会いたします。

午後2時44分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和7年 第4回 (定例) 福 智 町 議 会 会 議 録 (第3日)

令和7年12月11日 (木曜日)

議事日程 (第3号)

令和7年12月11日 午前8時59分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 各常任委員会委員長報告

- ・総務文教常任委員会
- ・厚生常任委員会
- ・産業建設常任委員会

日程第3 議案第61号 福智町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第62号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第63号 こども家庭庁関係内閣府令の整備等に伴うこども課所管条例の整備に関する条例の制定について

日程第6 議案第64号 令和7年度福智町一般会計補正予算 (第4号) について

日程第7 議案第65号 令和7年度福智町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) について

日程第8 議案第66号 令和7年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号) について

日程第9 議案第67号 令和7年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算 (第2号) について

日程第10 議案第68号 田川地区斎場組合規約の変更について

日程第11 議案第69号 田川地区斎場組合の解散について

日程第12 議案第70号 田川地区斎場組合の解散に伴う財産処分について

日程第13 議案第71号 田川地区広域環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

日程第14 議案第72号 田川郡町村公平委員会委員の選任について

日程第15 議案第73号 福智町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 各常任委員会委員長報告
- ・総務文教常任委員会
 - ・厚生常任委員会
 - ・産業建設常任委員会
- 日程第3 議案第61号 福智町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第62号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第63号 こども家庭庁関係内閣府令の整備等に伴うこども課所管条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第64号 令和7年度福智町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第7 議案第65号 令和7年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第66号 令和7年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第67号 令和7年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第68号 田川地区斎場組合規約の変更について
- 日程第11 議案第69号 田川地区斎場組合の解散について
- 日程第12 議案第70号 田川地区斎場組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第13 議案第71号 田川地区広域環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 日程第14 議案第72号 田川郡町村公平委員会委員の選任について
- 日程第15 議案第73号 福智町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

出席議員（18名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 浦田 大介君 | 2 番 森野 和彦君 |
| 3 番 田寄みゆり君 | 4 番 石谷 光信君 |
| 5 番 橋本 騰馬君 | 6 番 尾崎さつき君 |
| 7 番 小松 繁信君 | 8 番 木戸 勝正君 |

9番	朝部 壽君	10番	楠木 靜則君
11番	堀江 政洋君	12番	沼口 富生君
13番	高津 鶴己君	14番	木村 幸治君
15番	日比生洋一君	16番	矢野 博文君
17番	原田 幸美君	18番	皆川 高司君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	森 めぐみ	係長	秀島 慎一
書記	松井 健太		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	黒土 孝司	副 町 長	竹下 靖
教 育 長	朝部 英晴	会計管理者兼税務課長	森野 道正
総務課長	長野 士郎	企画振興課長	木村貴代美
住民課長	若林 友克	防災管財課長	山本 一博
人権推進課長	白石 貴裕	こども課長	小松 卓美
福祉課長	藤村 成美	保険健康課長	中島貴美子
建設課長	仲村 芳久	農政課長	白石 輝彦
住宅課長	前川 司	診療所事務長	守田裕一郎
学校教育課長	田中 智和	生涯学習課長	澤井 秀孝

午前8時59分開議

○議長（皆川 高司君） おはようございます。ただいまより、令和7年第4回定例会本会議第3日の会議を開きます。本日は議員全員出席しています。ただいまの出席議員は18名です。定足数に達していますので、本日の会議は成立いたします。町長挨拶をお願いします。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） おはようございます。本会議初日で上程いたしました議案第61号から議案第73号までのうち、田川郡町村公平委員会委員の選任議案を除く12議案につきまして、各常任委員会で慎重審議をしていただき、本日最終日を迎えることができました。本定例会で上程いたしま

した議案につきまして、慎重審議の上ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。なお、本会議初日挨拶で申し上げました物価高騰重点支援対策に係る内容につきまして、国の補正予算が間もなく可決される見通しでございます。福智町におきましても、住民の皆様がいち早く支援の準備を進めるため、関連する予算につきまして速やかに措置する必要があることから、臨時議会を開催し補正予算議案を上程する予定で考えておりますので、議員各位のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（皆川 高司君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、12 番田寄議員、13 番石谷議員を指名します。失礼しました。本日の会議録署名議員は12 番沼口議員、13 番高津議員を指名します。

日程第 2. 各常任委員会委員長報告

○議長（皆川 高司君） 日程第 2、各常任委員会報告を議題とします。まずは総務文教常任委員会報告を橋本委員長。はい。橋本委員長。

○総務文教常任委員長（橋本 騰馬君） おはようございます。総務文教常任委員会報告をいたします。お手元に配付してあります報告書の 1 ページから 4 ページです。12 月 3 日、議員委員会にて総務文教常任委員会を開催しました。本定例会で当委員会に付託された案件は議案 3 件です。慎重に審議した結果すべて可決すべきものと決定しました。委員会での主な質疑等については報告書に記載しておりますので、ご参照願います。以上で総務文教常任委員会報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 次は厚生常任委員会報告を矢野委員長。はい、矢野委員長。

○厚生常任委員会委員長（16 番 矢野 博文君） おはようございます。厚生常任委員会報告をいたします。お手元に配付しております報告書の 5 ページから 10 ページ。12 月 4 日、議会委員会室にて厚生常任委員会を開催いたしました。本定例会で当委員会に付託された案件は、議案 10 件です。慎重に審議した結果すべて可決すべきものと決定しました。委員会での主な質疑等については、報告書に記載しておりますのでご参照願います。以上で厚生常任委員会報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 次は産業建設常任委員会報告を日比生委員長。

○産業建設常任委員長（日比生 洋一君） おはようございます。産業建設常任委員会報告をいたします。お手元に配付されています報告書の 11 ページから 13 ページです。12 月 5 日、議会委員会室において産業建設常任委員会を開催いたしました。本定例会で当委員会に付託された案件は議案 1 件です。慎重に審議した結果すべて可決すべきものと決定いたしました。委員会での主な質疑等につい

ては、報告書に記載しておりますので、ご参照願います。以上で産業建設常任委員会報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） ただいま行った報告について質疑等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。以上で各常任委員会報告を終わります。

日程第 3. 議案第 6 1 号 福智町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第 3、議案第 6 1 号、福智町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案は、表決システムにより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。失礼しました。委員長の報告の通り可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。どうぞ。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数全員。本案は委員長の報告の通り可決されました。

日程第 4. 議案第 6 2 号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第 4、議案第 6 2 号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告の通り可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。全員賛成です。よって本案は委員長の報告の通り可決されました。

日程第 5. 議案第 6 3 号 こども家庭庁関係内閣府令の整備等に伴うこども課所管条例の整備に関する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第 5、議案第 6 3 号、こども家庭庁関係内閣府令の整備等に伴うこども課所管条例の整備に関する条例の制定について議題とします。これより討論を行います本案について討論の方はありますか。田寄議員。

○議員（3 番 田寄 みゆり君） こども家庭庁関係内閣府令の整備等に伴うこども課所管条例の整備に関する条例の制定について反対討論をいたします。児童福祉法等の一部改正により、こども家庭庁関係内閣府令が整備され、この条例が出されました。児童虐待の対応として職員の通報義務の仕組みを設けること。一時保護を適正に行うことができるものの登録制度の創設は、虐待を受けた児童への対応強化であり、必要な措置ですので評価できます。しかしこの条例は 3 歳児から 5 歳児を対象とした小規模保育事業を全国展開することを可能にしたものです。儲けを重視する営利法人の運営も考えられ、保育の質を後退させる恐れがあります。また、実技試験が免除される地域限定保育士を制度化し全国展開させれば、公的保育の非営利原則も後退させることになります。人材確保のためには、保育士の処遇改善や配置基準の見直しがまず必要と考えます。保育制度を後退させ、子供たちの権利が守られないこの条例には反対といたします。

○議長（皆川 高司君） はい。他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告の通り可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。どうぞ。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。よって、委員長の報告の通り可決されました。

日程第 6. 議案第 6 4 号 令和 7 年度福智町一般会計補正予算第 4 号について

○議長（皆川 高司君） 日程第 6、議案第 6 4 号、令和 7 年度福智町一般会計補正予算第 4 号について議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告の通り可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。どうぞ。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め確定します。賛成多数です。よって本案は、各委員長の報告の通り可決されました。

日程第 7. 議案第 6 5 号 令和 7 年度福智町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号について

○議長（皆川 高司君） 日程第 7、議案第 6 5 号、令和 7 年度福智町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号について議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めますこれより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告の通り可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。全員賛成です。よって本案は委員長の報告の通り可決されました。

日程第 8. 議案第 6 6 号 令和 7 年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号について

て

○議長（皆川 高司君） 日程第 8、議案第 6 6 号、令和 7 年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号について議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告の通り可決することについて賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。全員賛成です。よって本案は委員長の報告の通り可決されました。

日程第 9. 議案第 6 7 号 令和 7 年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算第 2 号について

○議長（皆川 高司君） 日程第 9、議案第 6 7 号、令和 7 年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算第 2 号について議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告の通り可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。どうぞ。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。全員賛成です。よって本案は委員長の報告の通り可決されました。

日程第 1 0. 議案第 6 8 号 田川地区斎場組合規約の変更について

○議長（皆川 高司君） 日程第 1 0、議案第 6 8 号、田川地区斎場組合規約の変更について議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方はありますか。はい。田寄議員。

○議員（3 番 田寄 みゆり君） はい。議案第 6 8 号、田川地区斎場組合規約の変更について討論をいたします。この議案は斎場組合の解散を予定として、解散後に田川地区広域環境衛生施設組合に事務業務を移すものです。業務の効率化や職員負担の軽減が目的であると伺いましたが、全く別の組合を 1 つにすることが本当に効率的で合理的なことなのか疑問があります。それぞれの事務の負担が大きくなり、業務の低下や住民サービスの低下に繋がらないでしょうか。東部環境衛生組合では、各自治体への議事録配布がされず情報公開制度にも後ろ向きでした。情報を公にする仕組みを求めます。今後は消防組合や水道事業でも 1 つにする動きが加速することが考えられます。そしてより広域化になるということも心配です。広域化されることで、そこに大きな力が生まれ、権力が集中するという危険はないかと危惧いたします。以上のことから、議案第 6 8 号に反対するとともに、同じ理由で議案 6 9 号、議案 7 0 号、議案 7 1 号にも反対いたします。

○議長（皆川 高司君） はい。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めますこれより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告の通り可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。どうぞ。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。よって本案は委員長の報告の通り可決されました。

日程第 11. 議案第 69 号 田川地区斎場組合の解散について

○議長（皆川 高司君） 日程第 11、議案第 69 号、田川地区斎場組合の解散について議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告の通り可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。どうぞ。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。よって本案は委員長の報告の通り可決されました。

日程第 12. 議案第 70 号 田川地区斎場組合の解散に伴う財産処分について

○議長（皆川 高司君） 日程第 12、議案第 70 号、田川地区斎場組合の解散に伴う財産処分について議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告の通り可決することについて賛成または反対のボタンを押してください。どうぞ。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め確定します。賛成多数。よって本案は委員長の報告の通り可決されました。

日程第 13. 議案第 71 号 田川地区広域環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

○議長（皆川 高司君） 日程第 13、議案第 71 号、田川地区広域環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告の通り可決することについて賛成または反対のボタンを押してください。どうぞ。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め確定します。賛成多数。よって本案は委員長の報告の通り可決されました。

日程第 14. 議案第 72 号 田川郡町村公平委員会委員の選任について

○議長（皆川 高司君） 日程第 14、議案第 72 号、田川郡町村公平委員会委員の選任について議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案について原案の通り同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め確定します。賛成多数。全員賛成です。よって本案は原案の通り同意されました。

日程第 15. 議案第 73 号 福智町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定

める条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第15、議案第73号、福智町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方はありますか。田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） はい。議案第73号福智町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について反対討論をいたします。この制度は、保護者の就労の有無などに関係なく、生後6ヶ月から3歳未満までの子供を、どの地域からでも保育施設で預かることができるというものです。子育て支援のためという名目で国は進めようとしています、次の理由で反対をいたします。1つ、子供が短時間日替わりで利用することは、アレルギーや発達状態などの、情報をきちんと把握することができず、事故に繋がりがねないため、保育の質と安全性への不安があります。また、預けられる子供自身にも不安を与え、ストレスとなります。2つ、利用者が日替わりになることで、今でさえ大きな保育士の負担がさらに増えることになり、質の低下も心配されます。3つ、事業所の認可基準は不透明で必要な保育従事者のうち、保育士の資格を持つものが半分でよいとされており、制度導入ありきで保育士不足の根本的解決になっていません。4つ、保護者と事業者間の直接契約となることで、公的な責任が曖昧になる恐れがあります。5つ、町内の複数の保育施設を訪問して、保育士さんに直接声を聞いてみました。何より現場の保育士さんたちが、この法律の導入に不安を持って、こんな制度が導入されたら、現場で何が起こるか心配です。働き続けられるかどうかかわらなくなると言われていました。6つ、保護者の方にも聞きました。福智町ではファミリーサポート制度がありますので、それを利用したらよいのではないかと。これは福智町にお住まいの方限定ですけど。ファミサポを是非利用したらいいということでした。日本共産党は、すべての子供の育ちを応援するという立場ですが、今の政府案では安全性が保障されず、子供にも保育士にも大きく不安がかかる懸念があります。国と自治体はまず保育士の処遇を改善し、人手不足を解決すべきではないでしょうか。このことを訴えて反対討論といたします。

○議長（皆川 高司君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告の通り可決することについて賛成または反対のボタンを押してください。どうぞ。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め確定します。賛成多数。よって本案は委員長の報告の通り可決

されました。

_____・_____・_____

○議長（皆川 高司君） 以上で本日の日程はすべて終了し、今定例会に付された事件はすべて終了しました。会議規則第7条の規定により、これをもちまして令和7年第4回福智町議会定例会を閉会します。

午前9時24分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員